

4 教育厚生委員会関係

原 爆 被 爆 対 策 部
福 祉 部
市 民 健 康 部
こ ど も 部
総 合 事 務 所
教 育 委 員 会

原爆被爆者対策

昭和20年8月9日、広島市に次いで史上2発目の原子爆弾が本市に投下され、市北部の浦上地区一帯は、人類の想像を絶する焦熱地獄と化し7万余の尊い市民の生命が奪われた。

国においては、被爆50周年の節目の年にあたる平成7年7月に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を施行し、保健、医療及び福祉にわたる総合的な被爆者援護対策の充実が図られているところである。

また、平成14年4月1日より爆心地から12km以内の被爆未指定地域が健康診断特例区域に追加指定され、被爆体験者の支援事業が始められた。被爆から78年が経過するなか、更なる援護対策の充実が図られている。

1 原爆被爆者対策のあゆみ

昭和20年 8月	9日午前11時2分、長崎市に原子爆弾投下
23年 7月	「原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）」の長崎施設を設置
32年 3月	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」の制定公布（32. 4. 1施行）
35年10月	「原爆被爆者実態調査」を実施（長崎県・市、広島県・市）
40年11月	原子爆弾被爆者実態調査の実施（国が初めて行った全国一斉調査）
42年 9月	長崎市「原爆死没者調査」を実施
11月	広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）を設置
〃	長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）を設置
43年 5月	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の制定公布（43. 9. 1施行）
8月	平和公園に「原爆殉難者名奉安所」が完成、原爆死没者名簿の奉安を開始
47年11月	長崎県・長崎市「原爆被爆者とその家族の基本調査」を実施
49年 1月	原爆被爆者二世の健康診断を初めて実施（長崎・広島四県市）
4月	長崎市「被爆隣接地域被災状況調査」を実施
10月	被爆者健康手帳（一般・特別）の一本化実施
	政令改正に伴い、長崎の被爆地域（健康診断特例区域）を追加指定 （時津村、長与村の一部）
50年 3月	長崎市原爆被災復元調査が一応完了（45年から5カ年計画）、原爆被災復元調査事業報告書を刊行
4月	原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）を改組、財団法人「放射線影響研究所」が発足
9月	厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」を実施
51年 9月	厚生省が「土じょう残留放射能調査」を実施
	政令改正に伴い、長崎の被爆地域（健康診断特例区域）を追加指定 （福田村、式見村、三重村、矢上村、日見村、茂木町の一部）
52年 6月	厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」（50. 9実施）の結果を発表
54年 4月	「原爆被爆者被災調査」の実施（3カ年計画）
6月	厚生大臣の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」（基本懇）が設置される。
55年 2月	原爆被爆者二世の健康診断の実施（全国）
12月	原爆被爆者対策基本問題懇談会が、原爆被爆者対策の基本理念及びこれに基づく原爆被爆者対策の基本的在り方等に関し意見を取りまとめ、12月11日に厚生大臣に報告
57年 2月	厚生省「原爆被爆者状況調査」実施（長崎市、広島市の被爆者1/10を抽出）

昭和58年 1月	長崎市「原爆被爆者老人調査」(60歳以上)を実施
60年10月	厚生省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施(生存者・死没者調査)
62年 6月	「原子爆弾被爆者実態調査」(60. 10実施)の生存者調査分結果公表
63年 6月	「長崎原爆被爆地域問題検討会」を長崎市、県共同して設置
63年11月	「原爆被爆者老人調査」実施(62年調査時未回答の者、要介護と回答した者)
平成元年12月	「長崎原爆被爆地域問題検討会」が長崎原爆被爆地域以外への放射線の影響に関する調査方法について報告書を提出
2年 5月	「原子爆弾被爆者実態調査」(60. 10実施)死没者調査の結果及び生存者調査自由記載欄の概要が厚生省から発表される。
7月	「原爆無縁死没者遺骨の遺族調査」を全国的に開始(以降毎年実施)
8月	長崎原爆被爆地域問題検討会が「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」を実施
3年 6月	「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」の報告書がまとめ、国へ提出
11月	「長崎原爆被爆地域シンポジウム」を長崎市、長崎県と共同で開催
5年 9月	「長崎市被爆50周年記念事業検討委員会」を設置
6年 2月	「長崎市被爆50周年記念事業市民委員会」を設置
6月	「長崎市被爆50周年記念事業市民委員会」より市長に報告書を提出
12月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定公布(7. 7. 1施行)
〃	「長崎原爆残留放射線プルトニウム調査報告書」(3. 6提出)について、厚生省は残留放射能による健康影響はないとする検討結果を発表
7年 7月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の施行
9月	被爆地域拡大是正に関し、長崎市及び周辺6町、長崎県の議会において、爆心地から半径12kmの範囲にある地域を被爆地域(健康診断特例区域)として指定するよう求める決議を可決
11月	厚生省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施(生存者・死没者調査、被爆体験について)
8年 4月	「長崎市原爆死没者追悼平和祈念館建設問題検討委員会」を設置
12年 3月	「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書」を取りまとめる。
4月	上記報告書を厚生省に提出
6月	被爆地域拡大是正に関し、長崎市及び周辺6町、長崎県の議会において、爆心地から半径12kmの範囲にある未指定地域を、健康診断特例区域に指定するよう求める意見書を国に提出
7月	国及び各政党・全国会議員に対し、被爆地域拡大是正要請行動を展開(於:東京、24日～28日)26日には、「長崎原爆被爆シンポジウム」を開催
10月	厚生省保健医療局長(現、厚生労働省健康局長)の諮問機関として、「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」(検討会)が設置される。
13年 3月	検討会の下部組織である調査研究班の現地調査が、長崎市及び周辺6町で実施される。
8月	国の「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」が最終報告書を提出
12月	国に「在外被爆者に関する検討会」を設置
12月	厚生労働省の平成14年度当初予算に被爆地域拡大及び在外被爆者に関する関連事業が予算化される。
14年 2月	長崎県・市が「被爆地域(健康診断特例区域)拡大に係る事業検討会」を設置
3月	長崎市立原子爆弾被爆者健康管理所の廃止(14. 3. 31)
4月	政令改正に伴い、第二種健康診断特例区域が指定(爆心地から12km区域内の被爆未指定地域)され、また被爆体験者精神影響等調査研究事業を開始

	これに伴い第二種健康診断受診者証及び被爆体験者医療受給者証の申請受付開始
平成14年 6月	「在外被爆者渡日支援等事業実施要綱」を施行（14. 6. 1）
15年 4月	在外被爆者に対する手当等支給を開始（遡及分を含む）
9月	長崎県・市が「被爆体験者実態調査委員会」を設置
16年1～	
4月	長崎県内において、現在爆心地から半径12kmの区域外に居住する被爆体験者に対し、「被爆体験者実態面談調査」を実施、その報告書と要望書を国に提出。
12月	国の「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」が報告書を提出
17年11月	厚生労働省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施（国内被爆者1/4抽出、在外被爆者全員）
	在外公館において、在外被爆者の原爆諸手当（介護手当を除く）及び葬祭料の申請受付を開始
18年 4月	「平成18年度在外被爆者支援事業実施要綱」を施行（従前の要綱は廃止）、国の委託事業となる
	長崎市において「在外被爆者支援事業実施要綱」による在外被爆者保健医療助成事業を開始
19年 5月	在外被爆者に対する平成9年11月以前の未払手当の支給を開始
20年 4月	「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会」が報告書を長崎県・市に提出
5月	上記報告書及び要望書を厚生労働省に提出
12月	改正援護法が施行（20. 12. 15）され、在外公館を通じて被爆者健康手帳の交付申請ができるようになる。
21年 4月	「被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱」の改正に伴う、新たな方針に基づく新規受付開始
22年 4月	在外被爆者が日本国外から原爆症認定申請、第1種及び第2種健康診断受診者証の交付申請が可能となったことに伴い申請受付を開始
25年 9月	「長崎市原子爆弾放射線影響研究会」を設置
26年11月	厚生労働省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施（国内被爆者3割抽出、在外被爆者全員）
30年 4月	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の一部改正により、被爆体験者精神医療受給者証の有効期間が1年から3年となった。
令和 5年 4月	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の一部改正により、次のとおりとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の支給対象となる疾患が拡充され、がんの一部も対象となった。 ・ 受給者証の有効期間が廃止され、更新手続きが不要となった。 ・ 事業の対象が長崎県外居住者にも拡大された。

2 原爆被爆者対策費当初予算の概要

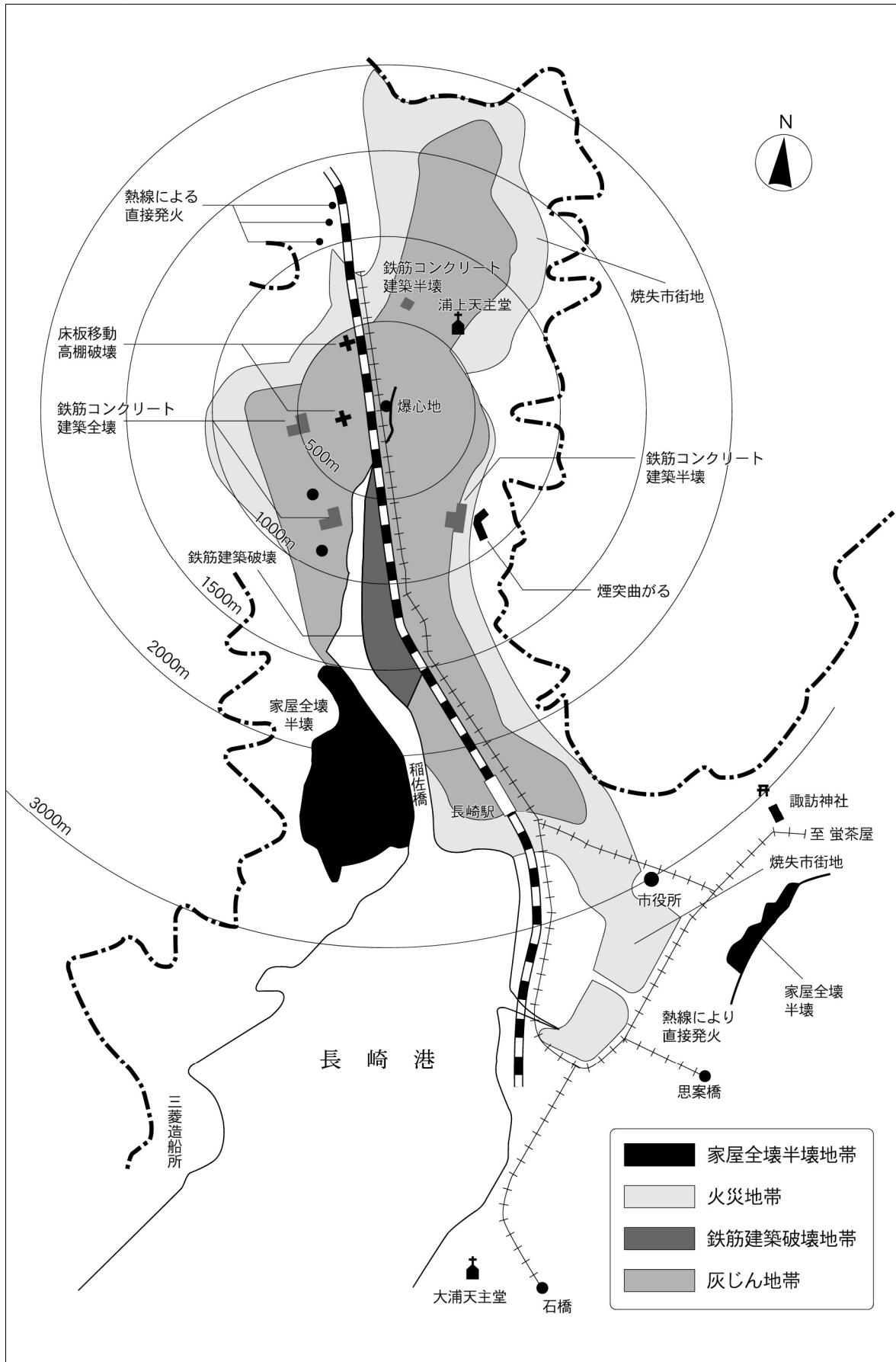
令和5年度当初予算においては、一般会計予算に占める民生費の割合は48.6%、民生費に占める原爆被爆者対策費の割合は、13.4%となっている。

原爆被爆者対策費のうち国庫支出金は132億5,243万9千円で92.7%、一般財源は10億3,689万3千円で7.3%を占めている。

令和5年度当初予算の概要

原 爆 被 爆 者 対 策 費				財 源 内 訳			
区 分	予算額	構成比	対前年度比	区 分	予算額	構成比	対前年度比
	千円	%	%		千円	%	%
合 計	14,290,464	100	△3.5	合 計	14,290,464	100	△3.5
総 務 費	188,037	1.3	△2.5	国 庫 支 出 金	13,252,439	92.7	△3.5
医 療 援 護 費	1,300,234	9.1	17.8	県 支 出 金	—	—	—
特 別 援 護 費	10,534,941	73.7	△5.7	地 方 債	—	—	—
保 健 福 祉 施 設 費	1,119,277	7.8	△1.0	そ の 他	1,132	0.1	△77.2
一 般 援 護 費	1,147,975	8.1	△5.7	一 般 財 源	1,036,893	7.2	△2.3

原子爆弾による長崎市の被害略図



(長崎原爆被爆五十年史)

3 原子爆弾の投下と被害状況

昭和 20 年 8 月 9 日午前 11 時 2 分、長崎市北部の浦上地区、松山町 171 番地テニスコートの上空約 500 メートルでさく裂した一発のプルトニウム爆弾の一閃によって、史上空前の大惨事をひき起こし、その年のうちに 7 万余の尊い人命が失われた。

被爆中心部は、ほとんど全滅の状態で、たまたま被爆地域外に旅行中または外出中のもの、あるいは横穴壕などに入っていたごく僅少の人々が被害を受けなかった程度で、町内会長、隣組長等の町内の幹部も大部分死亡または行方不明となったため、正確な死傷者を調査することは困難であった。(長崎市制 65 年史後編・長崎原爆戦災誌第 2 巻による)

原爆資料保存委員会の報告(昭和 25 年 7 月発表)によると、当時の被害状況を次のようにあげている。

死	者	73,884 人			
重	軽	傷	者	74,909 人	
罹	災	人	員	120,820 人	(半径 4km 以内の全焼、全壊の世帯員数)
罹	災	戸	数	18,409 戸	(半径 4km 以内の全戸数、市内総戸数の約 36%)
全	焼	11,574 戸	(半径 4km 以内、市の約 3 分の 1 に当たる)		
全	壊	1,326 戸	(半径 1km 以内を全壊とみなしたもの)		
半	壊	5,509 戸	(半径 4km 以内を半壊とみなしたもの)		

上記の死者 7 万 3,884 人のうち 1 万 7,358 人は、被爆直後死体検視済のものである。昭和 20 年 5 月末調査の配給人口が 23 万 3,935 人となっている事実から、被爆直前までの 2 ヶ月間に、戦況の苛烈化に伴う疎開者の増加と、一方軍需産業就業者の流れ込みを考慮に入れると、被爆直前の人口は、大体 21 万人前後と推定される。

また、昭和 25 年 10 月 1 日に実施された国勢調査付帯調査によると、調査時点で生存していた長崎市での被爆者の数は 13 万 1,050 人となっている。

4 被爆者健康手帳等交付状況

(1) 被爆者健康手帳等交付状況

令和 5 年 3 月 末	被爆者健康手帳	20,617 人
	第一種健康診断受診者証	3 人
	第二種健康診断受診者証	4,389 人
	被爆体験者精神医療受給者証	3,786 人

(2) 被爆者健康診断の受診状況

区 分	被爆者等の数	健康診断受診状況		
		一般検査 (延人数)	精密検査	精 検 率
被 爆 者	20,617 人	24,031 人	11,434 人	47.6%
第一種健康診断受診者証交付者	3 人	8 人	3 人	37.5%
第二種健康診断受診者証交付者	4,389 人	3,754 人	—	—

※ 被爆者及び第一種健康診断受診者証交付者の一般検査には、がん検査受診者 9,751 人を含む。

※ 精検率は、精密検査受診者数の一般検査受診者数に対する比率

(3) 被爆者の分類

被爆者は、被爆の際の条件などによって、次のとおり分類される。(広島関係は省略)

被爆者 (法第 1 条)	直接被爆者	法第 1 条 第 1 号	原爆が投下された際の、当時の ①長崎市内、②西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷、小江原郷、③西彼杵郡長与村のうち、高田郷、吉無田郷 で直接被爆した者
	入市者	第 2 号	原爆が投下されてから、2 週間以内の日(長崎は 8 月 23 日まで)に次の区域に立ち入った者 当時の長崎市のうち、西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稲佐町 2 丁目、稲佐町 3 丁目、旭町 1 丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋ノ口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町及び浜平町
	死体の処理及び救護に当たった者等	第 3 号	原爆が投下された際、又はその後身体に原爆放射能の影響を受けるような事情の下にあった者 (たとえば、救護、死体の処理、しゃへい物のない海上で被爆した者、広島の「黒い雨」にあった者)
	胎 児	第 4 号	上記第 1 号、第 2 号、第 3 号被爆者の胎児

被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者	法 附 則 第 17 条 (別表第三)	原爆が投下された際、当時の西彼杵郡の次の区域内にあった者及びその者の胎児であった者 (第一種健康診断受診者証の対象地域) 時津村、長与村(高田郷、吉無田郷を除く)(昭和 49.10 実施) 福田村(柿泊郷、中浦郷、手熊郷、上浦郷)、式見村(向郷、木場郷、牧野郷)、三重村(詰ノ内、白髪、遠木場)、矢上村(現川名、田川内、薩摩城、中尾、矢筈)、日見村(河内名)、茂木町(田手原名、木場名、田上名) (昭和 51.9 実施)
-------------------------	---------------------------	---

被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者	法 附 則 第 17 条 (別表第四)	<p>原爆が投下された際、当時の西彼杵郡と北高来郡の次の区域（原爆が投下された際の爆心地から 12kmの区域内に限る）内にあった者及びその者の胎児であった者</p> <p>（第二種健康診断受診者証の対象地域）</p> <p>西彼杵郡深堀村、香焼村、伊王島村、式見村（向郷、木場郷及び牧野郷を除く。）三重村（詰ノ内、白髪及び遠木場を除く。）、村松村、伊木力村、大草村、喜々津村、矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈を除く。）、日見村（河内名を除く。）、茂木町（田手原名、木場名及び田上名を除く。）</p> <p>北高来郡古賀村、戸石村、田結村（平成 14. 4 実施）</p>
-------------------------	---------------------------	---

5 原爆被爆者援護対策

(1) 被爆者援護法による健康管理と医療の給付

給付等の種類	給付等の内容	
健康診断	一般検査	<p>①被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証 毎年春秋の2回、定期健康診断の実施（このほか、希望により年2回を限度として受診できる） がん検診は希望による健康診断として年1回受診できる</p> <p>②第二種健康診断受診者証 毎年1回の定期健康診断の実施（精密検査、がん検査は受診できない）</p>
	精密検査	①の者で一般検査の結果、その必要があると認められた場合
	収容検査	①の者で一般検査の結果、医師が必要と認めた場合に短期間収容して検査を実施
交通手当の支給	一般検査の受診者で、1回の往復交通費が400円以上の者及び精密検査の受診者で、交通費を支払った者に交通費の実費を支給	
健康診断の特例措置	法附則第17条による健康診断の特例措置の対象者のうち、第一種健康診断受診者証における健康診断の結果、別に指定する障害（造血機能など）があると診断された者については、被爆者健康手帳を交付できる	
認定疾病に対する医療（全額国庫負担）	原爆の障害作用に起因する負傷又は疾病（認定疾病）で、厚生労働大臣の認定を受けた者は、その認定を受けた負傷又は疾病について、指定医療機関で医療を受けた場合全額国費で医療を給付	
一般疾病医療費 〔高齢者の医療の確保に関する法律 社保等優先〕	原爆被爆者が一般疾病（認定疾病以外の疾病）について一般疾病医療機関で医療を受けた場合、一般疾病医療費を支給	
療養費の支給 （立替払いの精算）	認定疾病及び一般疾病について、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外で医療を受けた場合、指定医療機関及び一般疾病医療機関の承認を得て、はり、きゅう、マッサージなどの施術又は治療装具の支給を受けた場合、認定書又は被爆者健康手帳を持ち合わせていなかった場合等、本人が請求された費用を支払い、領収書と診療の明細書等を申請書に添えて市を経由し県知事に申請すれば支払額の範囲内で払い戻しを受けることができる	

(2) 長崎被爆体験者支援事業による医療の給付

「被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患を有する者に対し、当該精神疾患（これに合併する身体化症状又は心身症がある場合は、当該身体化症状又は心身症を含む。）の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図る」ことを目的とし、被爆者援護法外の予算事業として、長崎県及び長崎市が国(厚生労働省)からの委託を受けて実施している。

給付等の種類	給付等の内容
医療の給付	<p>次の対象外疾患を除く被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する全ての精神疾患及び関連する身体化症状・心身症とする。</p> <p>【対象外疾患】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん（認定を受けた一部のがんを除く） ・感染症 ・外傷 ・遺伝性疾患 ・先天性疾患 ・被爆体験以前にかかった精神病 ・むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce） <p>一部のがんについては、認定後、医療給付の対象となる。</p> <p>【対象となるがん】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん ・大腸がん ・肝がん ・胆嚢がん ・膵がん ・乳がん ・子宮体がん <p>また、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による医療に関する給付についても対象とする。</p>
療養費の支給 (立替払いの精算)	<p>次の場合、領収書と診療の明細書等を申請書に添えて申請すれば、審査機関による医療内容の審査の後、本人が支払った額の範囲内で払い戻しを受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急やむを得ない理由により委託医療機関以外の者から医療を受けた場合 ・被爆体験者精神医療受給者証を提示せずに医療を受けた場合 ・医師の承認を得て、はり、きゅう、マッサージ等の施術又は治療用装具（コルセット等）の支給を受けた場合（ただし、柔道整復を除く。） ・被爆体験者精神医療受給者証に新たにがんが追加認定された場合

(3) 被爆者援護法による被爆者援護

手当の種類	支給額 (R5年度) 円	受給者数 (R4年度末) 人	受給の要件	根拠規定
医療特別手当	月額 145,420	1,052	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生労働大臣の認定を受けた人（認定被爆者）のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」）（第24条）
特別手当	月額 53,700	421	上記認定を受けたことのある人で現在治癒等により当該認定に係る負傷又は疾病の状態にない人	被爆者援護法（第25条）
健康管理手当	月額 35,760	18,898	被爆者で次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人 造血機能障害 肝臓機能障害 細胞増殖機能障害 内分泌腺機能障害 脳血管障害 循環器機能障害 腎臓機能障害 水晶体混濁による視機能障害 呼吸器機能障害 運動器機能障害 潰瘍による消化器機能障害	被爆者援護法（第27条）

手当の種類	支給額 (R5年度)	受給者数 (R4年度末)	受給の要件	根拠規定
保健手当	円 (1) 月額 17,940	37	(1) 投下時爆心地から2キロメートルの区域内にあった人、またはその当時その人の胎児であった人(特別手当又は健康管理手当の支給を受けている人を除く)	被爆者援護法 (第28条)
	(2) 月額 35,760	8	(2) (1)の人で厚生省令で定める範囲の身体上の障害がある人又は配偶者、子及び孫のいずれもない70歳以上の人であって、その人と同居している人がいない人	
原子爆弾 小頭症手当	月額 50,050	0	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である人	被爆者援護法 (第26条)
介護手当	月額 105,800以内 (下限額22,830)	139	厚生労働省令で定める範囲の障害があるため、医師が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給	被爆者援護法 (第31条)
	月額 70,520以内		重度障害 介護人等を雇って介護料を支払ったとき	
	月額 22,830	385	中度障害 重度障害 家族介護等で介護料を支払わないとき	
葬祭料	212,000	1,731	被爆者が死亡したとき、その葬祭を現に主として行った人。ただし、死亡原因が原爆の傷害作用に基づくものでないことが明らかな場合を除く	被爆者援護法 (第32条)

(4) 介護保険等利用被爆者助成事業

長崎市では、介護保険導入に伴い、市内の被爆者が福祉系介護サービスを利用した場合の自己負担又は県内の養護老人ホームに入所した場合の費用負担に対し助成している。

事業の種類	対象者	R4年度	
		延件数	延件数
訪問介護	市内に住所を有する被爆者 (所得税非課税世帯)	15,835 件	68,528,755 円
通所介護	市内に住所を有する被爆者	17,948	169,019,298
短期入所生活介護	〃	7,196	126,712,694
認知症対応型通所介護	〃	1,367	25,613,479
小規模多機能型居宅介護	〃	2,874	72,320,227
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	〃	661	18,753,135
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	〃	1,537	25,840,995

事業の種類	対象者	R4年度	
		延件数	延件数
認知症対応型共同生活介護	〃	4,334	126,092,796
介護予防通所介護	〃	2	1,670
介護予防短期入所生活介護	〃	95	544,160
介護予防認知症対応型通所介護	〃	26	244,792
介護予防小規模多機能型居宅介護	〃	226	2,035,444
介護予防認知症対応型共同生活介護	〃	14	367,277
介護老人福祉施設	〃	6,223	187,788,307
地域密着型介護老人福祉施設	〃	1,755	58,720,625
地域密着型通所介護	〃	8,970	84,337,942
介護予防訪問介護相当サービス	市内に住所を有する被爆者 (所得税非課税世帯)	6,425	13,196,653
介護予防通所介護相当サービス	市内に住所を有する被爆者	11,514	42,279,538
老人福祉施設入所被爆者援護助成	長崎市福祉事務所長の措置により 県内の養護老人ホームに入所して いる被爆者及びその扶養義務者(県 内居住者)	700	29,691,552

(5) 法外援護の状況

手当の種類	支給額 (R5年度)	支給件数 (R4年度末)	受給の要件	根拠規定
介護手当付加金	月額 5,000 円以内	442 件	被爆者援護法による介護手当を受けている人のうち、介護手当の支給額を超える介護費用を支出している人。ただし、実際に支出した額がこれらの額より少ないときは実際の支出額	長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱

(6) 被爆者援護事業

ア 原爆被爆者相談事業

(ア) 被爆者相談員による相談

昭和 48 年 11 月、市原爆被爆対策部援護課内に原爆被爆者相談コーナーを開設し、相談業務を開始。

昭和 53 年 4 月、被爆者保健相談事業を開始。被爆者相談員(保健師)が被爆者の健康・生活等の相談を行っているほか、一人暮らしの者、要介護状態にある者等の世帯を訪問し、保健指導を行っている。また、健康づくりのため健康教室を開催している。

令和 4 年度 相談件数 6,364 件

(イ) 家庭訪問相談員による訪問相談

平成 26 年 10 月より家庭訪問相談員(介護支援専門員)を配置して一人暮らしで介護を要するなど各種申請手続きが困難な被爆者に対し、相談員が家庭を訪問して相談に応じている。

令和4年度 相談件数 1,052件

イ 健康テレホンサービス事業

平成8年10月より事業開始、一人暮らしの被爆者が孤立化して身体的・精神的に健康を害しないよう、専門の相談員が電話により生活・健康両面での状況を把握するとともに関係機関との連絡をとりながら支援を行っている。

令和4年度 相談件数 1,801件

ウ 日常生活支援事業（ふれあい昼食会）

在宅一人暮らしの被爆者に食事会（食事代は自己負担）やレクリエーションなどを通してふれあいの場を提供し、一人暮らし被爆者の健康の維持増進・生きがいづくりを行う。

また、自立した被爆者においては要援護被爆者との交流を通してボランティアの精神を学ぶ機会とし、健康の維持増進・生きがいづくりができることを目的として実施している。

（新型コロナウイルス感染対策を行いながら実施）

実施状況（健康管理センター）

令和4年度 開設12回（1回/月） 利用者 70人

（平成13.4月～（公財）長崎原子爆弾被爆者対策協議会へ委託）

（その他の施設※）

令和4年度 開設178回（1回/月×16コース） 利用者 1,635人

（平成10.2月～（公財）長崎原子爆弾被爆者対策協議会へ委託）

※平成24年3月までは「原爆被爆者療養センター『立山荘』（平成24年3月31日閉館）」で実施。平成24年4月からは市内の民間施設（「稲佐山温泉ホテルアマンディ」）で実施。

エ 原子爆弾被爆者養護ホーム入所状況

原子爆弾被爆者の福祉の増進を図るため、身体上もしくは精神上または環境上の理由により養護を必要とし、居宅において養護または介護を受けることが困難な者を受け入れ、養護することを目的として、社会福祉法人純心聖母会が、昭和45年4月長崎市三ツ山町に「恵の丘長崎原爆ホーム」を、また、長崎県被爆者手帳友の会を設置母体として、昭和55年7月西彼杵郡西彼町（現西海市西彼町）上岳郷に「原爆被爆者特別養護ホームかめだけ」が開設され、被爆者の生活福祉の向上に努めている。

入 所 措 置 状 況 (R5.3.31)

区 分	計 (人)			男 (人)		女 (人)		
	計	市	県	市	県	市	県	
合 計	390	322	68	34	13	288	55	
恵の丘	一般養護ホーム	50	43	7	3	3	40	4
	特別養護ホーム	286	255	31	26	3	229	28
かめだけ特別養護ホーム	54	24	30	5	7	19	23	

オ 原爆被爆者ショートステイ事業

平成12年4月より要援護被爆者の介護者に代わって、当該被爆者を一時的に養護する必要がある場合に当該被爆者を一時的に特別養護老人ホームに入所させ、もって要援護被爆者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として実施している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため受け入れを中止した。（緊急対応1件あり）

実 施 状 況 (R4年度)

実施施設	利用定床	利用延人数	利用日数
恵の丘長崎原爆ホーム	3床	0人	0日
原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」	1床	1人	7日

カ 被爆二世の健康診断

原爆被爆者二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断の実施を希望する者が多いため、昭和54年度から国が一般財団法人日本公衆衛生協会に委託して全国的規模で健康診断を実施した。

平成13年度からは国と各都道府県、広島市及び長崎市への委託事業として実施されている。

対象者は、両親又はそのどちらかが被爆者で、昭和21年6月4日（広島被爆は同年6月1日）以降に出生した二世で受診を希望する者。

キ 在外被爆者への支援

(ア) 在外被爆者支援事業

在外被爆者の健康保持及び増進を図ることを目的として、長崎市をはじめ長崎県、広島県、広島市の4縣市等が国の要綱に基づき、手帳等の交付を希望する在外被爆者のうち手帳等の交付の見込があると認められた方に対する旅費支給や、日本での治療が必要であると認められた方が渡日する際の旅費の支給を行っている。（平成14年度から平成17年度は国庫補助事業、平成18年度からは国の委託事業）

平成16年度から、大韓民国に長崎の医師・保健師を派遣し、被爆者に対する健康診断・健康相談事業を長崎県と共同で行っている。

平成18年度から新たに居住国での医療費等を助成する保健医療助成事業を実施している。

区分 年度	手帳等交付渡日支援				渡日治療支援			
	大韓民国	北米	南米ほか	計	大韓民国	北米	南米ほか	計
H20	4人	0人	2人	6人	23人	0人	2人	25人
21	3	2	0	5	25	1	4	30
22	0	0	0	0	19	2	1	22
23	0	0	0	0	6	0	3	9
24	0	0	0	0	9	1	1	11
25	0	0	0	0	4	0	1	5
26	0	0	0	0	1	0	0	1
27	0	0	0	0	3	0	0	3
28	0	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	1	0	0	1
R元	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0

(イ) これまでの支援

a 在米被爆者の渡日治療

日本で被爆し、その後渡米した在米被爆者については、本市の独自事業として昭和57年度から平成4年度まで毎年度2人の在北米被爆者、平成2年度から平成4年度までは毎年度1人の在南米被爆者を招いた。

平成5年度から平成13年度までは、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会として取り組むことになり、毎年度4人の在北米被爆者と、2人の在南米被爆者を招いた。

b 在韓被爆者の渡日治療

大韓民国に在住する被爆者の渡日治療は、日韓両国政府の「在韓原爆被爆者渡日治療実施に関する合意書」に基づいて、昭和55年から昭和61年12月末まで実施された。この間の渡日治療者349人の内、日本赤十字社長崎原爆病院での受け入れは123人であった。

(7) 被爆者援護施設の状況

名 称	開設年月日	建設費	備 考
恵の丘長崎原爆ホーム	昭和45年4月 昭和55年3月(増)	千円 3,352,011	一般養護ホーム 50人収容 特別養護ホーム 300人収容
長崎市原子爆弾被爆者 健康管理センター	平成4年4月	1,565,830	一般検査、精密検査のための諸 施設、健康生活相談
原爆被爆者特別養護ホーム かめだけ	昭和55年7月 平成5年12月(増)	522,464	55人収容

(8) 被爆対策事業

ア 原爆被爆者動態調査事業

(ア) 目 的

長崎市に投下された原子爆弾による人的被害の実態を明らかにするため、既存の資料等を調整し、現在まで長崎市が整備・蓄積してきた原爆死没者名簿との統合化を図り、被爆者の被災状況の解明に努める。また、全国に埋もれている原爆被災(死没者)関係資料の収集を行い、動態調査事業の資料として活用する。なお、本事業は国の要綱に基づく国庫補助事業として実施している。

(イ) 調査期間

昭和57年度から開始。当分の間引き続き実施する。

(ウ) 事業内容

原爆被爆による人的被害の実態を明らかにするという調査目的を踏まえ、これまで実施してきた一連の被災調査あるいはその後新たに収集した各種資料を基礎資料として、その調整及び統合化を進めながら原爆死没者の照合や発掘を行っている。

イ 原爆死没者名簿の奉安

昭和43年8月、松山町平和公園の平和祈念像前に「原爆殉難者名奉安所」を設置した。この奉安所には原子爆弾によって犠牲となられた人々の御霊を慰め、その氏名を永久に記録して人類の恒久平和を祈念するため、原爆死没者名簿が納められた。

平成9年8月1日、平和公園(中心地地区)の再整備工事に伴い、奉安所が原子爆弾落下中心地碑前に移設され、マイクロフィルム化された原爆死没者名簿が納められることとなった。

さらに、平成15年7月からは、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の追悼空間に設置された名簿棚に原爆死没者名簿を納めている。

奉安される死没者は、長崎市に投下された原爆により直接死亡された方々や、被爆者でその後死亡

された方々であり、原爆死没者名簿には、令和4年8月9日現在で192,310名が登載されている。なお、その後遺族からの申し出や調査により判明した方々については、原爆犠牲者慰霊平和祈念式典の前に一括して記載し、毎年8月9日に追加奉安している。

ウ 原子爆弾無縁死没者遺骨の遺族調査

(ア) 概要

長崎市が安置している原子爆弾無縁死没遺骨について、1柱でも多くの遺骨を遺族のもとにお返ししたいという趣旨で、平成2年度から遺族調査を拡大し、市内の自治会、公共施設をはじめ全国の都道府県、市等約2,200箇所「長崎原爆死没者無縁遺骨」の名簿ポスターを送付して掲示方を依頼している。

(イ) 調査対象

令和5年3月31日現在の無縁遺骨は8,964柱で、そのうち122柱の氏名判明者について遺族調査を実施した。

(ウ) 調査結果

平成2年度からの遺族判明等の合計は38柱、うち遺骨引き取りは14柱である。

エ 原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂（原子爆弾無縁死没者遺骨安置所）

昭和34年5月、原子爆弾で犠牲となった無縁死没者の遺骨を安置するため、市内岡町の平和公園横に長崎市が設置した「原子爆弾死没者慰霊納骨堂」は、平和公園の地下駐車場建設工事に伴い同じ場所に建て替えることになり、平成4年1月31日付をもって廃止した。平成6年6月30日、「長崎市原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂」が完成し、同年7月22日に竣工式を行った。

オ 被爆地域の拡大是正のあゆみ

(ア) これまでの被爆地域

長崎の原子爆弾被爆地域は、昭和32年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」で指定され、さらに昭和49年と昭和51年の法令改正により、爆心地から南北に約12km、東西に約7kmの区域が被爆地域となった。しかし、被爆地域は爆心地から同心円状の半径約12kmの区域内が妥当とする考えから、その後も被爆未指定地域の指定に力を注いできた。

(イ) 原爆被爆者対策基本問題懇談会の報告

昭和55年、国の原子爆弾被爆者対策基本問題懇談会において、「科学的・合理的根拠のある場合に限って地域指定を行うべきである。」という答申がなされ、以後これが政府の基本方針となった。

(ウ) 残留放射能プルトニウムの調査

市と県は、平成2年度に「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」を実施し、平成3年6月にその報告書を国に提出した。

国は、平成4年4月に「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査報告書」研究班を設置し、その検討報告書で、「有意性は認められるが、確認された被曝線量では住民への健康影響はない」と結論づけた。

(エ) 被爆50周年の取り組み

平成7年9月定例市議会において、「被爆地域の拡大是正を求める決議」を、また、県及び関係6町の各議会においては被爆地域の拡大是正に関する意見書あるいは決議が全会一致で可決され、これを受けて国への要請行動を実施した。

(オ) 証言調査報告書の作成

市及び関係6町は、平成11年度に「原子爆弾被爆未指定地域証言調査」を実施した。

平成12年6月定例市議会において「被爆地域の拡大是正を求める意見書」を全会一致で議決し、また、県及び関係6町の各議会においても、同様の意見書が議決された。

さらに7月、市、県、市議会、是正協、被爆者団体及び被爆未指定地域住民代表など官民一体となって、東京にて「長崎原爆被爆シンポジウム」の開催と厚生省、国会議員全員等への要請行動を実施した。

(カ) 被爆地域拡大是正の実現

平成13年3月、国の「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」の研究班による現地調査が市及び関係6町で実施された。国はこの報告書を受けて、同年12月に下記の方針を示した。

- 1 爆心地から12kmの区域内で、現在、被爆地域及び健康診断特例区域に指定されていない区域を、被爆者援護法の「健康診断特例区域」とし、健康診断を実施する。
- 2 今回の指定区域は、原爆の放射線による健康被害は認められないことから、被爆者援護法に規定する医療等の施策の対象とはならない。ただし、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響が認められた場合、関連する疾病・疾患については、被爆者援護法に準じた医療費を支給する。

(キ) 長崎被爆体験者支援事業の開始

「拡大地域支援室」を設置し、平成14年4月1日から第二種健康診断及び長崎被爆体験者支援事業（医療費の支給）を開始した。

(ク) 制度の見直し

国は、平成16年10月に「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」を設置し、市と県が居住要件の撤廃の根拠として提出した被爆体験者実態調査報告書と併せて、事業の在り方についても検討を行った。検討会からは、「爆心地から12kmの区域内から転出し、現在、長崎県内に居住する被爆体験者も含めることが適当である。」との報告と、事業のあり方について、「本来の目的に立ち帰って、効果的な内容や仕組みとしていくことが重要である。」との指摘があった。

国は、これを受けて事業の全面的な見直しを行い、平成17年6月1日から新たな要綱の適用を開始した。新要綱における主な改正点は次のとおり。

- ・居住要件を、「現に長崎県の区域内に居住している者」にまで拡大した。
- ・医療費支給の対象となる精神疾患及びその精神疾患に合併する合併症を明記限定し、個人ごとに特定することとした。
- ・被爆体験者精神医療受給者証の更新診断を、3年に1回から毎年とした。

この改正に伴い、受給者証交付の判断基準が変更され、対象者全員が改めてスクリーニング検査から手続きをすることとなった。

その結果、これまで受給者証を所持していた方の約3割が対象外となり、また、更新診断が毎年になり対象者や医療機関の負担が増えたことから、平成17年11月に長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会などを通じ、国に改善要望を行い、あわせて県選出の国会議員への働きかけも行った。

なお、判断基準について、国は、「この事業は直接の被爆体験に起因する不安に着目したものであることから、被爆体験の記憶がない者はこの事業の対象とならない。これは制度創設時から同じである」との見解を示した。

(ケ) 再検査の実施

国への要望の結果、平成18年6月に要綱が一部改正され、平成17年度にスクリーニング検査を

受けたものの受給者証の交付を受けていない方を対象に再検査が実施されたが、判断基準が変更されていないため、認定者は受検者の約5割にとどまった。

(コ) 判断基準及び制度の改善の要望

市と県は、判断基準の改善につながる科学的根拠について、「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会」に検討を依頼し、再検査及び被爆体験者実態調査のデータの集計・解析の結果をもとに検討会において検討した結果、平成20年4月、市長、県知事に対し、「記憶の有無が事業への該当・非該当を決める要因として適切ではなく、記憶の有無に係わらず、被爆体験に基づく不安を抱きながら、要医療性の精神疾患に悩んでいる者は、事業の該当者として救済されるべきであろう。」との報告がなされた。

平成20年5月、市長、県知事、県市の両議会議長が、報告書を厚生労働省へ提出し、判断基準の改善、更新診断を3年に1回にすること及び新規発症疾患の随時追加を要望し、さらに、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会を通じて重ねて要望をするとともに、政党において設置されたプロジェクトチームや懇談会に対し、専門家により報告書の内容を説明し、要望に対する支援と協力をお願いした。

(サ) 長崎被爆体験者支援事業の改正

国への要望の結果、平成21年3月に実施要綱が一部改正され、同年4月より、被爆体験者精神医療受給者証の毎年の更新手続きにおける精神科医による診断が3年に1回となり、新規疾患の追加認定が更新時に限らず随時可能となった。

また、同月から、被爆体験者精神医療受給者証の認定基準も見直され、被爆体験の記憶の要件が撤廃された。これに伴い、長崎県と市は、平成17年度の事業の改正により、被爆体験の記憶がないとして対象外となった者で、被爆体験者精神医療受給者証の交付を希望する者に対し、改めて精神科医による診断を実施し、認定作業を行った。

(シ) 被爆体験者精神医療受給者証更新手続きの簡素化の要望

高齢化する被爆体験者の負担軽減を図るため、平成23年7月、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会が毎年実施している国への要望項目に被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きの簡素化についての要望を新たに加え、国に要望を行った。

(ス) 長崎市原子爆弾放射線影響研究会の設置

平成25年9月に原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項について、専門的見地からの情報収集及び意見交換を行い、被爆地域の拡大是正などの原爆被爆者援護行政の施策の推進につなげるために附属機関を設置した。

(セ) 被爆体験者の救済の要望

高齢化し、今なお被爆体験に起因する病気に苦しみ続けている被爆体験者を救済するために、平成27年7月、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会が毎年実施している国への要望項目に、被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充及び爆心地から半径12kmの範囲の被爆地域の拡大を新たに加え、国に要望を行った。

(ソ) 被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きの簡素化

上記シの活動の結果、平成30年3月に実施要綱が一部改正され、平成30年4月より、被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きが3年に1回となった。

(タ) 被爆体験者精神医療受給者証の対象合併症の拡充

平成28年4月から認知症、平成29年4月から脳血管障害、平成30年4月から糖尿病の合併症、平成31年4月から脂質異常症が追加となった。

(チ) 長崎被爆体験者支援事業の改正

被爆体験者の高齢化が進む中、これまで対象合併症の大幅な拡充やがんの追加等を要望してきたが、事業開始から20年が経過し、被爆体験者の高齢化を踏まえ、国において「被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会」が設置され、事業対象者に合わせた対象疾患の範囲や精神科受診の在り方、制度設計等の検討を行った。

この検討会の報告書を受け、令和5年4月1日から新たな要綱の運用を開始した。新要綱では、医療費の支給対象となる疾患が大幅に拡充され、がんの一部も医療費の支給対象となった。

がんについては、対象合併症とがんの関連性について、科学的エビデンスについての知見を深めるための研究を開始することとし、調査研究に同意した場合、認定されたがんの医療費を支給する仕組みとなった。

また、受給者証の有効期間は撤廃され、更新手続きが不要となった。受給者証の継続の要件としての精神科医師の関与はこれまでどおり必要だが、長期入院中である等のやむを得ない理由により精神科受診が困難な場合は、かかりつけ医が記載したフォローアップシートの提出をもって、精神科医師の関与に代えることができるようになった。

さらに、事業対象者が拡充され、これまでは長崎県内に居住する者に限定されていたが、長崎県外に居住する者も対象となった。

カ 原爆死没者慰霊等事業費補助金交付制度

(ア) 趣 旨

国においては、平成3年度から、全国各地の地域・職域単位で開催される原爆死没者慰霊式典等の事業に対する助成制度を創設し、「原爆死没者慰霊等事業実施要綱」(平成3年8月5日施行)に基づき実施している。

助成の方法は、都道府県、広島市及び長崎市が実施する事業並びに助成する事業に対し、一定の補助金を交付しようとするものである。

そこで、本市においても、国の実施要綱に基づき「長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱」を平成4年4月20日に制定・施行し、国の制度に対応して実施している。

(イ) 補助対象事業

原爆死没者に対する慰霊等を目的として実施される事業のうち、次に掲げるもの。

- a 慰霊式典
- b 慰霊碑の建設
- c 既存の慰霊碑の改良、補修又は移設
- d 死没者を悼む出版物の刊行
- e 死没者を悼む遺品展、絵画展等各種イベント

(ウ) 補助対象者

自治会、事業所、学校などの地域・職域団体

(エ) 補助金の額

補助対象事業に要する補助金の交付の対象となる経費の4分の3を超えない範囲で市長が定める

額

(オ) 令和4年度実績

慰霊式典6件、イベント5件、出版1件 計12件

キ 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会 (NASHIM)

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故等による被曝者の救済のため、長崎が有する被爆者医療の実績及び調査研究の成果を活用し、国際協力に寄与するために長崎市、長崎県及び関係機関とともに平成4年4月1日設立した。

主な事業

- (1) 国外からの医師等の研修受入
- (2) 国外への医師等の派遣
- (3) ヒバクシャ医療に関するデータの収集・分析及び提供体制の整備
- (4) 永井隆平和祈念・長崎賞の授与 (隔年)

事務局 長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課内

6 関係機関

(1) (公財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会 (略称「原対協」)

昭和32年4月原爆医療法の施行により、被爆者の医療面における福祉対策は大きく進展したが、これと並行して援護事業を積極的に促進するため、昭和33年10月、県・市・大学・医師会・被爆者団体が中心となって、財団法人(現公益財団法人)長崎原子爆弾被爆者対策協議会を設立し、被爆者の健康管理と福祉事業を行っている。

ア 事業概要

- (ア) 被爆者の健康管理 (一般検査、精密検査、がん検診)
- (イ) 被爆者の援護業務 (日常生活支援事業等)

イ 管理運営施設

- (ア) 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター

(2) 日本赤十字社長崎原爆病院

昭和33年5月、市立長崎原爆病院として片淵1丁目に病床数81床で開院、昭和44年4月に経営を日本赤十字社に移管するとともに、がん診療施設等も有する総合病院として被爆者医療に研さんしてきたが、敷地、建物共に狭隘となり、茂里町に昭和57年12月に移転した。

しかし、30有余年を経過し、耐震性の問題や狭隘化のため、現在地で新病院を建設することとした。平成28年2月より病院本館の建設が行われ、平成30年3月に完成し、5月2日に移転・開院した。

ア 所在地 長崎市茂里町3番15号

イ 建物 本館 (鉄骨造り 地上15階 耐震構造)
別館 (鉄筋コンクリート造地上4階)

ウ 面積 敷地 9,616.97m² 建築 (本館 30,119.90 m²、別館 1,284.00 m²)

エ 総事業費 本館 115億円 (平成30年3月建築)

財源内訳・国補助金 18億6,247万2千円 ・県補助金 4億6,561万8千円

- ・市補助金 4億6,561万8千円 ・借入金 79億円
- ・自己資金 8億629万2千円

別館 2億4,532万2千円（平成10年12月建設）

財源内訳・県補助金 1億19万8千円 ・自己資金 1億4512万4千円

オ 病床数 稼働315床（一般病床247床、HC U6床、包括ケア病床44床、緩和ケア病床18床）
 カ 診療科目 21科
 キ 職員数 789人（R5.4.1現在）

(3) (公財)放射線影響研究所（略称「放影研」）

人体に及ぼす放射線の医学的影響（障害疾病等を含む。）を調査研究し、原爆被爆者の健康保持と生活福祉に貢献するとともに、人類の保健の向上に寄与することを目的とし、従来、原子爆弾傷害調査委員会（ABC C）と国立予防衛生研究所が協力して行ってきた調査研究活動を引き継ぐものとして、昭和50年4月に設立された。

(4) 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（略称「八者協」）

この協議会は、原爆被爆者の援護対策の強化促進を図るため、昭和34年9月に設置された広島・長崎原爆被爆者医療法改正対策委員会を母体として、昭和42年11月に設置されたもので、広島県、長崎県及び広島市、長崎市をもって組織し、知事及び市長並びに議会議長をもって委員としている。

なお、組織活動としては、原爆被爆者の援護対策の強化について毎年陳情を行っており、令和4年度は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく総合的な援護施策の円滑な推進を図るとともに、国の責任において、被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策がより一層充実強化されることを強く要望し、次に掲げる事項を陳情した。

- ア 弔意事業の充実強化
- イ 保健医療福祉事業の充実
- ウ 在外被爆者の援護の推進
- エ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動の促進
- オ 「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」での早急な検証等の実施
- カ 被爆二世の健康診断内容等の充実
- キ 放射線被曝（爆）者医療国際協力の推進

(5) 長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（略称「原援協」）

この協議会は、原子爆弾被爆者の援護強化の促進を図るため、昭和42年11月21日に設立されたもので、長崎市議会議員及び市職員で組織している。

なお、組織活動としては、原爆被爆者の援護強化について国に対して毎年要望を行っており、令和4年度は、特に被爆体験者支援事業における「がん」の対象合併症への追加及び被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用について重点的に要望し、次に掲げる事項を要望した。

（令和4年7月1日）

- ア 高齢化する被爆者に対する援護の充実

- (ア) 訪問介護利用被爆者助成事業に係る所得制限の撤廃と補助率の引き上げ
- (イ) 介護保険利用被爆者助成事業に係る助成対象サービスの拡大と補助率の引き上げ
- (ウ) 医療特別手当等の収入認定の適用除外
- (エ) 被爆者健康診断内容等の充実
- イ 被爆体験者の救済及び被爆体験者支援事業の充実
 - (ア) 被爆体験者の救済
 - (イ) 被爆体験者支援事業の充実
- ウ 在外被爆者に対する援護の推進
- エ 被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用
- オ 被爆実態に関する調査研究の促進
- カ 被爆二世の健康診断内容等の充実
- キ 老人被爆者医療費等に係る地方負担の解消
- ク 弔意事業及び啓発活動の充実強化

平 和 推 進

本市では、世界で2番目の原爆被爆都市として、人類史上未曾有の大惨禍が再び地球上において繰り返されることのないよう、「長崎を、人類史上最後の被爆地にしなければならない」との認識のもとに、全世界に被爆の実相と戦争の悲惨さを訴え、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて、平和の推進に日々努力を重ねている。

1 平和祈念行事

(1) 原爆犠牲者慰霊平和祈念式典

原爆犠牲者の霊をなぐさめ、あわせて世界の恒久平和を祈念して、毎年8月9日平和公園の平和祈念像前において原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を挙行している。

式典は、原爆犠牲者の遺家族をはじめ、市民多数の参加のもとに行われ、この中での長崎市長の「長崎平和宣言」は、国内外に広く発信し、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けている。

(2) 原爆犠牲者慰霊・世界平和祈念行事

8月9日の「ながさき平和の日」を中心とした期間と、国連の創立記念日である10月24日から1週間の「国連軍縮週間」に、平和を願うさまざまな行事を実施している。

[令和4年度の実施状況]

ア 市主催の行事

行 事	開催日	場 所	内 容
1 市長、市議会議員の施設慰問	新型コロナウイルス感染症拡大により中止	恵の丘長崎原爆ホーム 日赤長崎原爆病院	
2 原爆資料館の夜間開館	8月7日～9日	原爆資料館	20:00まで
3 ながさき原爆の写真展	8月7日～10日	平和公園	
4 青少年ピースフォーラム	8月8日～9日	平和会館ホール 出島メッセ長崎ほか	
5 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典	8月9日	平和公園	
6 平和学習発表会	8月25日	平和会館ホール	

イ 世界平和祈念行事実行委員会主催の行事

行 事	開催日	場 所	内 容
1 原爆犠牲者慰霊・世界平和祈念 市民大行進	10月29日(国連軍縮週間中の土曜日)	平和祈念像前(出発式) {(国道コース) 旧被爆者の店 左折 →国道206号→ 爆心地公園(集会)}	・出発式 ・行進 ・集会 (令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策により規模を縮小)
2 世界平和祈念ポスター・標語展	11月18日～27日 12月8日～13日 1月5日～13日 2月5日	原爆資料館 浜屋百貨店ステップギャラリー 長崎ブリックホール 出島メッセ長崎	対象 小学生、中学生、高校生、一般(標語のみ)

ウ 平和の灯実行委員会主催の行事

行 事	開催日	場 所	内 容
平和の灯	9月24日	爆心地公園	・キャンドルライトアップ

2 長崎原爆資料館

核兵器の廃絶なくしては、地球上の平和も、人類の未来に対する希望もない。このことを、生々しい被爆体験の記録を通じて全世界の人々に知っていただくために、長崎市では原爆資料館を拠点に、さまざまな施策を行っている。

(1) 長崎原爆資料館

原爆の惨禍から立ち上がった長崎市民の復興への意欲と世界平和の念願を象徴するため、長崎国際文化都市建設法(昭和24年8月9日施行)の一事業として、昭和30年2月に長崎国際文化会館が建設され、被爆資料の展示などを行っていた。原爆被爆50周年記念事業の一つとして、老朽化した同館の展示機能の充実を図る目的から、建て替えを行うこととし、平成5年7月に解体を始め、同年9月から主体工事に着手した。建替期間中は長崎市平和会館で仮展示を行った。

名称を長崎原爆資料館と改め、大型資料を展示するための吹き抜け空間を設けたワンフロアの展示室や、被爆体験講話や映像などによって平和について学ぶことができる原爆資料館ホールを設けるなど、世界恒久平和を願う長崎市の平和の発信拠点施設として平成8年3月竣工、4月1日に開館した。

また、平成27年度には、被爆70周年事業として、展示環境の改善及び展示内容の充実を図るため、展示室の更新整備を実施した。

管理運営は、施設の維持管理、受付・案内業務等について令和元年9月から指定管理者制度を導入し、長崎平和施設管理グループを指定管理者として指定し、運営を行っている。

ア 所在地 長崎市平野町7番8号

イ 構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造 地下2階地上2階

ウ 面積 敷地面積 15,391.53m² 延床面積 7,949.73m²

エ 総事業費 66億4,156万円

オ 竣工 平成8年3月(4月1日開館)

カ 各階の内容

2階	会議室、応接室
1階	図書室(ビデオコーナー)、事務室
地下1階	エントランスロビー、原爆資料館ホール、平和学習室、ビデオルーム、いこいの広場、書籍売店、喫茶室
地下2階	常設展示室、企画展示室、収蔵室

キ 観覧料

区分	個人	団体(15名以上)
一般	200円	160円
小・中・高校生	100円	80円

※幼児は無料

※観覧料及び音声ガイド利用料金はクレジットカード・電子マネーによる支払い可能

ク 開館時間 午前8時30分～午後5時30分(5月～8月は午後6時30分まで)

ケ 休館日 12月29日～12月31日

コ 来館者

年度	展示室		ホール、図書室、平和学習室
	利用者数	うち修学旅行生	利用者数
R2	206,295人	92,806人	30,015人
R3	267,705人	149,697人	42,461人
R4	544,345人	247,205人	79,888人

注) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の期間を臨時休館

・令和2年度:52日間(4/10～5/31)

・令和3年度:104日間(4/28～6/7、8/10～9/12、1/23～2/20)

(2) 被爆関係資料の収集・保存

核兵器による惨事を再び人類史上に繰り返さないために、世界恒久平和の実現を訴えることは、長崎市民の使命であり責務である。このため、長崎原爆資料館に原爆被災資料を保存、展示し、被爆の実相を多くの人々に知らしめるとともに、原爆被爆の悲惨さを世界に向かって訴え、平和の輪を広げようとするものである。

また、被爆資料の収集については随時行っているが、国外の原爆投下に関する資料として、米国ワシントンD. C. の国立公文書館から収集した米国戦略爆撃調査団報告(写)があり、そのうち長崎に関する部分については翻訳をおこない、平成8年3月に「米国戦略爆撃調査報告書(上・下)」を発刊した。また、被爆直後米軍に没収されていた映画フィルム「広島・長崎における原子爆弾の効果」の長崎編ダイジェスト版(上映時間33分)を制作した。

平成25年度から平成28年度まで、米国国立公文書館での資料調査を実施し、新たな資料の収集活動を行った。

現在、長崎原爆資料館に展示している被爆資料等は約1,556点でその他図書約28,000冊がある。

原爆被災資料等の展示状況（館内）

（令和5年4月現在）

被災物品	絵画・模型・標本	写真資料	映像資料	合計
420	279	777	80	1,556

(3) 県外原爆・平和展の開催

原爆の問題についてふれる機会があまりない県外の方々に写真パネル・被災資料の展示、被爆体験講話などを通して、被爆の実相を知ってもらい、長崎市民の核兵器廃絶の願いを訴えるために、開催都市と共催で原爆・平和展を開催している。

※平成31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

(4) 原爆被災関係図書の出版、映画の製作

本市は、広島市と連携して図書「広島・長崎の原爆災害」を出版した。これは、広島・長崎の原爆災害について、被爆以来30余年間にわたり行われた自然科学（物理、医学等）と社会科学（社会学、経済学、心理学等）の両分野にわたる調査研究の成果を集大成したもので、日本語版を昭和54年7月に、英語版を昭和56年8月に刊行した。

英語版は、核保有国元首、国連事務総長及び事務局幹部、各国の国連代表部、主要NGO団体等を中心に広く世界中に寄贈された。

本書にもとづいて、映画「ヒロシマ・ナガサキー核戦争のもたらすもの」（日本語版、英語版）を昭和57年3月31日に製作。国連本部、ジュネーブ軍縮委員会、世界保健機構（WHO）等に寄贈するとともに、広く我が国並びに諸外国で上映されている。

また、原爆の悲惨さや核兵器の脅威を語り継ぐために、被爆した建造物がどの程度残っているかを調査、記録し、平成8年3月に「被爆建造物等の記録」を発刊、さらに原爆被爆の実相と被爆者の苦しみ、原爆後障害に見る核兵器の恐ろしさを訴えるため、長崎原爆資料館が入手した写真、及び今までに公表されている写真をもとに、原爆被爆記録写真集を発行した。

長崎市民はもとより修学旅行生など若い世代に、原爆被害の実相や原爆による人間性の破壊などを訴えるため、平成7年3月、被爆直後の実写フィルムを使用した原爆映画「ナガサキの少年少女たち」を製作した。

また、被爆の実相を後世に伝えるため、昭和52年3月に発刊した長崎原爆戦災誌第一巻総説編について、新たに判明した事実等を反映させ、内容に加筆・修正を行い、平成18年3月に改訂版を発刊した。

3 被爆継承事業

(1) 「語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）」推進事業

被爆体験を「受け継ぐかた」と「託したいかた」を募集し、被爆の体験や思いを次の世代へ語り継ぐための支援を行う。

※平成31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

4 平和学習事業

(1) 青少年ピースボランティア育成事業

15歳（中学生除く）以上30歳未満の青少年を対象に、被爆体験の継承と平和意識の高揚を目的として実施。前期は被爆の実相についての学習と青少年ピースフォーラムに向けての準備を行い、後期は県外での学習等さまざまな視点から平和学習や学んだことの発信を行う。

※平成31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

(2) 青少年平和交流事業

市内に在住または市内の学校に通学している中学生を対象に、平和施設の見学や地元の方との交流等を行い、次代を担う少年少女の平和を希求する心を醸成する。（派遣先：沖縄県…3年に1回。）

※平成31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

(3) 青少年ピースフォーラムの開催

平和祈念式典にあわせて全国の自治体が派遣する青少年と長崎の青少年とが一緒に被爆の実相や平和の尊さを学習し、交流を深めることで平和意識の高揚を図ることを目的としている。

※平成31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

(4) 平和学習発表会の開催

中学生が原爆被爆や平和について自ら学び、それを発表する機会を設けることで、次世代への原爆被爆の伝承と平和意識の高揚を図るために、平成18年度から実施している。

※令和3年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

(5) 原爆資料館学習ハンドブックの作成

原爆・平和や被爆建造物などをわかりやすく説明した平和学習用ハンドブックを作成し、無料で配布している。

(6) 平和学習副読本の作成

市が編集した平和教育教材『平和ナガサキ』などを製本し、平和学習での活用を図っている。

※令和5年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託（編集・監修については、市が実施）

(7) 平和宣言解説書「核兵器のない未来のために」の作成

8月9日の長崎平和宣言を中学生向けにわかりやすく解説した電子データを作成している。

※令和3年度から製本は行わず電子データを送付

5 市立小中学校における平和教育

(1) 市立の小学校5年生を対象にして原爆資料館や国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館、周辺の被爆建造物等を巡って平和学習を実施している。

(2) 市立の中学校を対象に、原爆被爆パネル写真巡回展を実施している。

(3) 市立全小中学校において毎年8月9日を登校日として設定し、平和祈念式、平和集会等を実施し、原爆犠牲者の慰霊と被爆の実相の継承に努めている。

(4) 市立全小中学校を対象に、（公財）長崎平和推進協会継承部会の被爆者を招へいする被爆体験講話等を実施している。

6 平和アピール

(1) 平和宣言

広く国内外の人々に長崎市民の平和への願いを訴えるため、平和宣言文起草委員会の意見を参考に、長崎平和宣言を作成している。平和宣言は、毎年8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において市長が宣言し、在日大使館、平和首長会議加盟都市、非核宣言自治体、平和団体などに送付するとともに、10か国語に翻訳し、インターネットにより世界へ発信している。

(2) 広島市との共同事業

長崎・広島両市は、恒久平和の実現に向け、平和アピールの推進を図ることを目的として、昭和52年7月1日、ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会を設立した。以来、核兵器廃絶のための都市連帯を世界に呼びかけ、平和意識啓発のための事業に取り組んでいる。

ア 平和首長会議

この会議は、ヒロシマ・ナガサキの心に理解と賛意を示す国内外の都市から構成され、平和を阻害する要因の解決策を検討し、都市の役割認識と活動の理念を深め、連帯を強めることを目的とする。核兵器など平和を阻害する諸問題の解決に向けた取組みについて議論する総会を原則として4年に1回開催し、都市がそこに居住する市民を核兵器の脅威から確実に守るとともに、人類の共存を持続可能とするための事業を実施している。

平成15年10月、2020年までに核兵器を目指すことを行動指針にした「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を策定した。

平成23年9月、加盟都市数が5,000を突破したことを記念し、新たに原爆被害の実相等のポスターを作成し、8月6日や9日を含む一定期間、全加盟都市をあげてポスター展を開催することとした。これはインターネットからダウンロードすれば全加盟都市で実施可能であり、被爆の実相をこれまで以上に広く世界を伝えることで、核兵器廃絶に向けた市民意識を国際的な規模で醸成することを目的としている。

平成24年より、国内における連携の強化と取組の充実を図るため、国内加盟都市会議総会を開催している。

平成29年8月、長崎市において第9回平和首長会議総会を開催し、「ナガサキアピール」と「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を全会一致で採択した。（平成13年8月に世界連帯都市市長会議から平和市長会議へ、平成25年8月に平和首長会議へ名称変更。）

令和3年7月には、令和3年以降の新たな指針である「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン（略称：PXビジョン）」と、このビジョンに基づく具体的な取組みを定めた2021年から2025年までの行動計画を策定した。

令和2年8月に開催予定であった第10回平和首長会議総会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年10月に延期して開催し、「ヒロシマアピール～平和首長会議設立40周年を記念して～」を採択した。

【平和首長会議加盟都市】

(令和5年4月1日現在)

地域区分	加盟都市の国・地域 都市数
アジア	39 カ国・地域 3,293 都市
オセアニア	9 カ国・地域 135 都市
アフリカ	49 カ国・地域 437 都市
ヨーロッパ	41 カ国 3,304 都市
北アメリカ	3 カ国・地域 336 都市
ラテンアメリカ・カリブ海地域	25 カ国・地域 742 都市
合 計	166 カ国・地域 8,247 都市

イ ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展の開催

広島市や現地実施団体との共催で、核兵器廃絶の世論を高めるため、国外において「ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展」を開催している。原爆写真パネル・被災資料などの展示や、被爆体験講話、原爆記録ビデオの上映を行っている。

平成7年度から実施され、これまで20カ国、56都市で開催された。

【開催状況】

年度	国	都市名	会 場	期 間	入場者数
R2	アメリカ	ホノルル市	戦艦ミズーリ記念館	令和2年 8月13日 ～令和3年2月27日	約13,500人
	アメリカ	ハワイ郡ヒロ町	ハワイ大学ヒロ校	令和2年12月7日 ～令和3年2月27日	約1,000人
3	オーストラリア	シドニー市	オーストラリア国立海洋博物館	令和3年 5月21日 ～8月29日	約16,700人
	アメリカ	ニューヨーク市	国連本部	令和3年12月10日 ～令和4年1月13日	-
4	アメリカ	ニューヨーク市	国連本部	令和4年 8月5日 ～9月2日	-
	オーストラリア	キャンベラ市	オーストラリア国立大学	令和4年 9月5日 ～11月30日	約1,370人
	ポーランド	グダンスク市	グダンスク第二次世界大戦博物館	令和4年10月14日 ～12月31日	約8,400人

(3) 国連軍縮研修生（国連軍縮フェローシップ計画）の受入れ

国連軍縮フェローシップ計画は、開発途上国の政府関係者を中心に軍縮に関する専門家を研修するため昭和53年の第1回国連軍縮特別総会において設置が決定された。昭和54年以来、国連及びジュネーブ軍縮会議における研修、被爆地への訪問等により核兵器による被爆の実相について研修し、軍縮促進への啓発に資することを目的としている。

昭和58年からは日本政府の招待で我が国を訪問することになり、長崎市でも同年から毎年、原爆資料館の見学のほか、被爆者との懇談や原爆関係施設への訪問等を通じて研修を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は延期となり、令和3年度はオンライン、令和4年度は対面とオンライン（一部）で実施した。

(4) 核実験に対する抗議

本市は、昭和 45 年以来、核実験国に対して文書等による抗議を続けており、いかなる核実験にも反対する立場から、核爆発を行わない臨界前核実験等に対しても抗議を行っている。令和 4 年度末までの抗議回数は 575 回を数えている。

平成 23 年、アメリカが新型の核性能実験を実施していたことが判明し、以降、新型の核性能実験の実施に対しても、駐日米国大使と米国大統領にそれぞれ抗議文を送付している。

原爆を開発した「マンハッタン計画」関連施設などの国立公園化については、これまで平成 23 年、平成 25 年、平成 26 年に、「核兵器のない世界」の実現に向け、慎重かつ責任ある行動をとることなどを求める要請文を駐日米国大使へ送付した。また、平成 28 年には、アメリカが核政策の見直しを行っているとの報告を受けて、その実現を求める書簡を米国大使館に提出した。

平成 31 年には、中距離核戦力（INF）全廃条約をアメリカが離脱する報道を受けて、米ロ両国の大統領と駐日大使あてに、この条約を破棄しないよう要請した。

令和 3 年、英国が保有する核弾頭数を増加する方針を発表したことに伴い、英国首相と駐日首席公使に要請文を送付した。

さらに、令和 4 年 2 月にはロシアがウクライナ侵略に踏み切り、核兵器の使用を示唆した一連の行為に対し、広島市と連名で抗議文を送付した。

また、近年アメリカが実施した臨界前核実験については、実施判明した都度、抗議文を送付している。

<核実験抗議回数>

令和 5 年 3 月 31 日現在

	米 国	ロシア (旧ソ連)	フランス	中 国	英 国	インド	パキスタン	北朝鮮	計
核実験回数	192	164	114	31	15	3	2	6	527
臨界前 核実験回数	30	7	-	-	2	-	-	-	39
新型の核性能 実験回数	9	-	-	-	-	-	-	-	9
計	231	171	114	31	17	3	2	6	575

(5) 平和公園

本市は、原爆落下中心地一帯を人類永遠の平和を祈念して、昭和 26 年 3 月 31 日に平和公園として開設したが、平成 7 年の被爆 50 周年の節目を機に公園全体の再整備を行った。特に、平和公園の東地区では、平和祈念像のある祈念像地区を「願いのゾーン」、原爆落下中心碑がある中心地地区を「祈りのゾーン」、長崎原爆資料館地区を「学びのゾーン」として 3 地区の顕在化、機能の一体性、連続性の強化を図った。

〈祈念像地区〉

ここには、昭和 30 年 8 月 8 日、広く内外で浄財を集め 5 年の歳月をかけて「平和祈念像」が建立された。以後、この像の前で、毎年 8 月 9 日に原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を挙行しており（平成 4～6 年度までは、地下駐車場建設のため市営ラグビー・サッカー場で実施）、この像は、“平和は長崎から”のシンボルとなっている。

また、この区域の一角を、「世界平和シンボルゾーン」として位置づけており、下記のとおり世界の

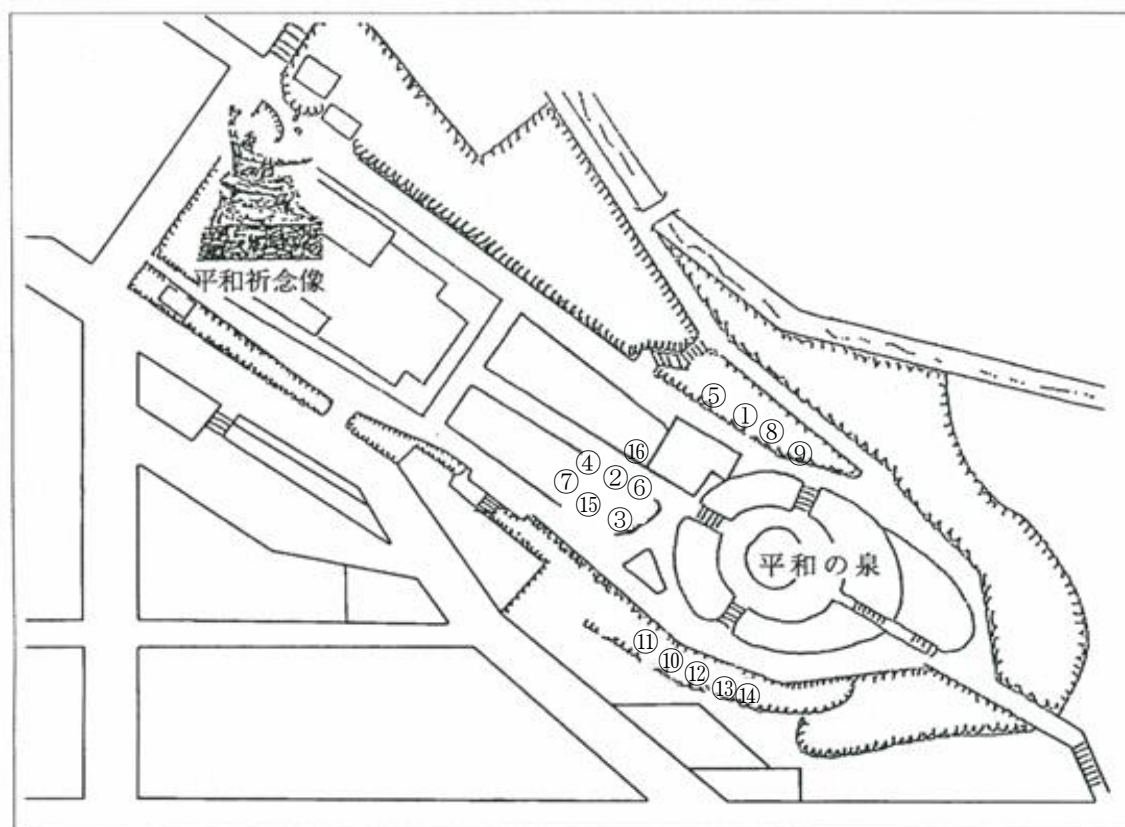
8つの国、14都市から寄贈された平和のモニュメントを設置しているほか、昭和44年8月に「平和の泉」、昭和52年7月に「長崎の鐘」、昭和57年10月に「折鶴の塔」が一般の浄財などを基にそれぞれ整備された。

さらに、この地には、原爆により全壊した「長崎刑務所浦上刑務支所」の周囲を巡らしていた壁や建物の基礎の一部などが被爆時の遺構として保存されている。

この祈念像地区は、「願いのゾーン」として平和祈念像をシンボルに願いの場としてふさわしい空間とするため、平成6年度から8年度にかけて再整備を行った。

モニュメントの設置状況

設置年月日	種 別	寄 贈 国 ・ 都 市 名
① S55. 3. 31	レリーフ「平和の記念碑」	ポルトガル (ポルト市)
② S55. 8. 26	彫像「人生の喜び」	チェコスロバキア
③ S55. 12. 3	彫像「Aコール」	ブルガリア
④ S56. 5. 31	石像「諸国民友好の像」	東ドイツ
⑤ S58. 10. 7	彫像「未来の世代を守る像」	オランダ (ミデルブルフ市)
⑥ S60. 6. 1	彫像「平和」	ソ連
⑦ S60. 7. 16	石像「乙女の像」	中国
⑧ S61. 8. 2	彫像「生命と平和との花」	ポーランド
⑨ S62. 7. 31	彫像「人生への賛歌」	イタリア (ピストイア市)
⑩ S63. 12. 10	彫像「太陽と鶴」	キューバ
⑪ S63. 12. 17	石碑「平和の碑」	ブラジル (サントス市)
⑫ H3. 3. 23	彫像「無限」	トルコ (アンカラ市)
⑬ H4. 10. 10	彫像「地球星座」	アメリカ (セントポール市)
⑭ H8. 4. 3	彫像「戦争に対する平和の勝利」	アルゼンチン (サンイシドロ市)
⑮ H18. 10. 21	彫刻「平和のマント」	ニュージーランド政府及び同国の6都市
⑯ H28. 4. 18	彫刻「生命の木：平和の贈り物」	オーストラリア (フリーマントル市)



〈中心地地区〉

ここには、被爆後、いち早く原子爆弾災害調査団日本学術調査団により爆心地の標柱（アスベスト柱）が建てられた。昭和 23 年に木製の標柱へ、昭和 31 年 3 月に蛇紋岩の三角柱へ建て替えた。そして、風化で蛇紋岩が剥げ落ちたため、昭和 43 年 3 月、三角柱の表面の張り石を現在の黒御影石へ張り替えた。碑の上空 500 メートルで原爆が炸裂したため、この碑には原爆犠牲者の慰霊のための折鶴を捧げたり献花する者が絶えず、この地区を「祈りのゾーン」と位置づけ、被爆の史実を伝え、原爆犠牲者のめい福を祈る空間として平成 6 年度～9 年度にかけて再整備を行った。

(6) 日本非核宣言自治体協議会としての活動

平成 12 年 4 月に長崎市長が会長に就任したことに伴い、日本非核宣言自治体協議会事務局を長崎市に置くこととなった。令和 4 年度末現在、非核・平和宣言を行っている 1,664 自治体のうち 349 自治体が加入している。

年 1 回の総会、年 2 回の研修会、ブロック毎の巡回原爆展、被爆アオギリ・クスノキ苗木の配布、核実験等の実施に対する抗議、親子記者事業などを行っている。令和元年 8 月に設立 35 周年を迎え、令和 2 年 2 月に設立 35 周年記念大会を三重県伊勢市で開催した。また、令和 2 年度に、全国会員自治体から寄稿された戦時中のエピソードや平和の取り組みなどをまとめ、令和 3 年度に「被爆・戦後 75 年記念誌「未来につなぐ戦争の記憶」」を発刊した。

(7) 核兵器廃絶長崎連絡協議会（PCU-NC）

「長崎が核攻撃を受けた人類最後の都市に」と願う長崎県民、市民のため、長崎県、長崎市及び長崎大学が協力連携し、核兵器廃絶の実現に寄与することを目的として、平成 24 年 10 月 4 日に設立した。

長崎県、長崎市、長崎大学に加え、（公財）長崎平和推進協会及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館も特別会員として参画しており、長崎大学核兵器廃絶研究センター内に事務局を置いている。

事業を実施するために要する協議会の経費は、長崎県、長崎市及び長崎大学が負担金等をそれぞれ拠出している。

専門家による市民向けの講演会等の実施や情報発信、次世代を担う人材の育成、国内外の平和・軍縮研究機関等のネットワークの構築の支援等を行っており、令和 4 年度は、「核兵器のない世界をめざして」と題して市民講座（計 5 回）を実施したほか、創立 10 周年記念特別講演会（2 回）を開催した。

また、新型コロナウイルスの影響で延期されていた NPT 再検討会議が 8 月にニューヨークで開催されたことに伴い、ナガサキ・ユース代表団第 10 期生（7 人）を 3 年ぶりに海外派遣し、各国代表団との面談等を行った。

(8) 長崎平和特派員

国外で平和活動を行っている人材を「長崎平和特派員」に認定して、活動の支援とネットワークを構築し、国外における平和の取り組みを推進することを目的に、平成 22 年度から実施し、令和 4 年度末現在 26 名、1 団体が認定されている。

7 平和に関する市民活動の促進

(1) 公益財団法人長崎平和推進協会（ピース・ウィング長崎）

本市は、原爆被災都市長崎の使命としてかねてから各種の平和推進の施策を行っていた。これらの施策をさらに効果的に展開するために、昭和 58 年 2 月、広く市民の参加を求め、官民一体となった任意

団体平和推進協会を発足させ（昭和 59 年 4 月には財団法人となる）、これまで被爆体験の継承をはじめ市民の平和に対する意識高揚を図るための各種事業を実施してきた。

そうした中、平成 20 年 12 月に公益法人改革関連 3 法が施行されたことに伴い、当協会は、業務の内容や組織の性格からも公益財団法人に移行することを目指し、平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行した。

ア 広報事業

(ア) 会報等の発行

協会の事業活動をはじめ、平和に関する動きをとらえ、会員及び関係機関に情報を提供するとともに会員相互のコミュニケーションを図るため、会報「へいわ」（年 4 回）並びに協会の 1 年間の事業活動等をまとめたブックレット「平和のあゆみ」（年 1 回）を発行した。

(イ) 広報活動

会員勧誘リーフレットの作成・配布を行うとともに、広報紙「情報BOX」を毎月発行し、協会情報を提供した。また、ホームページを多言語対応（16 か国語）するなど、全面的にリニューアルし、協会の設立趣旨や事業概要、被爆体験講話・平和案内人の申し込みをはじめ、会報等掲載や、協会発行の出版物などの販売などホームページの運営を行った。さらに、LINEで協会のニュースを発信、Instagramではロシアによるウクライナ侵攻に対し「いま世界に届けたい被爆者の言葉」として、被爆者からの声を発信する企画などを行った。

イ 啓発事業

(ア) 平和学習（被爆体験講話）の実施

修学旅行で来崎する学校や、平和学習を行う団体等に被爆体験講話を行う。また、長崎市教育委員会と協力して、市内小中学校に被爆体験講話も行う。

令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止で中止になっていた修学旅行が、例年通りに実施されたため、被爆体験講話もほぼ例年の実施件数に戻った。

この他、長崎県が主催する「被爆体験講話者派遣事業」に協力し、県内の小中学校や県外大学にも講話者を派遣したが、感染拡大時には派遣を中止し、オンラインでの講話とした。

[令和 4 年度派遣状況]

区分	講話件数	うちオンライン	受講者数
小学校	452 件	0 件	37,990 人
中学校	347 件	1 件	44,211 人
高等学校	239 件	4 件	39,666 人
一般	54 件	1 件	3,169 人
計	1,092 件	6 件	125,036 人

・ 県外派遣：なし（祈念館事業として実施）

・ 被爆体験講話者派遣事業（長崎県主催事業）：県内市町（小学生対象）

佐世保市、諫早市、大村市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市（オンライン）、西海市、雲仙市、南島原市、長与町

県内外大学

九州大学、上智大学（オンライン）、県立大学、純心大学（オンライン）

・被爆者証言ビデオ作成：4名撮影「被爆場所等で語る被爆証言映像 8月9日の記憶」

DVD・BD各1本／各20分

(イ) 原爆被災写真パネル、DVD（ビデオ）の貸出し

修学旅行などの事前学習等のため、無料で貸し出しをしている。

・令和4年度は、写真パネル17件 ・DVD（ビデオ）64件（141本）を貸し出した。

(ウ) 講演会等の開催

協会の設立趣旨に沿い、広く市民に世界恒久平和への諸問題について認識を深めるため毎年開催している。（令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大状況を受け開催を中止。）

(エ) 国連軍縮週間（10月24日～30日）の事業「市民のつどい」

市民の平和意識の高揚と平和問題への認識を高める目的で実施している。

○ 屋外行事（10月29日・原爆資料館前階段下広場）

令和4年度は、初の試みとして、ちんどん屋「かわち家」による平和の紙芝居を上演、また、

3年ぶりに、折り鶴やエコ風船、ミニコンサートを開催し、平和を考えてもらう活動を行った。

(オ) ピースネットへの参画

平成16年度から遠隔地の小・中学校や海外の方に対して、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館のインターネット会議システムによる平和学習へ被爆者（継承部会員）が参画している。

（令和4年度40回実施）

ウ 育成事業

(ア) 協会の各部会（継承部会、写真資料調査部会、国際交流部会、音楽部会）による活動を行った。

(イ) 国際青年平和交流事業

若者から平和に関する企画を募集し、発表・審査会を経て、協会から学生に事業を委託し、学生自らが事業を実施する。令和4年度より名称を改め、募集期間・募集対象を変更した。

【令和4年度認定事業】

・活水高等学校「平和学習部」

・長崎純心大学「Green Pieces」

(ウ) 平和案内人の派遣

被爆の実相を次世代へ継承し、被爆建造物や原爆資料館等の解説・案内を通して、核兵器廃絶と恒久平和を訴える「平和案内人」を平成16年度の第1期生から令和2年度の第7期生まで育成し派遣している。（令和4年度末現在登録者160人）

〔令和4年度実施状況〕

区分	利用・申込件数	利用者数	ガイド活動人数（延べ）
常駐ガイド	1,398件	4,287人	1,003人
碑めぐりガイド	213件	7,757人	838人
資料館予約ガイド	60件	1,503人	188人
計	1,671件	13,547人	2,029人

※新型コロナウイルス感染拡大により、常駐ガイドは7月21日～9月28日まで活動を中止した。

(エ) 秋月グラント助成事業

令和4年度より対象地域を長崎市内から長崎県外へ広げた。

- ・継承フォトワークショップ
- ・グラウンド・ゼロから～新たな継承へのハンドブック～
- ・「平和の旅」DVD制作・普及
- ・Pray for Peace Collection 2022 in 長崎

(オ) 共催・後援事業

第37回長崎平和音楽祭(8月6日)、外国人による日本語弁論大会(10月16日)等

エ 会員・会費 維持会員：個人加入 (年額3,000円以上)
賛助会員：個人または団体加入 (年額1口10,000円)
学生会員：個人加入 (年額1,000円以上) ※令和5年4月1日から無料

オ 会員数 1,240人(維持会員1,057人、賛助会員172人、学生会員11人)
(令和4年度末現在)

カ 受託事業

(ア) 市からの受託事業

被爆体験次世代継承業務委託

- ・「県外原爆・平和展」の開催
- ・「青少年ピースフォーラム」の開催
- ・青少年ピースボランティアの育成
- ・青少年平和交流(少年平和と友情の翼)の実施
- ・平和学習の支援
- ・語り継ぐ被爆体験(家族・交流証言)の推進

(イ) 国からの受託事業

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業業務委託

(2) NGO(非政府組織)との連携

近年、核兵器廃絶に向けた国際的なNGOの活動が活発となるなか、本市においても、核兵器廃絶を求める市民団体、いわゆるNGOとの連携による取り組みの重要性が認識され、平成12年4月に長崎県、長崎市と(公財)長崎平和推進協会及び一般市民が連帯して「核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会」が組織された。

同実行委員会は、長崎が核戦争被爆最後の地となることを願い、核兵器のない平和な21世紀の実現を目指して国際的な反核NGOの代表者などの参加を得て「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」を2000年、2003年、2006年、2010年、2013年、2018年に開催した。

2018年11月に開催された「第6回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」では、9カ国、延べ3,580

人の参加者を迎え、北東アジア非核兵器地帯の設立など核兵器廃絶に向けた具体的な行動と唯一の被爆国である日本の責務を訴える「長崎アピール 2018」を被爆地長崎の声として採択した。

(参考)「第 6 回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」の内容

2018(平成30)年 11月16日～18日	第 6 回核兵器廃絶 —地球市民集会ナガサキ ・平和会館ホール ・原爆資料館ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・開会集会 基調講演ほか ・分科会 「朝鮮半島の平和と非核化の進展 北東アジアの核なき未来」ほか全 4 分科会・特別企画 ・自主企画 2 団体 (2 企画) ・NGO ブース 8 団体 ・閉会集会 「長崎アピール 2018」を採択 ・参加人数 3,580 人 (登録者数: 247 人)
---------------------------	--	--

8 長崎市民平和憲章の制定

本市は原爆被爆都市の使命として核兵器の廃絶等をめざし、長崎市民の誓いとして、平成元年 3 月 27 日議会の議決を経て、長崎市民平和憲章を制定した。(憲章文は巻頭に掲載)

9 長崎市平和会館

- (1) 所在地 長崎市平野町 7 番 8 号
- (2) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 5 階建
- (3) 面積 建築面積 1,159.87m² 延床面積 4,995.09m²
- (4) 総事業費 18 億 4,300 万円 (国庫補助 5 億 6,000 万円)
- (5) 竣工 昭和 56 年 5 月
- (6) 各階の内容

5 階	調光室、放送室
4 階	観覧席 (66 席)、映写室
3 階	体育館兼集会場 (650 席)
2 階	収蔵庫、楽屋
1 階	玄関ホール、長崎市野口彌太郎記念美術館展示場 (平成 19 年 4 月開設)
中地階	シャワー室、機械室
地下 1 階	長崎市歴史民俗資料館展示場、事務所 (平成 18 年 4 月開設)、機械室

10 長崎市永井隆記念館

永井隆博士は、戦後子どもたちのすきんだ心に明るい光をという願いから、昭和 25 年、私財を投じて「うちの本箱」という図書室を作った。博士の死後、その考えに賛同したブラジル在留邦人 471 人の寄附金と市費によって「長崎市立永井図書館」が建設され、昭和 27 年 12 月に開館した。その後、博士の崇高な精神と偉業を永く記念するため、昭和 44 年 4 月、「長崎市立永井記念館」と改称し、博士の遺品や写真等も併せて展示するようになった。平成 12 年 4 月 5 日には、施設が老朽化したことから全面改築し、新たに「長崎市永井隆記念館」と改称して博士の遺徳を顕彰している。また、永井博士が療養をしていた「如己堂」が永井隆記念館に隣接して建っている。永井博士は二畳一間の如己堂で小説の執筆活動などをして過ごした。

管理運営は、平成 27 年までは、NPO 法人長崎如己の会に委託し、平成 28 年度からは指定管理者制度に

より、同法人を指定管理者として指定し、運営を行っている。

- (1) 所在地 長崎市上野町 22 番 6 号
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- (3) 面積 敷地面積 479.04 m² 延床面積 305.40 m²
- (4) 改築工事費 8,805 万円
- (5) 竣工 平成 12 年 4 月

(6) 各階の内容

2 階	図書室、談話室、閉架書庫
1 階	展示室、視聴覚コーナー（映像ソフト、2 種類×4 音声、各 5 分）

- (7) 観覧料 個人（15 歳以上）100 円 団体（15 人以上）80 円
※図書室のみの利用及び小中高校生は無料
- (8) 開館時間 午前 9 時～午後 5 時
- (9) 休館日 12 月 29 日～1 月 3 日
- (10) 入館者数 展示室 95,541 人、図書室 5,984 人（令和 4 年度）
- (11) 講話実施回数 23 回（令和 4 年度）
- (12) 子ども教室 0 回（令和 4 年度）

11 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎

被爆した城山国民学校校舎は老朽化に伴い昭和 50 年代に大半が解体されたが、地域の要望により北校舎階段棟が保存され、その後、児童の発案と慰霊会等の働きかけにより、平成 11 年に内部の一般公開を開始した。

平成 25 年 8 月に、「長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎」として国の文化財に登録され、平成 28 年 10 月 3 日、爆心地、浦上天主堂旧鐘楼、長崎医科大学門柱、山王神社二の鳥居とともに「長崎原爆遺跡」として国の史跡に指定された。

平成 29 年 4 月から城山小学校被爆校舎平和発信協議会を指定管理者として委託している。

- (1) 所在地 長崎市城山町 95 番地
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建て
- (3) 延床面積 483.68 m²
- (4) 施設内容 1・2 階展示スペース（被爆の惨状を示す焼け焦げた木煉瓦、授業を再開した当時の様子を描いたスケッチ等を展示）
- (5) 観覧料 無料
- (6) 開館時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（8/7～8/10 は午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分）
- (7) 休館日 12 月 29 日～1 月 3 日
- (8) 入館者数 23,720 人（令和 4 年度）

地 域 福 祉

民生委員・児童委員は、地域における社会福祉の推進役のひとつとして、社会奉仕の精神をもって、生活困窮者、高齢者、ひとり親、障害者など、援助を必要とする人からの相談を受け、関係行政機関と地域とのつなぎ役を担うなど、地域福祉を支える活動を行っている。

また、社会福祉協議会では、広く市民の日常生活上の心配ごと等の相談と解決に向けた支援を行うとともに、地域に密着した活動を長崎市社会福祉協議会支部、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等と一体となつて行うことにより地域福祉の向上に努めている。

なお、地域での「支え合いの力」をもっと強くし、地域と社会福祉協議会、市などが協働して地域課題に取り組む「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】（令和3年度～令和7年度）」に基づき、今後さらなる地域福祉活動の推進を図る。

1 民生委員・児童委員（R5.4.1現在）

- (1) 地区協議会数 49地区
- (2) 定員 1,012人（うち主任児童委員91人）
- (3) 現員 950人（うち主任児童委員85人）
- (4) 一人当たりの担当平均世帯数 223世帯
- (5) 活 動 費

		個人活動費（年額）			地区活動費（年額）
会 長		114,600円	一 人 当 たり		34,000円
一 般		68,100円	一地区当たり		200,000円

- (6) 令和4年度民生委員・児童委員の活動状況（一人当たり月平均）

ア 内容別相談・支援件数

区分	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
件数	0.1	0.0	0.4	0.3	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.5	2.4

イ 分野別相談・支援件数

区分	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	計
件数	1.3	0.0	0.7	0.4	2.4

ウ その他の活動件数

区分	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	計
件数	0.6	1.3	2.6	3.5	0.2	0.0	8.2

エ 訪問件数

区分	訪問・ 連絡活動	その他	計
件数	9.4	5.4	14.8

オ 連絡調整件数

区分	委員 相互	その他の 関係機関	計
件数	6.0	2.8	8.8

2 長崎市社会福祉協議会 (R5.4.1 現在)

- (1) 職員数 124人
- (2) 令和5年度当初予算 625,753,000円
- (3) 事業概要

ア 法人運営事業

- (ア) 組織体制の強化
- (イ) 会員及び寄附金の募集
- (ウ) 理事会・評議員会、監査及び各種委員会などの開催
- (エ) 共同募金運動への取り組み
- (オ) 日本赤十字社活動資金募集への取り組み
- (カ) 広報啓発活動

イ 地域福祉活動の推進事業

- (ア) 生活支援コーディネーター業務の推進（市委託）
- (イ) 地域コミュニティのしくみづくりの推進
- (ウ) 社協支部を対象とした各種助成事業の推進
- (エ) 支部指導者研修会の開催
- (オ) 高齢者支援スタッフ研修会の開催
- (カ) 長崎市社会福祉大会の開催

ウ ボランティアの支援・育成事業

- (ア) ボランティアの相談、調整、支援の促進
- (イ) 災害ボランティアセンター運営訓練及び研修会の実施
- (ウ) 災害時相互協力協定締結団体（長崎青年会議所及びライオンズクラブ）との連絡会議の開催
- (エ) 災害ボランティア養成研修の実施
- (オ) 小中学校等における福祉学習の企画・実施の支援
- (カ) ボランティア・チャレンジ2023への協力
- (キ) ボランティア情報システムの運用

エ 子育て支援事業

- (ア) ファミリー・サポート・センターながさき推進事業の実施（市委託）
- (イ) 子育てを対象とした各種助成事業の推進

オ 相談支援事業

- (ア) 総合相談支援事業（しゃきょう“なんでも”相談）の実施
- (イ) 生活困窮者自立支援事業の実施（市委託）

- (ウ) 女性つながりサポート事業の実施（市委託）
- (エ) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施（県社協委託）
- (オ) 緊急支援セーフティネット事業の実施
- (カ) 生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託）
- (キ) 福祉資金貸付事業の実施
- カ 車イス無料貸出サービス
- キ 実習の受入
- ク 社会福祉協議会支所における事業
 - (ア) 地域密着型通所介護事業、通所介護事業、介護予防通所介護事業、介護予防通所介護相当サービス事業及び基準該当障害福祉サービス事業の実施（デイサービス）
 - (イ) ミニデイサービス事業（通所型サービス）の実施
 - (ウ) 介護保険事業所管内の地域貢献事業の実施
 - (エ) 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の実施（ケアプラン）
 - (オ) 総合支援配食サービス事業の実施（市委託）
 - (カ) 要介護者配食サービス事業の実施（市委託）
 - (キ) 身体障害者配食サービス事業の実施（市委託）
 - (ク) 老人福祉施設運営事業の実施（市委託）
 - (ケ) 広報・啓発事業

3 低所得者等の対策

(1) 生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会）

低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、修学費、療養費などの必要な資金を低利または無利子で貸し付けるとともに、民生委員による必要な援助指導を行い、経済的自立と生活意欲の向上促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ろうとするもので、昭和 30 年度に創設以来内容の充実が進められている。申し込みには民生委員の調査書が必要で、市社会福祉協議会を經由し県社会福祉協議会で決定される。

貸付資金の種類

ア 生活福祉資金

(ア) 総合支援資金

（失業等により生活に困窮し、資金の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象）

- ①生活支援費（生活再建までの間に必要な生活費用）
- ②住宅入居費（住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用等）敷金、礼金等
- ③一時生活再建費（生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用等）

(イ) 福祉資金

（日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用）

- ①福祉費（技能習得のために必要な経費、住宅の移転費等）
- ②緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用）

(ウ) 教育支援資金（低所得世帯に属する者が対象）

①教育支援費（高等学校、高等専門学校、短期大学・専修学校、大学に就学するのに必要な経費）

②就学支度費（高等学校、高等専門学校、短期大学・専修学校、大学の入学に際し必要な経費）

(エ) 不動産担保型生活資金

①不動産担保型生活資金

（低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金）

②要保護世帯向け不動産担保型生活資金

（要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金）

イ 臨時特例つなぎ資金

臨時特例つなぎ資金（住居のない離職者を対象とする資金）

(2) 福祉資金貸付制度（社会福祉協議会）

生活を維持できる定期収入はあるが、一時的に生活の維持困難となった世帯に無利子で貸付けを行う。

生 活 保 護

本市における生活保護の実施状況は、平成元年度から被保護世帯、被保護人員ともに毎年減少し、平成10年度保護率は1.22%と過去最低となったものの、その後は増加傾向に転じ、平成25年度は3.19%と過去最高を記録した。平成26年度から減少に転じ、令和4年度は2.95%となったものの、全国の保護率1.62%、長崎県2.04%と比しても依然として高い水準にある。

保護を取り巻く環境としては、長崎県の景気は緩やかに回復しており、個人消費は、一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している。また、観光産業も回復が続いており、労働需給の引き締まりが進む中、賃金改善の動きが徐々に広がっているものの、雇用・所得環境は依然として弱い動きとなっている。

このような背景を踏まえ、これまで減少傾向であった長崎市の被保護世帯数・人員数について、今後の動向を注視する必要がある。

1 保護状況の推移

(各年度平均)

年度	区分	世帯数	人員	市保護率	県保護率	全国保護率
令2 3 4		9,394世帯	12,186人	3.00%	2.06%	1.63%
		9,302	11,962	2.97	2.05	1.63
		9,245	11,784	2.95	2.04	1.62

2 扶助別保護の実施状況

(各年度平均)

年度	区分	区分								
		全体	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
世帯	令2	9,337	8,276	7,791	452	1,752	7,908	0	261	11
	3	9,240	8,204	7,741	425	1,788	7,883	0	254	12
	4	9,199	8,172	7,690	379	1,825	7,863	0	253	13
人員	令2	12,117	10,897	10,083	682	1,812	9,718	0	296	11
	3	11,889	10,706	9,940	636	1,845	9,647	0	287	12
	4	11,725	10,542	9,780	575	1,888	9,566	0	289	13

※ 保護停止分は除く。

3 扶助別保護費の支出状況

区分 年度	総 額		生 活		住 宅		教 育		医 療		そ の 他	
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
平 30	20,371,667	100	5,910,023	29.0	2,780,001	13.7	89,073	0.4	10,852,914	53.3	739,656	3.6
令 元	19,917,770	100	5,724,642	28.7	2,804,198	14.1	74,742	0.4	10,577,755	53.1	736,433	3.7
2	19,538,157	100	5,557,735	28.4	2,820,455	14.4	73,710	0.4	10,374,486	53.2	711,771	3.6
3	19,191,192	100	5,416,083	28.2	2,821,304	14.7	69,146	0.4	10,180,540	53.0	704,119	3.7
4	19,038,082	100	5,329,742	28.0	2,816,009	14.8	63,918	0.3	10,104,874	53.1	723,539	3.8

※ 令和4年度は決算見込額

障 害 者 福 祉

平成 18 年度における「障害者自立支援法」施行に伴い、長崎市は、平成 19 年 3 月に、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を一体のものとして、「長崎市第 1 期障害福祉計画」を策定したが、障害福祉サービスにおいて抜本的な制度改正が行われたことから、同計画を見直し、平成 21 年 3 月に、「長崎市障害者基本計画（第 2 期）」と「長崎市第 2 期障害福祉計画」を一体的に策定した。

以降、障害者基本計画は 5 年ごと、障害福祉計画は 3 年ごとに改定しており、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、「長崎市第 5 期障害福祉計画・長崎市第 1 期障害児福祉計画」（平成 30 年度～令和 2 年度）を策定し、平成 31 年 3 月には障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた「長崎市第 4 期障害者基本計画」（令和元年度～令和 5 年度）を策定した。また、令和 3 年 3 月に、「長崎市第 6 期障害福祉計画・長崎市第 2 期障害児福祉計画」（令和 3 年度～令和 5 年度）を策定し、障害者施策の充実に努めている。

さらに、在宅サービスや日中活動の支援を行う障害福祉サービス事業や地域生活支援事業等の充実に図るとともに、地域で障害者等の相談に応じ、必要な支援を行う障害者相談支援事業所や、障害者が地域で安心して生活できるグループホーム等の整備を進め、平成 21 年度からは、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と工賃アップを図るため、授産製品販売促進事業として障害者の店「チャレンジド・ショップはあと屋」の運営に取り組んでいる。

平成 25 年 4 月には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、「障害支援区分」の導入やサービスの対象拡大等が図られた。

また、平成 28 年度には「障害者差別解消法」が施行され、差別解消に向けた取り組みが強化されるとともに、「障害者総合支援法の一部を改正する法律」が段階的に施行され、平成 30 年 4 月から新たなサービスが追加された。

さらに、長崎市では、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進と普及に関する基本理念を定めるとともに、ろう者とろう者以外がともに生きる地域社会を実現することを目的として、長崎市手話言語条例を平成 31 年度に施行し、手話をしやすい環境を整備するための取り組みも、あわせて行っている。

1 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳の交付状況

(R5. 3. 31)

障害別	級別	計	1	2	3	4	5	6
	計	人 22,590	人 6,397	人 3,096	人 4,243	人 5,542	人 1,274	人 2,038
視	覚	1,629	650	522	94	92	172	99
聴	覚・平 衡	2,939	133	420	361	879	21	1,125
音	声・言 語・そ しゃく	266	11	16	128	111	—	—
肢	体	9,834	1,613	2,014	1,978	2,334	1,081	814
内	部	7,922	3,990	124	1,682	2,126	—	—

(2) 知的障害者(児)の現況

(R5. 3. 31)

区分	障害等級	計	A	B
合	計	4,529人	1,999人	2,530人
知的障害者(児)	18歳以上	3,783	1,726	2,057
	18歳未満	746	273	473

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

(R5. 3. 31)

総数	障害等級	1級	2級	3級
5,460人		345人	2,974人	2,141人

2 障害児・者の施設福祉

(1) 入所支援事業

施設に入所・通所して社会生活に必要な知識・技術の習得を行い、又は療護を受ける障害者に対して介護給付費を支給する。

(2) 療養介護給付事業

医療と常時介護を必要とする障害者が、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護等を利用する際に介護給付費を支給する。

(3) 就労移行支援事業

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることに
より、就労等の見込まれる障害者への支援を行う。

(4) 就労継続支援事業

一般就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練等の支援
を行う。雇用契約等に基づき就労するA型、これ以外のB型の2種類がある。

(5) 就労定着支援

一般就労へ移行したことに伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者において、相談を
通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向
けて必要となる支援を行う。

(6) 自立生活援助

施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者における地域生活を支援するた

め、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面や健康面などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

(7) 自立訓練給付事業

身体機能の向上（機能訓練）や生活能力の向上（生活訓練）のための訓練等の支援を行う。

(8) 生活介護給付事業

常時介護を必要とする障害者に対し、食事、入浴等の介護、生産活動や創作的活動の機会提供等の支援を行う。

(9) 児童発達支援給付事業

未就学の障害児に対し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等の通所支援を行う際の経費を支給する。

なお、平成26年4月に児童福祉法施行令が改正され、多子軽減措置が導入された。兄又は姉が保育園等に通園していることを要件として、第2子以降の児童発達支援を利用する児童の利用者負担上限月額が軽減されることとなった。

(10) 放課後等デイサービス給付事業

就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等により、自立の促進のため通所支援を行う際の経費を支給する。

(11) 保育所等訪問支援給付事業

障害児に対する指導経験のある児童指導員や保育士等が保育所等を訪問し、障害児が保育所等における集団生活に適応するための専門的支援を受けるための費用を支給する。

(12) 高額障害児通所給付事業

一人の児童が障害児通所サービスを複数利用する場合、同じ世帯の中で複数の児童が障害児通所サービスを利用する場合及び障害児通所サービスと障害者総合支援法に基づくサービスを併用利用する場合等に、その合算額が利用者負担の月額を超えた場合に、その超えた額を支給する。

3 障害児・者の在宅福祉

(1) 重度訪問介護事業

日常生活を営むために常時介護を要し、訪問介護のサービスを利用する重度障害者に対し、介護給付費を支給する。

(2) 重度障害者等包括支援事業

寝たきり等、意思の疎通に著しい困難が伴う重度の在宅障害者が居宅介護等の複数のサービスを包括的に利用する際に介護給付費を支給する。

(3) 居宅介護給付事業

居宅において入浴、排泄及び食事の介護や家事等の援助を行う居宅介護サービスを利用する障害者に対して介護給付費を支給する。

(4) 行動援護給付事業

日常生活を営む上で、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者が、外出の付き添いや介護など必要な援助を利用する際に介護給付費を支給する。

(5) 同行援護給付事業

視覚障害により移動に著しく困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の援助を利用する際に介護給付費を支給する。

(6) 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児において、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を行う。

(7) 配食サービス事業

障害、傷病等の理由により食事の調理が困難な身体障害者に対し食事の配達によるサービスを提供する。

(8) 短期入所給付事業

在宅の障害者を介護している家族が、疾病等の理由により介護できない場合に、障害者が施設に短期入所して必要な介護を受けるときに介護給付費を支給する。

(9) 福祉緊急連絡装置設置事業

独居重度身体障害者の事故防止及び生命の安全を図るため、緊急通報装置の設置を行う。

(10) 相談員設置事業

障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じ、関係機関への連絡や必要な援助を行う。

(11) 補装具給付事業

身体障害児・者の日常生活の便宜を図るため、補装具の購入・借り受け・修理に要した費用を支給する。

(12) 共同生活援助給付事業

共同生活を行うグループホームで、相談その他の日常生活における援助等を受けながら生活する障害者に対し、訓練等給付費を支給する。

平成 26 年 4 月から共同生活介護給付が共同生活援助給付へ一元化された。

(13) 計画相談支援給付事業

障害福祉サービス、地域相談支援を利用するすべての障害児者に対し、サービス等利用計画の作成、事業者との連絡調整、必要に応じたモニタリング等の費用を支給する。

(14) 障害児相談支援給付事業

障害児が通所サービスを新規又は継続して利用する際に、必要な相談援助を受けるための費用を支給する。

(15) 地域相談支援給付事業

ア 地域移行支援

障害者施設等入所者、精神病院入院の精神障害者が地域へ移行するための計画作成、住居の確保、関係機関等との調整などの支援を受けるための費用を支給する。

イ 地域定着支援

居宅で生活する単身等の障害者に対し、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を受けるための費用を支給する。

(16) 高額障害福祉サービス事業

同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている者並びに障害福祉サービス及び介護保険・補装具等のサービスを受けている者について、その合算額が利用者負担の月額上限を超えた場合に、その超えた額を支給する。

4 障害者の地域生活支援

(1) 地域活動支援センター事業

ア 地域活動支援センター（Ⅰ型）

基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化を図るための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。現在、医療法人友愛会及び社会福祉法人ウイキャン・サポートに委託して実施している。

イ 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施するもので、現在、障害福祉センターにおいて社会福祉法人長崎市社会福祉事業団に委託して実施している。

ウ 地域活動支援センター（Ⅲ型）

創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を実施するもので、従前の小規模作業所や地域活動所が同センターへ移行して実施している。

(2) 住宅入居等支援（居住サポート）事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、支援が必要な障害者について、入居等相談支援を行うもので、現在、医療法人友愛会及び社会福祉法人ウイキャン・サポートに委託して実施している。

(3) 障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供、連絡調整を行うもので、現在、指定相談支援事業所のうち、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団、医療法人友愛会、社会福祉法人ウイキャン・サポート、社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会及び社会福祉法人ゆうわ会に委託して実施している。

(4) 移動支援事業

社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。

(5) 日常生活用具給付事業

在宅の重度障害児・者に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。

(6) 日中一時支援事業（日帰り短期入所型、タイムケア型）

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者に活動の場を提供し、見守り、社会的に適応するための日常的な訓練等を行う。

(7) 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障害者に対し、訪問により居宅での入浴サービスを提供する。

(8) 成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。費用負担が困難な場合には、市が一部又は全額を本人に代わり負担する。また、市長申立以外の者の成年後見人等に就任した専門職後見人において、家裁審判額の決定額によっては、後見人活動に支障が生じる場合があるため、その活動に対する費用を助成する。

(9) ピアサポーター養成事業

自らの当事者性を活かしながら他の精神障害者を支援するピアサポーターを養成し、その社会参加を促進する。

- (10) 手話通訳者養成事業
聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指導を行い、手話通訳者として養成する。
- (11) 手話通訳者派遣事業
聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。
- (12) 要約筆記者養成事業
聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、要約筆記等の指導を行い、要約筆記者として養成する。
- (13) 要約筆記者派遣事業
聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。
- (14) 盲ろう者向け通訳・介助員養成費（県との共同事業）
盲ろう者のコミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を養成する。
- (15) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣費（県との共同事業）
盲ろう者のコミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を派遣する。
- (16) 自動車改造助成事業
重度の身体障害者が就労等のため自ら所有する自動車を改造する際に要する経費を助成する。（昭和51年度から実施）
- (17) 自動車運転免許取得助成事業
身体障害者が就職等のため運転免許を取得する場合にその費用の一部を助成する。
- (18) 点字・声の広報等発行事業
点訳・音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体の広報、水道使用料、介護保険料などを定期的に障害者に提供する。
- (19) 高額地域生活支援事業
地域生活支援事業と障害福祉サービス等及び障害児通所給付費の併給を受けている場合、その利用料を合算し、合算した額が障害福祉サービス等の月額上限額を超える場合、その超える地域生活支援事業の額を支給する。
- (20) 基幹相談支援センター事業
社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置した基幹相談支援センターを設置し、委託相談支援事業所、計画相談・障害児相談支援事業所等と連携して困難事例対応や各事業所相談員に対する専門的指導・助言、人材育成の支援等の業務を総合的に行うもので、現在、社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会に委託して実施している。

5 障害者の手当等給付

- (1) 更生医療給付事業
身体障害者が手術等により障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、進行を防ぐ医療について、その費用を給付する。
- (2) 心身障害者福祉医療費支給事業

重・中度心身障害者が健康保険により診療を受けた場合に、病院等へ支払った負担金の一部を支給する。

ア 身体障害者手帳（1・2級）及び療育手帳（A1・A2）所持者は、医療取扱機関ごとに、一部負担金の額から1日につき800円（1ヶ月につき、1,600円を限度）を差し引いた額（薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額）を支給する。

イ 身体障害者手帳（3級）及び療育手帳（B1）所持者は、アの2分の1を支給する。

ウ 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者は外来のみ対象

(3) 重度障害者福祉手当給付事業

在宅の20歳以上の重度障害者で、障害基礎年金及び特別障害者手当の支給要件に該当しない者のうち、日常生活において常時介護を要する者に支給する。

(4) 特別障害者手当給付事業

在宅20歳以上の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する者に支給する。（ただし、3ヶ月以上入院している者は除く。）

(5) 障害児福祉手当給付事業

在宅の20歳未満の重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする者に支給する。

6 障害者の社会参加促進

(1) 重度障害者福祉タクシー利用助成事業

在宅の重度身体障害者で車椅子利用者、視覚障害者（1級）及び重度知的障害者にタクシー利用券等を交付する。（昭和53年5月から実施。なお、重度知的障害者については昭和54年4月、重度視覚障害者については昭和61年10月から実施。）

・対象者 本市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者手帳（1～2級）の交付を受け、かつ車椅子を常時利用している者

イ 1級の視覚障害者で所得税非課税世帯に属し、かつ視覚障害1級の夫婦のみの世帯、視覚障害1級の単身世帯、又はこれらに準ずる世帯

ウ 療育手帳A1、A2の交付を受けている者

・助成内容 重度障害者福祉タクシー利用券（1枚500円）48枚を年1回交付する。車椅子利用者は、リフトと寝台付きタクシーのときは1,370円券として利用できる。

・利用枚数

区分 年度	車椅子利用者	視覚障害者	知的障害者	計
R4	4,943枚	1,798枚	2,492枚	9,233枚

(2) 交通費助成事業

障害児・者等の社会参加を促進するため、ICカードによるバス、電車の助成又は利用券の交付によるタクシー、船舶、ガソリンの助成を年間5,000円相当額まで行う。

・対象者 ア 身体障害者手帳1級～3級所持者

イ 身体障害者手帳4級～6級所持者……70歳以上

ウ 療育手帳所持者

エ 精神障害者保健福祉手帳所持者

(3) 障害児通学支援費（市単独）

特別支援学校小学部及び中学部等に通学する児童・生徒のうち、付添人がいなければ通学ができな
いにもかかわらず、付添人の体調不良等の理由により送迎ができず、本人の理由によらず児童・生徒
が欠席せざるを得ない場合において、福祉タクシー等を利用して通学した際の利用料金を助成する。

・助成内容 対象児童・生徒が、福祉タクシー等を利用して通学した際に乗車した区間における
運賃を助成し、年 11 回（登校又は下校の片道を 1 回とする）を上限とする。

(4) 移送支援サービス事業（市単独）

斜面地等に居住する障害者で、1 人で歩行が困難な者に対し、斜面地等移送支援事業者を派遣し、福
祉施設の利用や通院などの外出の支援を行う。

(5) 運賃割引制度

身体障害者手帳又は療育手帳の提示により、県内バス、J R、船、電車、航空機及びタクシーの割引
が受けられ、また、精神障害者保健福祉手帳の提示により、県内バス、電車、タクシー及び一部の船の
割引が受けられる。

(6) シンボルマークの配布

聴覚障害者が病院、銀行、郵便局及び市役所等の窓口で順番を待つ場合、呼び出しが聞こえないのを
解消するため、市から配布されたシンボルマークを預金通帳等に貼付し、関係機関に提出することによ
って、順番がきたとき等その旨の連絡を受けるため使用するもの。

また、耳マークを窓口に設置し、聴覚障害者の対応の円滑化を図る。

(7) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、難病の方、発達障害の方など、援助や配慮を必要
としていることが外見からはわかりにくい方で、周囲の方の配慮を必要としている方に配布する。

(8) 市内施設入館料等の減免

入館の際に受付で手帳を提示する。

グラバー園、原爆資料館、シーボルト記念館、長崎市民総合プール、長崎東公園コミュニティプー
ル、野口彌太郎記念美術館、古写真資料館・埋蔵資料館、歴史民俗資料館、出島、旧香港上海銀行長崎
支店記念館、長崎ペンギン水族館、長崎ロープウェイ、長崎歴史文化博物館、市営駐車場等、遠藤周作
文学館、須加五々道美術館

7 発達障害児・者の支援（発達障害啓発事業）

発達障害児・者の支援のため、関係機関と連携し、発達障害に対する課題等を把握するとともに、
講演会開催やパンフレット配布など発達障害に対する啓発活動を実施し、市民への理解の促進を図る。

8 市民等への手話への理解促進及び普及（手話普及啓発費）

ろう者が支障なく日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市内中学校での手話講座などを
実施し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境の整備に取り組む。

平成 31 年 3 月に「長崎市手話言語条例」を制定した。

9 その他の施策

(1) 障害者アート啓発事業

市民が障害者のアート作品に触れる機会を作り、障害者への理解を促進すると同時に、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を推進する。

(2) 授産製品販売促進事業

障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と、授産製品の売上向上、工賃アップを図る。

チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会に委託して実施している。

(3) 障害者テレワークロボット就労促進事業

障害の特性により通所や通勤が困難な障害者が自宅等の遠隔地から分身ロボットを操作し、主に新庁舎2階（子育て関連フロア、障害福祉課）において、案内等の業務を行う。また、新庁舎内の1階又は2階のスペースで、福祉の店「はあと屋」の販売を行う際の商品説明や接客等の業務を行う。

10 長崎市障害福祉センター

長崎市障害福祉センターは、長崎市が市制100周年記念事業の一環として建設した「もりまちハートセンター」の中に、在宅障害福祉の拠点的な施設として設けたもので、在宅の障害者等の福祉の増進を図ることを目的として、平成4年4月1日からサービスを開始した。

この障害福祉センターでは、相談・療育・指導・リハビリテーション・スポーツ・レクリエーションの各分野で、専門性（医学的なものを含む。）を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供するほか、障害者の就労に関する相談支援を行うことにより在宅の心身障害児・者の方々の自立の機会を図り、生きがいを高めることを目指して運営にあたっている。

また、健常者との交流促進、地域住民とのふれあいの場を提供することにより、社会福祉の増進を図ることもその目的の一つである。

なお、運営については、平成3年11月1日長崎市が設立した「社会福祉法人長崎市社会福祉事業団」が、指定管理者として指定を受けて行っている。

(1) 所在地 長崎市茂里町2番41号

(2) 建物

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地下1階・地上8階建の「もりまちハートセンター」のうち、地下1階から5階まで及び8階の一部
- ・延床面積 「もりまちハートセンター」15,606.96m²のうち、1,239.41m²
- ・敷地面積 7,000m²
- ・建築面積 2,601m²

(3) 建設工事

- ・着工 平成元年11月1日
- ・竣工 平成3年10月末日
- ・工事費等 約40億8千万円（障害福祉センター分）
- ・用地購入 約11億円（障害福祉センター分）

- (4) 主な事業
- ・ 児童発達支援センター
 - ・ 地域活動支援センター事業（Ⅱ型）
 - ・ 相談支援事業
 - ・ 診療所事業
 - ・ 身体障害者福祉センター事業（A型）
 - ・ 自立訓練（機能訓練）事業
 - ・ 障害者就労支援相談所運営事業
 - ・ 障害児等療育支援事業

高 齢 者 福 祉

高齢者人口及び高齢化率は、平均寿命の伸長や低い出生率を反映して上昇し続けており、平成 25 年には国民の約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という本格的な高齢社会を迎えている。

このような中、介護を社会全体で支える仕組みである介護保険制度が平成 12 年 4 月から施行され、平成 18 年度には大幅な改正が行われた。

長崎市では、高齢者が住みなれた地域社会で、いつまでも安心して生きがいを持って暮らしていけるよう「地域支援事業」をはじめとした各種の事業を実施している。

なお、市内における 65 歳以上の人口は令和 5 年 3 月末現在で 135,322 人（男 55,979 人、女 79,343 人）であり、うち援護を要する一人暮らし高齢者は民生委員の友愛訪問の実績によれば 4,823 人（男 880 人、女 3,943 人）となっている。

1 生活支援対策

(1) 友愛訪問

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を民生委員が訪問し、日常生活の相談に乗り、助言を行う。

(2) 訪問理美容サービス事業

在宅の高齢者のうち、身体状況及び地域・交通事情等により、理容店や美容院に出向くことが困難である者に対し、出張による訪問理美容サービスを提供する。

ア 利用料 理美容代金のみ自己負担（理美容院により料金は異なる）

(3) 寝具洗濯乾燥サービス事業

在宅で寝たきり等の高齢者の寝具の衛生保持を図るため、寝具類の洗濯乾燥等のサービスを行う。

ア 利用料 無料（市民税非課税世帯が対象）

(4) 日常生活用具給付事業

一人暮らしの高齢者等で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な者に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付する。

ア 利用料 無料（市民税非課税世帯が対象）

(5) 高齢者安心火災警報器給付事業

一人暮らしの高齢者等で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な者に対し、火災警報器（無線式連動型に限る）及び屋外警報ブザーを給付する。

ア 利用料 無料（市民税非課税世帯が対象）

(6) ふれあい訪問収集事業

斜面地、路地奥及びエレベーターが設置されていない中高層住宅等に居住する事業対象者、要支援又は要介護認定を受けた一人暮らし高齢者等で、ごみ出しが困難な者に、戸別収集を実施するとともに安否確認を行う。

ア 利用料 無料

(7) 移送支援サービス（事業対象者の方。ただし運動器機能低下該当者に限る。）

斜面地等に居住する外出が困難な高齢者の通院又は日常的な社会参加を支援する目的で、自宅から

自力で移動可能な場所までの移送支援を行う。

ア 利用料 1回 100円（片道で所要時間が30分未満を1回とする。）

(8) 避難行動要支援者支援事業

避難行動要支援者の新規把握、名簿の更新及び関係機関への情報提供を行い、地域における支援体制につなげる。

2 生きがい対策

(1) 老人クラブの育成事業

ア 老人クラブの結成及び助成状況（令和4年度）

○実施主体 長崎市老人クラブ連合会

○クラブ対象 おおむね60歳以上で1クラブ15人以上

○クラブ設置数 257クラブ（令和4年度）

○会員数 12,484人（令和4年度）

○助成金 基本助成金

市老人クラブ連合会加入クラブは、会員数に応じて助成。

ただし、最低保障額60,000円

市老人クラブ連合会未加入クラブは年額46,560円

結成準備金 50,000円（新規結成時1回限り）

年間助成額（令和4年度）……15,846,548円

イ 市老人クラブ連合会への補助状況（老人社会奉仕団活動に対する補助を含む）

年間補助額（令和4年度）……14,625,200円

(2) 高齢者交通費助成事業（市単独）

ア 対象者 交付年度中に満70歳以上の誕生日を迎える者（障害者を除く）

イ 助成の内容 助成対象者の申請により、バス、電車等の利用によるICカードへの助成（利用実績に応じたポイント還元：年5,000円）又は利用券（①～⑤うち、いずれか1つ）を配布。

① タクシー利用券 （200円券×25枚）1冊

② 船舶利用券（伊王島用）（480円券×11枚）1冊

③ 船舶利用券（高島用）（730円券×7枚）1冊

④ 船舶利用券（池島用）（370円券×14枚）1冊

⑤ コミュニティバス利用券（100円券×50枚）1冊

ウ 開始年月日 昭和55年7月1日

(3) 長寿祝金支給事業

ア 長寿祝金（市単独）

(ア) 支給内容 本市に引き続き1年以上住所を有している者で、99歳に達する者に5万円を支給。

(イ) 支給人員 294人（令和4年度）

(ウ) 支払方法 誕生月の末日に支給（受給者口座へ振込み）

(エ) 施 行 平成 8 年 4 月 1 日

イ お祝いメッセージ 88 歳（米寿）の方へ、誕生月に市長からのお祝いメッセージを送付。

(4) 敬老行事（敬老の日を中心に昭和 38 年から実施）

（令和 4 年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

ア 老人ホーム等施設を市長並びに市議会議長が訪問

イ 最高齢者及び最高齢夫婦を市長並びに市議会議長が訪問

ウ シルバー作品展

(5) 高齢者就業機会確保事業

ア 事業主体 公益社団法人長崎市シルバー人材センター（昭和 56 年 12 月 22 日設立）

イ 事業内容 高齢者にふさわしい仕事を一般家庭・企業・官公庁等から請負又は委任により引き受け、それぞれに合った仕事を会員に提供し、会員自らが培った知識や経験を生かした仕事を行うことで、高齢者の生きがいと福祉の増進を図る。

ウ 事業実績 会員 654 人、受注件数 5, 180 件、就業延人員 15, 136 人
受注契約額 298, 176 千円（令和 4 年度）

(6) ふれあい入浴デー事業

ア 事業内容 高齢者の健康の維持及び増進を図る目的で、毎月 25 日を「ふれあい入浴デー」とし、一般公衆浴場を満 70 歳以上の高齢者に無料で開放する。
年齢を確認できるものを各浴場へ提示して入浴する。

3 施設福祉対策

(1) 養護老人ホーム入所措置事業

おおむね 65 歳以上の者で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を入所させる。

・入所対象者

次のア、イのいずれにも該当する場合に入所の措置を行う。

ア 環境上の理由

次の（ア）及び（イ）に該当していること

（ア）健康状態 入院加療を要する病態でないこと。

（イ）環境の状況 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

イ 経済理由

次のいずれかに該当していること

（ア）生活保護世帯に属すること。

（イ）当該高齢者の属する世帯の生計中心者が市民税の所得割を課せられていない者であること。

（ウ）災害等のため当該高齢者の属する世帯又は生計中心者が、（ア）又は（イ）に相当する状態にあると認められること。

(2) 軽費老人ホーム事務費補助事業

60歳以上（夫婦で入所する場合は一方が60歳以上であれば可）で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活する事が困難な者を低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を供与するため、その事務に要する費用の一部を補助する。利用者は、直接、施設との契約によって入所する。

ア A型

食費などの生活費及び所得に応じた事務費を負担できる者が対象となる。

イ ケアハウス

食費などの生活費、管理費及び所得に応じた事務費を負担できる者が対象となる。また、介護が必要になった場合は、在宅福祉サービスも利用できる。

(3) 生活支援ハウス運営事業

60歳以上の高齢者で、原則として一人暮らし又は夫婦のみの世帯に属し、家族による援助を受けることが困難であり、高齢のため独立して生活することに不安がある者で、次の要件のすべてに該当する者について、生活支援ハウスへの入所決定を行う。

ア 自立して生活を行うことができるものの、日常生活において何らかの支援が必要であること（介護保険制度で要介護と認定されている者を除く。）。

イ 入院加療が必要でないこと、また、感染性疾患を有しないこと。

ウ 認知症等による問題行動が認められないこと。

(4) 老人ホームの設置状況

(R5. 4. 1)

施設の名称	開設年月	施設の種類	経営別	定員 (人)	建物延面積	所在地
日見やすらぎ荘	昭和23年 4月	養 護	社会福祉法人	50	1,644.51	宿町 616
ことのうみ	昭和29年 8月	〃	〃	50	2,309.97	琴海村松町 583-1
恵の丘	昭和43年 4月	〃	〃	50	848.00	三ツ山町 139-2
あいぎ荘	(昭和45年4月) H27.4.12移転	〃	〃	50	2,237.25	布巻町 1490
聖マルコ園	昭和45年 4月	〃	〃	50	3,059.11	西出津町 2235-3
なごみ荘	(昭和47年7月) H25.6.1移転	〃	〃	50	2,614.48	香焼町 563-17
なでしこ荘	(昭和36年7月) H11.10.1移転	特別養護	〃	55	2,673.31	西山台 2 丁目 32-47
永寿園	昭和48年 3月	〃	〃	50	1,610.29	以下宿町 1912
椿ヶ丘荘	昭和48年 4月	〃	〃	70	4,517.19	神浦丸尾町 1553
女の都山荘	昭和48年 4月	〃	〃	50	1,031.55	女の都 1 丁目 1597
琴の浦荘	(昭和49年5月) H25.4.1移転	〃	〃	50	3,645.13	琴海戸根町 743-47
長崎の家	昭和55年 4月	〃	〃	65	1,586.00	小江原 1 丁目 36-18
古賀の里	昭和59年 6月	〃	〃	80	1,787.80	古賀町 806-2
鶴舞苑	昭和59年10月	〃	〃	50	1,356.01	秋月町 389-1
三重の里	昭和61年 5月	〃	〃	50	2,965.66	檜山町 1470
びわの園	平成元年 4月	〃	〃	50	1,978.51	茂木町 2222
喜楽苑	平成 2年10月	〃	〃	50	2,334.82	竿浦町 945
プライエム横尾	平成 4年 7月	〃	〃	80	5,554.00	横尾 3 丁目 26-1
サンハイツ	平成 5年 4月	〃	〃	90	5,100.56	油木町 65-14
三和荘	平成 8年 3月	〃	〃	50	2,277.30	布巻町 792
オレンジの丘	平成 8年12月	〃	〃	50	2,578.32	ダイヤモンド 3 丁目 31-8
恵珠苑	平成10年10月	〃	〃	80	5,086.13	田上 2 丁目 15-12
かたふち村	平成11年 9月	〃	〃	80	4,716.01	片淵 3 丁目 500-2
エルダーみずほ	平成12年 7月	〃	〃	50	2,241.04	岩屋町 45-1
いこいの園	平成12年 9月	〃	〃	50	2,460.97	牧野町 2168-5
牧島荘	平成13年 2月	〃	〃	50	2,222.54	牧島町 9-1
青葉苑	平成14年10月	〃	〃	50	2,752.48	戸町 4 丁目 7-17
ひこばえ	平成15年 7月	〃	〃	50	2,754.06	早坂町 1180-7
鶴舞苑Ⅱ	平成15年11月	〃	〃	100	4,276.23	大谷町 418-1
望星荘	平成15年11月	〃	〃	50	2,946.05	岩屋町 745-4
橘の丘	平成17年 2月	〃	〃	50	2,940.87	春日町 284-2
こえばる	平成17年10月	〃	〃	50	2,817.37	小江原 4 丁目 1-30
プレジールの丘	平成19年 3月	〃	〃	50	3,943.62	立山 2 丁目 16-5
もくれん	平成23年 4月	〃	〃	50	3,202.42	戸石町 1683

施設の名称	開設年月	施設の種類	経営別	定員 (人)	建物延面積	所在地
サンク・ド・滑石	平成23年 1月	地域密着型 特別養護	社会福祉法人	29	1,432.71	滑石 5 丁目 5-5
南陽の丘	平成23年 2月	〃	〃	29	2,109.53	蚊焼町 649-3
寿限無	平成23年 2月	〃	〃	29	2,329.43	琴海村松町 704-3
なの花	平成23年 3月	〃	〃	29	2,271.99	さくらの里 2 丁目 27-22
喜楽苑こもれ陽	平成23年 3月	〃	〃	20	1,034.65	竿浦町 923-1
みえ愛の郷	平成23年 4月	〃	〃	29	2,107.50	三京町 811-16
モン・サン・ノールながさき	平成23年 4月	〃	〃	29	1,779.45	豊洋台 1 丁目 3-11
日見あけぼの荘	平成23年 5月	〃	〃	29	3,775.6	宿町 616-1
こくら庵	平成23年 7月	〃	〃	29	1,587.81	興善町 5-1
アスカ	平成23年 9月	〃	〃	20	1,409.94	みなと坂 1 丁目 5-1
サンハイツ青山中央	平成23年10月	〃	〃	29	1,259.55	青山町 14-1
山の木	平成24年 2月	〃	〃	29	1,780.30	横尾 5 丁目 9-18
みぎわほ一む	平成24年 4月	〃	〃	18	1,253.38	片淵 1 丁目 13-27
三重の里	平成26年4月	〃	〃	20	2,965.66	檜山町 1470
光る海	平成27年9月	〃	〃	29	4,006.09	野母町 2283-7
緑風	平成29年4月	〃	〃	29	2,301.35	風頭町 1-27
めざめ	平成29年11月	〃	〃	29	3,709.21	目覚町 7-2
ときわ荘	昭和49年 6月	軽費(A型)	〃	50	1,629.85	三ツ山町 138
老友荘	昭和 51 年 9 月	〃	〃	50	1,774.45	女の都 1 丁目 1592
日見微笑園	昭和56年11月	〃	〃	50	1,874.00	網場町 492-15
ケアハウス横尾	平成 6 年 4 月	軽費(ケアハウス)	〃	50	2,876.60	横尾 3 丁目 26-2
ケアハウス大浜	平成 8 年 7 月	〃	〃	50	2,729.92	大浜町 934-1
ケアハウスリエゾン長崎	平成 8 年 9 月	〃	〃	50	3,466.57	江川町 100-1
ケアハウスさくらの里	平成10年 4月	〃	〃	50	3,090.97	三京町 1532
ケアハウスひこばえの苑	平成10年 8月	〃	〃	50	3,118.11	早坂町 1180-4
ケアハウスかおり	平成10年11月	〃	〃	50	5,138.37	三京町 811-33
ケアハウスみずほ	平成10年11月	〃	〃	50	3,359.25	岩屋町 45-1
ケアハウス城山台ソラール	平成10年12月	〃	〃	50	4,090.00	立岩町 34-16
ケアハウスサンハイツ	平成14年12月	〃	〃	19	960.40	油木町 65-14
ケアハウス稲佐の森	平成15年11月	〃	〃	50	2,775.76	大谷町 418-1
ケアハウスびわの園	平成17年 4月	〃	〃	50	2,936.77	茂木町 51-1
椿ヶ丘	平成14年 1月	生活支援	〃	12	490.54	神浦丸尾町 1553
恵珠苑	平成16年12月	〃	〃	20	942.46	田上 2 丁目 15-12
三重の里	平成17年10月	〃	〃	10	690.80	檜山町 1470

(5) ゲートボール場の設置

ゲートボール場を、東望荘及び舞の浜荘に設置している。

(6) 老人福祉センター及び老人憩の家の設置

区分	名称	開設年月	建設費(千円)	構造	建物面積(m ²)	敷地面積(m ²)	利用定員(人)	(R4年度)一日平均利用(人)
老人福祉センター	あじさい荘 (上銭座町)	S 44.4	48,860	鉄筋コンクリート造 2階建	862.03	2,152.02	200	44
	わかな荘 (茂木町)	S 53.4	74,950	鉄筋コンクリート造 2階建	474.46	829.49	120	28
	すみれ荘 (中園町)	S 56.7	127,270	鉄筋コンクリート造 2階建	915.22	3,673.13	160	100
	しらゆり荘 (鶴見台1丁目)	S 57.4	100,750	鉄筋コンクリート造 2階建	509.95	787.15	120	41
老人憩の家	ひまわり荘 (丸尾町)	S 47.5	48,530	鉄筋コンクリート造 2階建	619.45	898.45	120	33
	つばき荘 (浪の平町)	S 48.5	29,530	鉄筋コンクリート造 2階建	468.38	1,539.00	120	31
	東望荘 (田中町)	S 49.4	47,834	鉄筋コンクリート造 2階建	458.76	4,102.68	120	30
	さくら荘 (立山1丁目)	S 49.5	48,910	鉄筋コンクリート造 3階建	508.00	585.35	120	15
	つつじ荘 (白鳥町)	S 56.4	40,670	鉄骨造 2階建	231.00	3,670.60	60	20
	舞の浜荘 (三京町)	S 59.4	57,700	鉄骨造 2階建	309.70	4,965.25	90	17
	舞岳荘 (手熊町)	H 5.4	61,800	鉄骨造 2階建	226.20	1,218.02	60	7
	式見荘 (式見町)	H 6.1	112,290	鉄骨造 2階建	364.58	831.14	90	27
	香焼ひまわり (香焼町)	H 9.4	763,567	鉄筋コンクリート造 3階建(2階部分)	702.83 (2階部分)	1,181.93	200	40
池島荘 (池島町)	S 49.7	38,423	ブロック造(一部 鉄骨造) 平家建	279.20	724.24	60	4	

※利用料金はすべて無料。

後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の方及び政令で定める障害に該当する65歳以上の方を対象とする医療保険事業として平成20年度に創設された。

都道府県単位で設立された後期高齢者医療広域連合が、保険料の決定及び医療費の支給など保険者として運営にあたる一方、市町村は、被保険者の資格取得・喪失に伴う異動届出受付、医療給付申請書等の受付事務及び保険料の徴収業務などを行っている。

<制度の概要>

(1) 保険者

長崎県後期高齢者医療広域連合（長崎県内の自治体により構成する特別地方公共団体）

(2) 対象者（被保険者）

75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害があり、認定を受けた方。

年 度	後期高齢者医療被保険者数	
	75歳以上	障害認定者
令和4年度	68,114 人	290 人

(3) 保険料の状況

ア 保険料（令和5年度）

均等割額と所得割額の合計額（以下の料率は県内均一）

- ・均等割額 被保険者1人あたり49,400円
- ・所得割額 $(\text{総所得金額} - 43\text{万円 (基礎控除)}) \times 9.03\%$
- ・保険料限度額 66万円

イ 収納状況（令和4年度）

現年分 99.55% 滞納繰越分 47.55%

(4) 保険料の軽減制度

○世帯の所得が少ない方に対する均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計	軽減割合
43万円 +10万円×(給与所得者等の数※-1)以下の場合	7割
43万円+(29万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数※-1)以下の場合	5割
43万円+(53万5千円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数※-1)以下の場合	2割

※給与所得または公的年金等所得がある方

○社会保険の被扶養者であった方に対する軽減

これまで社会保険の被扶養者だった方は、所得割額の負担はなく、被保険者になってから2年間均等割額の5割を軽減する。

(5) 自己負担（医療機関の窓口で支払う額）

一般の方	1割、ただし、低所得の方については減額認定申請による軽減あり。
一定以上所得のある方	2割（現役並み所得者を除く）
現役並み所得者	3割、ただし、一定の収入未満であれば1割となる基準収入制度あり。また、一定の所得未満の方については限度額認定申請による軽減あり。

(6) 受けられる給付

ア 高額療養費の支給

1カ月に支払った医療費の自己負担額が高額になり一定の限度額を超えた場合は、超えた額が被保険者に支給される。

イ 高額医療・高額介護合算療養費の支給

世帯内で後期高齢者医療と介護保険の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったとき、両方の年間の自己負担額を合計して一定限度を超えた場合は、超えた額が被保険者に支給される。

ウ 特定疾病療養受療証の交付

高度な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣指定の特定疾病（人工透析を必要とする慢性腎不全ほか2疾病）の場合、申請に基づく特定疾病療養受療証を医療機関窓口に表示することにより、ひと月の自己負担額が10,000円までとなる。

エ 療養費の支給

医師が必要と認めたコルセット等の補装具代を全額支払った時、やむを得ない事情があり被保険者証を提示せず病院窓口で医療費を全額支払った時などは自己負担分を除いた額が被保険者に支給される。

オ 訪問看護療養費

在宅診療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したときに被保険者に支給される。（現物給付）

カ 健康診査

被保険者は年度内に1回、無料で健康診査を受けることができる。

キ はり、きゅう施術費の一部助成

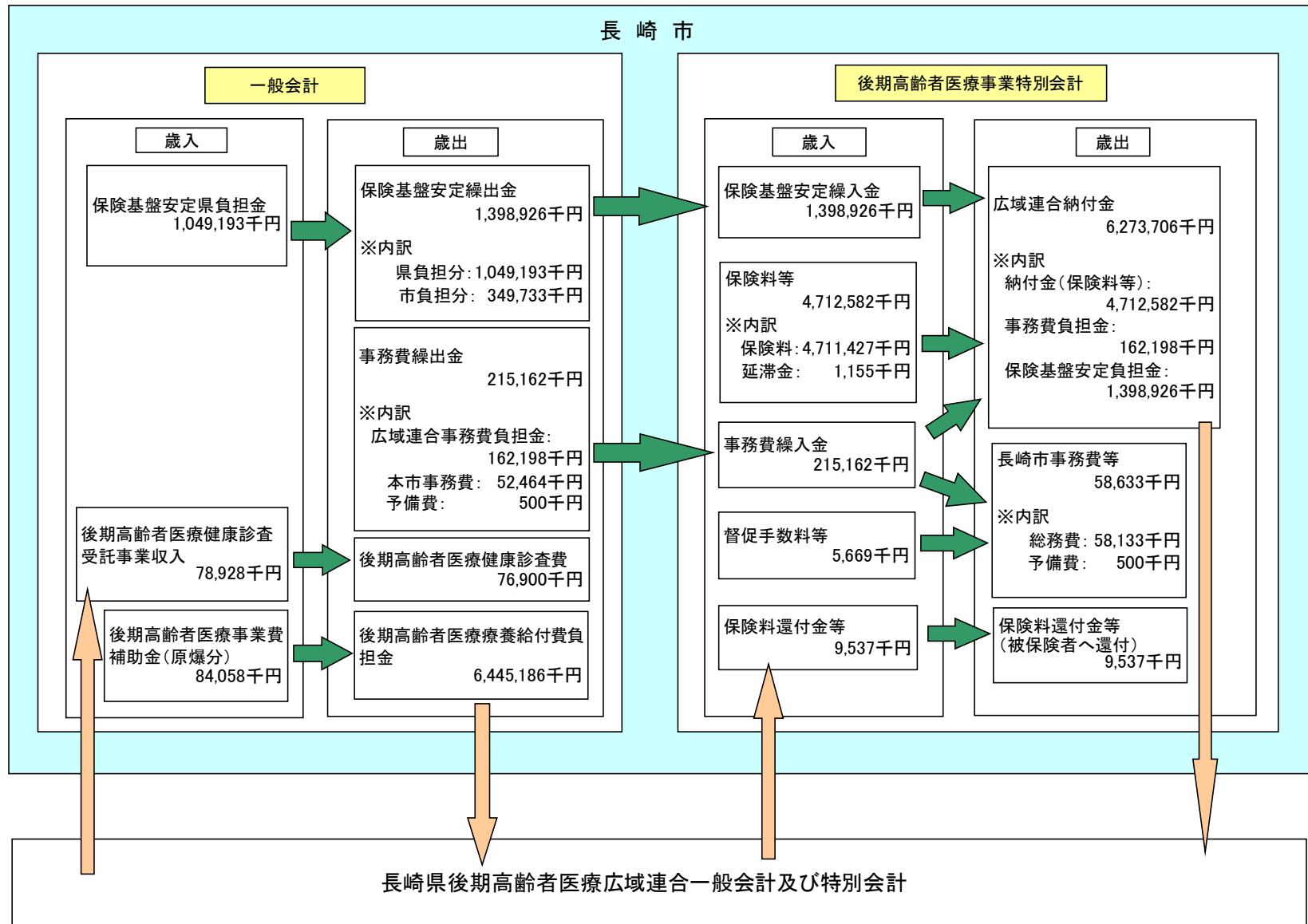
1日1回700円、月5回まで被保険者に助成される。

ク 葬祭費の支給

被保険者が死亡されたとき、葬祭を行った方へ2万円支給される。

ケ 健康支援（口腔ケア）

被保険者は年度内に2回まで、お口の健康指導を無料で受けることができる。



国民健康保険

長崎市の国民健康保険事業は、昭和 33 年 10 月 1 日の発足から今日まで、地域医療保険として市民の医療の確保及び健康の保持・増進に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年は 1 人当たり医療費の増嵩、急速な高齢化の進展等に伴う財政基盤の弱化による慢性的な財政難に陥っており、「老人保健制度」の創設（昭和 58 年）、「退職者医療制度」の創設（昭和 59 年）、「保険基盤安定制度」の実施（昭和 63 年）、「国保財政安定化支援事業」の実施（平成 4 年）、「保険者支援制度」の創設（平成 15 年）などの措置がとられたが、事業運営はますます厳しいものとなっている。

このような中、平成 30 年 4 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うこととなり、制度安定化のための安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、財政運営の責任主体となった。これにより、市町村は、都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金に見合った保険料（税）を設定、徴収して都道府県に納付し、保険給付に必要な費用については、その全額を保険給付費等交付金として受け取る仕組みへと変わった。

1 令和 5 年度国民健康保険事業特別会計当初予算の概要

歳 入				歳 出			
区 分	金 額	構成比	対前年度 増 減 率	区 分	金 額	構成比	対前年度 増 減 率
	千円	%	%		千円	%	%
合 計	53,450,487	100.0	1.1	合 計	53,450,487	100.0	1.1
国民健康保険税	8,326,319	15.6	0.6	総 務 費	276,415	0.5	△0.8
使用料及び手数料	3,903	0.0	△2.4	保 險 給 付 費	40,150,747	75.1	1.6
国庫支出金	1,071	0.0	107,000.0	国民健康保険事業費納付金	12,550,296	23.5	△0.3
県支出金	40,776,005	76.3	1.4	保 健 事 業 費	362,906	0.7	△3.6
財産収入	1	0.0	0.0	基 金 積 立 金	1	0.0	0.0
繰入金	4,239,140	7.9	0.2	諸 支 出 金	100,122	0.2	0.1
繰越金	1	0.0	0.0	予 備 費	10,000	0.0	0.0
諸収入	104,047	0.2	△35.6				

※ 令和 4 年度決算見込額 歳入 54,073,287 千円 歳出 53,760,112 千円 差引 313,175 千円

2 加入状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

区 分	世 帯 数	人 口
全 市	205,395 世帯	398,747 人
うち国保加入数	59,114 世帯	86,062 人
加入率	28.8 %	21.6 %

3 保険税の状況

(1) 賦課割合と税率等（令和5年度）

区 分	賦 課 割 合 (%)			税 率 等		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所 得 割	50.16	50.38	49.42	9.3%	3.3%	2.7%
均 等 割 (1人当たり)	33.88	33.78	33.83	27,700円	9,700円	9,500円
平 等 割 (1世帯当たり)	15.96	15.84	16.75	19,800円	6,900円	5,400円

※ 賦課割合は、本算定時

(2) 課税状況（令和5年度当初課税時）

区 分	1人当たり保険税	1世帯当たり保険税
基 礎 課 税 分 (医療分)	64,795円	93,977円
後期高齢者支援金分 (支援金分)	22,751円	32,997円
介 護 納 付 金 分 (介護分)	21,837円	25,020円

(3) 課税限度額（令和5年度）

区 分	課 税 限 度 額
基 礎 課 税 分 (医療分)	650,000円
後期高齢者支援金分 (支援金分)	220,000円
介 護 納 付 金 分 (介護分)	170,000円

(4) 収納状況（令和4年度）

現年課税分 93.09% 滞納繰越分 28.54%

4 保険給付の状況

(1) 給付割合（令和5年4月1日現在）

区 分	給付割合
義務教育就学前	8割
義務教育就学から70歳未満	7割
70歳以上75歳未満の現役並み所得者以外	8割
70歳以上75歳未満（現役並み所得者）	7割

(2) 高額療養費支給制度

この制度はひと月ごと、保険適用分の医療費の負担額が、下表の額を超過した場合、その超過した分を保険者が負担するものである。

同じ月に 70 歳以上の人ではすべての負担、70 歳未満の人では各 21,000 円以上の負担が複数あった場合、その額を合算して下表の自己負担限度額を超えた分を支給する。

なお、70 歳以上の人と 70 歳未満の人が同一世帯の場合は、「ア 70 歳未満」の場合と同じ自己負担限度額を超えた分を支給する。

【医療費の自己負担限度額（月額）】※過去 12 か月間で高額療養費に該当する回数

ア 70 歳未満の場合

区分	所得要件	自己負担限度額（月額）	4 回目以降※
ア	住民税課税世帯（年間所得 901 万円を超える世帯）	252,600 円（医療費が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算）	140,100 円
イ	住民税課税世帯（年間所得 600 万円超～901 万円以下の世帯）	167,400 円（医療費が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算）	93,000 円
ウ	住民税課税世帯（年間所得 210 万円超～600 万円以下の世帯）	80,100 円（医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算）	44,400 円
エ	住民税課税世帯（年間所得 210 万円以下の世帯）	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

イ 70 歳以上 75 歳未満の場合

区 分 (高齢受給者証負担割合)	外 来	
	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ (3割) 年収約 1,160 万円以上 課税所得 690 万円以上	252,600 円（医療費が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算） (4 回目以降 140,100 円) ※	
現役並みⅡ (3割) 年収約 770 万円～約 1,160 万円 課税所得 380 万円以上	167,400 円（医療費が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算） (4 回目以降 93,000 円) ※	
現役並みⅠ (3割) 年収約 370 万円～約 770 万円 課税所得 145 万円以上	80,100 円（医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算） (4 回目以降 44,400 円) ※	
一般 (2割) 年収約 156 万円～約 370 万円 課税所得 145 万円未満	18,000 円 (年間上限 144,000 円) 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日まで	57,600 円 (4 回目以降 44,400 円) ※
Ⅱ (2割) 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
Ⅰ (2割) 住民税非課税世帯であって、収入が一定以下	8,000 円	15,000 円

(3) 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額となった世帯に介護保険受給者がいる場合、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算して下表の限度額を超えたときには、申請により超えた分を支給する。

基準日：7月31日（毎年8月1日～翌年7月31日）

【医療費及び介護費の自己負担限度額（月額）】

ア 70歳未満の場合

【単位：円】

区分	ア	イ	ウ	エ	オ
限度額	2,120,000	1,410,000	670,000	600,000	340,000

イ 70歳以上75歳未満の場合

【単位：円】

区分	現役並み			一般	低所得者 II	低所得者 I
	III	II	I			
限度額	2,120,000	1,410,000	670,000	560,000	310,000	190,000

(4) その他の給付

ア 出産育児一時金

1件につき ※488,000円 改正年月日 令和5年4月1日（令和4年度実績：196件）

産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合は500,000円

※令和5年3月31日出産分までは、1件につき408,000円（420,000円）

※令和3年12月31日出産分までは、1件につき404,000円（420,000円）

イ 葬 祭 費

1件につき 20,000円 改正年月日 昭和54年12月1日（令和4年度実績：706件）

(5) 給付諸率（令和4年度）

※令和4年3月から令和5年2月診療分

受診率	2098.1%
一件当たり費用額	24,756円
一人当たり費用額	519,430円
一人当たり保険者負担額	384,020円

5 保健事業の概要

(1) 特定健康診査・特定保健指導

糖尿病等の生活習慣病を予防するため、当該年度に40歳から74歳に達する被保険者に対して、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施する。また、特定健康診査の結果、動機付け支援もしくは積極的支援に階層化された被保険者に対して特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を促す。

令和3年度実績

特定健康診査 実施者数：21,567人 実施率：32.2%

特定保健指導 実施者数：675人 実施率：30.1%

(2) 人間ドック・脳ドック助成制度

被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に、当該年度に 30 歳から 74 歳に達する被保険者を対象として人間ドック・脳ドック受診費用の一部を補助する。1 人につき 17,000 円補助

令和 4 年度実績

・ 30 歳～39 歳 12 人 ・ 40 歳～74 歳 1,354 人 合計 1,366 人

(3) 歯科健診助成制度

被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に、当該年度に 2 歳から 6 歳（未就学児）及び 18 歳から 74 歳に達する被保険者を対象として歯科健診受診費用の一部を補助する。1 人につき 3,400 円補助

令和 4 年度実績

・ 未就学児 0 人 ・ 18 歳～74 歳 96 人 合計 96 人

(4) はり・きゅう施術費助成制度

被保険者が、はり・きゅうの施術を受けた場合、その施術料金の一部を補助する。

1 回につき 700 円補助（月 5 回まで） 改正年月日 平成 24 年 4 月 1 日

令和 4 年度実績

1 術	{	70歳以上	2,315件	7,896回	2 術	{	70歳以上	2,331件	6,922回
		その他	3,366件	10,398回			その他	3,586件	10,085回

介 護 保 険

長崎市では、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）には、高齢者人口はピークを迎え、また、2035年（令和17年）には、後期高齢者人口がピークとなることを見込まれており、さらに、総人口・現役世代人口が減少していく中で、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となる。

そのような状況を見据え、すべての高齢者が住み慣れた地域でそれぞれの状態に応じ、自立した日常生活を送れるよう、地域の実情に合った医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「長崎版地域包括ケアシステム」を推進し、長崎県医療計画とも整合性を図りつつ、介護保険制度の持続性を確保する必要がある。加えて、災害や感染症の発生時においてもサービスを継続して提供するため、令和3年度から令和5年度までを第8期の計画期間として「長崎市介護保険事業計画」を策定し、次の6点を基本方針として、事業の円滑な運営に努めていく。

① 長崎版地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域包括支援センターを中核として、在宅医療の提供体制の確保と介護との連携強化、認知症施策の推進、地域課題の解決や自立支援・重度化防止に向けた地域ケア会議の充実、地域の支え合い体制の構築、安心して住み続けられる住まいの確保といった取り組みを進める。

② 自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進

地域における専門職や関係機関・地域住民との連携により、高齢者が自ら介護予防や健康づくりに努め、生きがいを持って地域の担い手として活躍し、また、要支援・要介護状態になっても、その有する能力に応じて自立した日常生活を継続することができるよう、個々の状態に応じた切れ目のない支援に取り組む。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の検証や評価、地域ケア会議の充実等により、介護予防を推進し、併せて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組む。

③ 人生の最終段階における市民意識の啓発・向上と看取り体制の強化

最期まで自分らしく生きるためには、心身の状態や生活環境の状況に応じて、どのような療養の場所があるのか、最期をどう迎えたいかなど人生の最終段階に対する市民の関心を深めるとともに、希望する方へ施設や自宅での看取りができる体制を整備する。

④ 権利擁護の推進

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び認知症施策推進大綱に基づき、制度の普及啓発と活用により、日常生活に困難が生じた場合でも、地域連携ネットワークにより、高齢者の尊厳を支える取り組みを進める。

⑤ サービスの質の確保・向上

事業所・施設の安全対策、事業者の情報開示、ケアプランのチェック、介護サービス事業者の指導・監査を行うとともに、研修等を開催することで、サービスの質の確保及び向上を図る。

⑥ 災害・感染症に対する備え

介護事業所等と連携し、訓練の実施、防災活動及び感染拡大防止策の周知など、平時から災害・感染症発生時に備える。また、災害・感染症発生時においても、介護事業所等がサービスを継続して提供できるよう、関係機関と連携した支援・応援体制を整備する。

1 令和5年度介護保険事業特別会計当初予算の概要

歳 入			歳 出		
区 分	金 額	構成比	区 分	金 額	構成比
	千円	%		千円	%
保 険 料	9,715,851	19.6	総 務 費	538,306	1.1
分 担 金 及 び 負 担 金	175	0.0	保 険 給 付 費	46,182,703	93.0
使 用 料 及 び 手 数 料	981	0.0	基 金 積 立 金	11,410	0.0
国 庫 支 出 金	12,423,385	25.0	地 域 支 援 事 業 費	2,929,661	5.9
支 払 基 金 交 付 金	12,964,046	26.1	諸 支 出 金	21,382	0.0
県 支 出 金	6,815,649	13.7			
財 産 収 入	11,410	0.0			
繰 入 金	7,734,464	15.6			
繰 越 金	1	0.0			
諸 収 入	17,500	0.0			
合 計	49,683,462	100.0	合 計	49,683,462	100.0

2 要介護・要支援認定

平成11年10月に設置された「長崎市介護認定審査会」は、令和5年4月1日現在、保健、医療、福祉の学識経験者4人からなる31の合議体で構成され（委員定数150人以内）、各合議体で公正かつ客観的な審査・判定が実施されている。特に、認知症の症例のある事例の審査・判定については、専門委員（精神科医）が審査に参加している。

(1) 要介護・要支援認定者数（実数：令和5年3月末現在）（単位：人）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
3,162	4,096	7,789	4,720	3,887	3,361	2,190	29,205

3 介護保険給付

介護保険の給付には、保険料・公費を財源として全国共通で行われる介護給付・予防給付と長崎市が独自に第1号被保険者の保険料を財源として実施する市町村特別給付の「移送支援サービス」（愛称「いこーで」）がある。

(1) 介護給付・予防給付（介護保険サービス）

ア 居宅サービス等の給付実績（令和4年度）

1	居宅介護・介護予防サービス	介護保険事業計画の推計値	令和4年度給付実績
	訪問介護	762,749回	681,459回
	訪問入浴介護	8,734回	5,450回
	訪問看護	205,761回	197,412回
	訪問リハビリテーション	72,884回	61,432回
	通所介護	601,765回	531,655回
	通所リハビリテーション	425,047回	330,675回
	介護予防通所リハビリテーション	17,976人	15,122人
	福祉用具貸与	117,036人	119,406人
	短期入所生活介護	413,211日	347,203日
	短期入所療養介護	15,092日	15,057日
	居宅療養管理指導	40,668人	56,067人
	特定施設入居者生活介護	7,368人	7,168人
2	特定福祉用具販売	2,544人	2,514人
3	住宅改修	2,520人	2,269人
4	居宅介護・介護予防サービス計画	197,256人	194,086人
5	移送支援サービス	108,504回	102,438回
6	特定入所者介護サービス	—	35,315件

イ 地域密着型・地域密着型介護予防サービスの給付実績（令和4年度）

	介護保険事業計画の推計値	令和4年度給付実績
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,624人	3,404人
夜間対応型訪問介護	48人	49人
認知症対応型通所介護	62,598回	54,921回
地域密着型通所介護	289,865回	258,587回
小規模多機能型居宅介護	9,648人	8,768人
認知症対応型共同生活介護	12,900人	12,633人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5,460人	5,329人
看護小規模多機能型居宅介護	1,764人	1,709人

ウ 施設サービスの給付実績（令和4年度）

	介護保険事業計画の推計値	令和4年度給付実績
介護老人福祉施設	19,800人	18,992人
介護老人保健施設	16,488人	16,042人
介護療養型医療施設	708人	437人
介護医療院	420人	598人

(2) 市町村特別給付（移送支援サービス）

市町村特別給付の移送支援サービス（愛称「いこーで」）は要介護・要支援認定を受けた方が通院、買物等、日常生活で外出したり、通所サービス、短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護サービス等を利用する際に自宅から車道までの移動に介助が必要な場合に移送介護員（介護福祉士及び介護員養成研修修了者で市が主催する研修会を修了した者）が移送支援の介助を行うサービスである。利用者の負担額は30分未満を1回とし移送介護員1人につき、1回あたり100円で、30分を増すごとに100円が加算される。なお、利用回数は通所サービスや短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護複合型サービス等利用時は居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に定められた回数が利用でき、通院、買物等の際は1月24回が限度となる。

ア 移送サービス利用者登録人数（令和4年度末） 1,641人

イ 利用目的の登録状況（令和4年度末）

買物・通院等 1,612件

通所サービス等 740件

(3) 高額介護サービス費

同じ月内に受けた介護保険サービス等の利用者負担額（1～3割）の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯の合計額）が、利用者負担の上限額を超えた場合、その超えた分について高額介護サービス費等として支給される。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額	
年収約1,160万円以上の方	14万100円(世帯)	
年収約770万円以上1,160万円未満の方	9万3,000円(世帯)	
年収約383万円以上770万円未満の方	4万4,400円(世帯)	
上記以外の市民税課税世帯の方	4万4,400円(世帯)	
世帯全員が 市民税 非課税で	前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が80万円 を超える方等	2万4,600円(世帯)
	・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課 税年金収入額の合計が80万 円以下の方等	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	1万5,000円(個人)	

(4) 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の自己負担額が高額になったときは、両制度の限度額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担合計額が下記表の自己負担額を超えた場合に、超えた分について、高額医療・高額介護（介護予防）サービス費等として支給される制度。

<合算対象期間 8月1日～翌年度7月31日>

70 歳未満の方

区分		限度額
基準 総所得額 ※	901 万円超	212 万円
	600 万円超～ 901 万円以下	141 万円
	210 万円超～ 600 万円以下	67 万円
	210 万円以下	60 万円
	市民税非課税世帯	34 万円

※後期高齢者医療制度の対象者も含む。

70 歳以上の方（※）

区分		限度額
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上の方)		
課 税 所 得	690 万円以上	212 万円
	380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一般 (市民税課税世帯の方)		56 万円
低所得者 (市民税非課税世帯の方)		31 万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が 0 円になる方 (年金収入のみの場合 80 万円以下の方)		19 万円

(5) 低所得者の利用料減額

介護保険施設に入所されている方の利用負担額や食費、居住費について低所得者に対する減額措置がある。

ア 介護保険利用者負担額減額・特定負担限度額認定

特別養護老人ホームの利用者のうち、介護保険制度施行前の措置制度の時から入所している人(旧措置入所者)の利用者負担額及び食費・居住費の減額制度については、平成 21 年度末までの経過措置であったが、平成 22 年 3 月に延長法案が成立し、引き続き本制度の利用が可能となった。

イ 負担限度額

所得の低い方が介護保険施設に入所したり、ショートステイを利用する場合に、所得に応じて食費・居住費が減額される制度。

居住費・食費の自己負担限度額 (1 日あたり)

利用者 負担段階	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	食費		居 住 費			
			施設 サービス	短期入所 サービス	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室
第 1 段階	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給の方か、生活保護受給の方	単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下	300 円	300 円	820 円	490 円	特養 320円 老健・療養型 490円	0 円
第 2 段階	市民税非課税世帯であって、前年の合計所得金額等(※)が、80 万円以下の方	単身: 650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下	390 円	600 円	820 円	490 円	特養 420円 老健・療養型 490円	370 円
第 3 段階①	市民税非課税世帯であって、前年の合計所得金額等(※)が、80 万円超 120 万円以下の方	単身: 550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下	650 円	1,000 円	1,310 円	1,310 円	特養 820円 老健・療養型 1,310円	370 円
第 3 段階②	市民税非課税世帯であって、前年の合計所得金額等(※)が、120 万円超の方	単身: 500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下	1,360 円	1,300 円	1,310 円	1,310 円	特養 820円 老健・療養型 1,310円	370 円

※前年の合計所得金額等：前年の合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計額

(6) 介護保険事業特別対策費（低所得者利用者負担軽減費）

ア 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する軽減措置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が 0 円となっていた者で次の①②のいずれかに該当する者については利用者負担 10%を 0%に減免する。

- ① 65 歳になる以前のおおむね 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者で、65 歳から介護保険の対象となった者
- ② 特定疾病によって生じた身体又は精神上的の障害が原因で要支援・要介護の状態となった 40～64 歳の者

イ 社会福祉法人による生活困難者等に対する利用者負担の軽減等

低所得世帯で特に生計が困難である者及び生活保護受給者に対して介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担を軽減する場合、その負担した額が総収入の一定の割合を超えた社会福祉法人に対して市町村が支援する。

(7) 受領委任払い制度の実施

介護保険では利用したサービスにかかった費用の 1～3 割が自己負担となっているが、中には一旦全額自己負担し、その後、市から利用者の方へ 9～7 割分を支給する「償還払」となっているものがある。その場合、一時的とはいえ利用者の方のご負担が大きくなることから、長崎市では独自に初めから 1～3 割の負担で利用できるよう受領委任払いの制度を設けている。

【受領委任払いが利用できるサービス等】

- ・高額介護サービス費（平成12年 4月制度開始）
- ・福祉用具購入費（平成12年12月制度開始）
- ・住宅改修費（平成12年12月制度開始）

4 地域支援事業

(1) 第 1 号訪問事業

ア 介護予防訪問介護相当サービス事業

介護予防を目的に、要支援者及び事業対象者に対して、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

- (ア) 利用料 所得に応じて、サービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1月あたり1,201円～）

イ 生活援助サービス事業

一人暮らし又は高齢者のみの世帯等で、家族が疾病や障害等により、家事支援が難しい要支援者及び事業対象者に対して、介護予防を目的に生活に必要な掃除、洗濯、調理等の家事の支援を週 2 回まで行う。

- (ア) 利用料 所得に応じてサービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1回あたり216円～）

ウ 住民主体型訪問サービス事業

ゴミ出し、草むしり、花の水やり等の簡易な家事支援が必要な要支援者及び事業対象者に対して、地域住民が主体となつて行う。（今後実施予定）

エ 短期集中型訪問サービス事業

(ア) 栄養改善指導

栄養状態の改善の必要がある要支援者及び事業対象者に、管理栄養士による訪問指導を実施する。

a 利用料 無料

(イ) 口腔改善指導

口腔機能低下のおそれがある要支援者及び事業対象者に、歯科衛生士による訪問指導を実施する。

a 利用料 無料

(ウ) リハビリテーション専門職指導

うつ、閉じこもり、認知症のおそれのある要支援者及び事業対象者に、リハビリテーション専門職等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を行う。

a 利用料 無料

(2) 第1号通所事業

ア 介護予防通所介護相当サービス事業

介護予防を目的に、通所により、身体介助や生活援助、見守りが必要な要支援者及び事業対象者に対して、食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練を行う。

(ア) 利用料 所得に応じて、サービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1月あたり1,696円～）

イ ミニデイサービス事業

生活援助や見守りが必要な高齢者に対し、機能訓練やレクリエーションなどを半日（3～5時間）程度で行う。

(ア) 利用料 所得に応じて、サービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1月あたり338円～）

ウ 住民主体型通所サービス事業（高齢者ふれあいサロン）

高齢者が地域の身近な場所で自主的に集い、交流する場として高齢者ふれあいサロンを開設し、その活動を支援する。

エ 短期集中型通所サービス事業

要支援者及び事業対象者に対し、通所による運動器及び認知の機能低下の予防・向上を図り、生活機能の低下を防止する。

(ア) 利用料 無料

(3) 総合支援配食サービス事業

低栄養等、栄養状態改善の必要性がある一人暮らし又は高齢者のみの世帯の要支援者及び事業対象者のうち、個人の日常生活における食事のみによっては、栄養状態が改善しないと見込まれ、かつ、安

否確認が必要な者に対して、定期的に居宅に訪問し、栄養のバランスのとれた食事を提供する。

ア 利用料 1食 220～840円

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者（介護予防サービスを受けていない者に限る。）及び事業対象者の状態を踏まえて、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を行い、自立意欲の向上につなげられるよう介護予防ケアマネジメントを実施する。

(5) 介護予防把握事業

地域包括支援センターや民生委員、地域住民等から収集した情報を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に発見し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

(6) 介護予防普及啓発事業

介護予防の重要性について、普及啓発を図る。

(7) 口腔ケア指導事業

全高齢者を対象として、歯科衛生士による口腔機能向上のための教育と口腔清掃指導等を行う教室を開催する。

ア 利用料 無料

(8) 生涯元気事業

地域において運動を中心に介護予防に関する具体的な実践方法を紹介する機会を提供し、高齢者が地域の仲間と共に、自ら健康づくりに取り組み、長く元気で生活できるよう支援を行う。

ア 利用料 無料

(9) 地域活動支援事業

ア 介護予防ボランティア育成事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動の支援を行う。

イ 地域支援ボランティアポイント事業

市所定の研修を修了した40歳以上の方を対象として、日々のボランティア活動を通じて積極的に地域に貢献することを奨励・支援する。

(10) 生活・介護支援サポーター事業

市民の主体性にもとづき運営される高齢者ふれあいサロンや施設等で行うボランティア活動の担い手として、生活・介護支援サポーターを養成する。

(11) 一般介護予防事業評価事業

介護予防事業の事業評価を行う。

(12) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みへのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

(13) 包括的支援事業

介護予防事業のマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、支援困難ケースへの対応等の権利擁護事業並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。

(14) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護の連携体制の構築、充実を図るため、医療・介護の関係者の連携を推進する。

(15) 生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支援するために、地域の実情に応じた地域住民相互の支え合い活動の推進役として生活支援コーディネーターを配置するとともに、多様な主体間の情報共有及び連携づくりによるネットワーク構築を行いながら、生活支援体制（地域の支え合い）の仕組みづくりを推進する。

(16) 認知症総合支援事業

医療機関、介護サービス事業者及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援並びに認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターへ配置するとともに、認知症の人の家族に対する支援を行う。また、認知症高齢者に係る早期診断及び早期発見対応に向けた支援体制として認知症高齢者及びその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム事業を実施する。

(17) 地域ケア会議推進事業

介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とし、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議を開催する。

(18) 介護適正化特別対策事業

介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとなっているかどうか検証し、介護サービス事業者に対して指導助言を行う。

(19) 徘徊高齢者等家族支援事業

認知症の要介護被保険者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムを活用し、その居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する。

ア 駆けつけ付きサービス 利用料 1月 1,320円（別途、サービス利用に応じた費用負担あり）

イ 保険付きサービス 利用料 1月 3,300円

(20) 家族介護支援事業

ア 介護用品の支給

要介護4以上と判定された在宅の要介護被保険者であって、市民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族又は要介護3と判定された在宅の要介護被保険者であって、要介護認定における認定調査票において、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当し、かつ、市民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしりふき、ポータブルトイレ用消臭剤、防水シート）を支給する。（支給限度額 月額 5,000円）ただし、支給月に1日以上在宅の場合に限る。

イ 介護者慰労金支給事業

要介護4以上と判定された市民税非課税世帯に属する在宅の要介護被保険者であって、過去6ヵ月間（入院期間を含まない。）介護保険サービス（1ヵ月間程度のショートステイの利用を除く。）を利用していない方を現に介護している家族に対して、介護者慰労金（年額 100,000円）を支給する。

ウ 家族介護教室・在宅介護リフレッシュ支援事業

在宅で高齢者を介護している家族と今後家族の介護をする予定のある市民を対象に、健康づくりや介護に関する知識・技術を習得するための教室を開催する。

また、在宅で高齢者の介護をしている家族を対象に、介護者自身の健康づくりに関する講習会や介護者同士の交流を通し、リフレッシュの機会を提供する。

(21) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等で親族による成年後見人の選任の申立てが見込めない場合等に、市長が親族に代わり家庭裁判所に成年後見人の選任の申立てを行うこと等により、安定した生活の継続を支援する。また、関係機関との情報交換等を行い、制度をより有効的・効果的に利用できる体制を整える。

(22) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅へ居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、相談・助言を行う。

ア 利用料 所得に応じて負担あり

(23) 介護相談員派遣事業

介護相談員を派遣し、介護保険サービス利用者の声を聞き、相談等に応じる。

(24) 要介護者配食サービス事業

要介護状態と判定された単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、訪問介護サービス等での食の確保や栄養バランスが保てず、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であり、かつ、安否確認が必要である者に対して、定期的に居宅に訪問し栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行う。

ア 利用料 1食 220～840円

(25) 緊急時訪問介護事業

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、身体的及び環境的要因により緊急通報装置の設置が必要な者に対して、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう、緊急通報装置を設置し、必要に応じ、訪問介護員の派遣を行う。

ア 利用料 1月 383円

(26) 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・助言、住宅改修の支給申請時に必要な理由書を作成した時の経費の助成を行う。

(27) 認知症地域支援体制整備事業

認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、市民意識の向上を目的とした啓発活動の推進及び地域の関係団体・事業所間のネットワーク構築を図る。

5 介護保険料

(1) 第1号被保険者（65歳以上）の保険料

ア 長崎市の介護サービスに要する費用の見込額をもとに、第1号被保険者の保険料の基準額を算定する。

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{長崎市の介護サービスの総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{長崎市の第1号被保険者の人数}}$$

イ 所得段階別の保険料

保険料は、毎年度の初日（4月1日）の世帯の市民税の課税状況と被保険者の方の所得に応じて段階的に決められている。

所得段階	対 象 者	計算方法	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	基準額×0.3	24,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下	基準額×0.5	40,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超	基準額×0.7	57,200円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	基準額×0.91	74,200円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超	基準額 (81,600円)	81,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.16	94,600円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.25	102,000円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	122,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.75	142,800円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上	基準額×2	163,200円

ウ 介護保険料の減免

次の理由により、保険料を納めることが困難であると認められた場合は、保険料が減免される。

- (ア) 災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (イ) 生計を主として維持する者の死亡、又は心身の重大な障害、長期間入院により、収入が著しく減少したこと。
- (ウ) 事業又は業務の休廃止、著しい損失、失業等により、収入が著しく減少したこと。
- (エ) 干ばつ、冷害等による農産物の不作、不漁などの理由により、収入が著しく減少したこと。
- (オ) そのほか、特別の事情があること。

(2) 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の保険料

第2号被保険者の介護保険料は、健康保険料と一括して徴収される。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なる。

ア 国民健康保険に加入している方

所得に応じて世帯ごとに計算される。保険料と同額の国庫負担がある。

イ 職場の健康保険に加入している方

加入している健康保険の算定方法に基づき算定される。保険料の半分は事業主が負担する。

6 広報活動

(1) ガイドブック「なるほど介護保険」の作成

介護保険料、要介護認定、介護サービスの給付等についての詳しいガイドブックを作成している。市民の方に広く活用していただくよう介護保険課窓口のほか各地域センター、各地域包括支援センター等でも配布している。

(2) 広報ながさきへの掲載

介護保険に関するお知らせなどを掲載するほか、「介護保険おしらせ便」を3年に一度発行し、広報ながさきに折り込んで配布している。

(3) 市ホームページへの掲載

介護保険制度についての説明をはじめ、国や長崎県からの介護保険に係る情報等を発信している。

(4) 出張説明（出前講座）

団体からの要請があった場合は、職員を派遣し介護保険制度についての説明会を実施している。

保 健 衛 生

本市においては、保健予防を主な施策として、感染症予防、母子保健、精神保健及び健康増進事業等を実施し、市民の健康管理の支援を推進している。そのほか、生活衛生及び動物管理の事業も実施し、公衆衛生の向上に努めている。

1 保健予防

(1) 長崎市の世帯数・人口等

面 積 (km ²)	405.86
人 口 (人)	401,992
世 帯 数	205,898
人 口 密 度 (人/km ²)	990.47
一世帯当たり人口 (人)	1.95

※ 面積は令和3年10月1日現在、人口・世帯数は令和4年9月末日現在の住民基本台帳登録による。

(2)ーア 感染症予防

感 染 症 患 者 発 生 状 況

区 分	病名	総 数	1 類					2 類					3 類							
			エボラ出血熱	コンゴ出血熱・クリミア	ペスト	マールブルグ病	ラッサ熱	急性灰白髄炎	ジフテリア	SARS	MERS	(H5N1)	(H7N9)	鳥インフルエンザ	新型コロナウイルス※	コレラ	細菌性赤痢	大腸菌感染症	腸管出血性	腸チフス
発 生 件 数	30年度	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—
	R元年度	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	—
	2年度	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	—	—
	3年度	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—
	4年度	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—	—

区 分	病名	5 類 (注2)
		新型コロナウイルス感染症
発 生 件 数 (注1)	R元年度	—
	2年度	756
	3年度	11,525
	4年度	63,409

(注1) 令和4年9月9日から全数把握の簡略化により、それ以降は発生届の対象者のみの件数

(注2) 令和5年5月8日に新型インフルエンザ等感染症(2類相当)から5類に移行

(2)ーイ エイズ相談・HIV検査

(R4年度)

区 分	総 数	男	女
検 査 者 数	46 人	30 人	16 人
相談件数	35 件	28 件	7 件

(3) 予防接種実施状況

(R4年度)

種 類	接種件数	種 類	接種件数
四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）（注1）	9,346 件	三種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風）	0 件
二種混合（ジフテリア、破傷風）	2,448 件	結核（BCG）	2,352 件
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）（注2）	0 件	麻しん、風しん混合	5,089 件
麻しん（注3）	0 件	風しん（注3）	0 件
日本脳炎	11,422 件	ヒブ感染症（注4）	9,436 件
小児の肺炎球菌感染症（注4）	9,466 件	ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）（注4）	4,138 件
水痘（注5）	4,369 件	B型肝炎（定期接種）（注6）	7,092 件
ロタウイルス感染症（注7）	5,289 件	乳幼児インフルエンザ（注8）	14,614 件
高齢者等肺炎球菌（注5）	5,652 件	成人男性風しん（注9）	239 件
高齢者等インフルエンザ	81,647 件	新型コロナワクチン（注10）	413,107 件

（注1）平成24年11月1日から定期予防接種となった。

（注2）平成24年9月1日から定期予防接種となった。

（注3）平成18年度以降は麻しん風しん混合ワクチンの接種が原則となっているが、どちらかになり患したことがある場合は、単独ワクチンの接種が可能となっている。

（注4）平成23年1月4日から任意接種として接種無料化事業が始まり、平成25年4月1日から定期予防接種となった。

（注5）平成26年10月1日から定期予防接種となった。

（注6）平成28年10月1日から定期予防接種となった。

（注7）令和2年10月1日から定期予防接種となった。

（注8）平成17年10月から任意予防接種として実施している。

（注9）平成31年2月1日から令和7年3月31日までの間、定期予防接種となった。

（注10）令和3年3月から臨時予防接種として実施している。

(4) 結核予防等

ア 一般住民検診実績

(R4年度)

間 接 撮 影 数	1,230 人
-----------	---------

※平成17年4月結核予防法改正により一般住民の検診対象者は、65歳以上へ改正された。

イ 結核登録患者数及び活動性分類別受療状況

(R4 年末時点)

分類	総数	活動性					不活動性 結核	潜在性 結核	活動性 不明
		計	肺結核活動性			肺外結核 活動性			
			登録時 喀痰塗 抹陽性	登録時 その他の 結核 菌陽性	登録時 陰性 ・ その他				
総数	126人	27人	4人	9人	4人	10人	53人	18人	29人
入院	8人	8人	1人	3人	0人	4人	—	—	—
外来治療	34人	18人	3人	6人	4人	5人	—	16人	—人
医療の必要なし	55人						53人	2人	—人
受診状況不明	29人						—	0人	29人

(5) 母子保健

ア 母子健康手帳交付数

(R4年度)

妊婦届出者数	妊 娠 週 数				出産後届出
	11週以内	12～21週	22～27週	28週以上	
2,341人	2,241人	82人	10人	7人	1人

イ 妊婦健診実施状況

(R4年度)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
受診者数	2,121人	2,316人	2,270人	2,300人	2,350人	2,289人	2,201人

	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回
受診者数	2,324人	2,290人	2,224人	2,245人	2,141人	1,872人	1,392人

*平成21年度から公費負担回数を5回から14回へ拡大した。

ウ 産婦健診実施状況

(R4年度)

	産後2週間	産後1か月
受診者数	2,257人	2,319人

*平成29年9月1日から実施。

エ 乳児健診実施状況

(R4年度)

4 か 月 児				7 か 月 児			10 か 月 児		
対象者数	受診者数	受診率	健康管理を要する者	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
2,406人	2,372人	98.6%	742人	2,454人	2,293人	93.4%	2,513人	2,324人	92.5%

オ 1歳6か月児健診実施状況

(R4年度)

対象者数	受診者数	受診率	健康管理を要する者(重複計上)	
			身体面	精神面
2,544人	2,513人	98.8%	247人	415人

カ 3歳児健診実施状況

(R4年度)

対象者数	受診者数	受診率	健康管理を要する者(重複計上)	
			身体面	精神面
2,783人	2,708人	97.3%	926人	1,477人

キ 両親学級・育児学級実施状況

(R4年度)

育 児 学 級		両 親 学 級	
回 数	人 員	回 数	人 員
238回	4,899人	21回	551人

ク 1歳6か月児健診事後措置教室実施状況(乳幼児健全発達支援事業)(R4年度)

回 数	人 員
77回	818人

ケ 離乳食・幼児食教室 (R4年度)

離乳食・幼児食教室	
開催回数	延参加者数
34回	390人

(6) 小児慢性特定疾病医療受給者状況

(R4年度)

区分	悪性 新生 物	慢性 腎 疾 患	慢性 呼 吸 器 疾 患	慢性 心 疾 患	内 分 泌 疾 患	膠 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 液 疾 患	免 疫 疾 患	神 經 ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	変 化 を 伴 う 症 候 群	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に	皮 膚 疾 患	骨 系 統 疾 患	脈 管 系 疾 患
総 数	474	36	30	25	85	74	34	27	13	10	3	54	59	10	0	3	11

(7) 精神保健相談及び訪問指導状況

(R4年度)

相 談		訪 問 (延)
実 人 員	延 人 員	
1,202人	3,494人	393人

(8) 健康増進事業

ア 教育相談

(R4年度)

区 分	開 催 回 数	参 加 延 人 員
集 団 健 康 教 育	340回	5,478人
健 康 相 談	2,627回	8,631人

イ 健康診査

(ア) 健康診査

(R4年度)

対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率
10,372人	884人	8.5%

(イ) がん検診

(R4年度)

区 分	受 診 者 数	市民健康意識調査で受診したと 回答した人の割合 ^{※2}
胃 がん 検 診	10,484人	43.0%
肺 がん 検 診	17,136人	53.5%
大 腸 がん 検 診	11,735人	39.8%
子 宮 がん 検 診	21,093人 ^{※1}	45.2% ^{※3}
乳 がん 検 診	12,314人 ^{※1}	44.0% ^{※3}

※1 子宮・乳がん検診は、2年度に1回の検診につき、受診者数は令和3年度受診者数+令和4年度受診者数

※2 国への報告にあわせ40歳～69歳（子宮がん検診のみ20歳～69歳）による割合

※3 過去2年間にがん検診を受診したと回答した率

(ウ) 肝炎ウイルス検診 (R4年度)

受診者数	結果別人員			
	C型		B型	
	陽性	陰性	陽性	陰性
821人	1人	819人	5人	812人

※C型及びB型のみの検査を受けた者の数を含む。

(エ) 前立腺がん検診 (R4年度)

受診者数	要精検者	要精検率
2,259人	211人	9.3%

(オ) 胃がんリスク検診 (R4年度)

対象者数	受診者数	受診率
25,525人	229人	0.9%

※胃がんリスク検診は、平成27年7月より実施開始

(カ) 歯周疾患検診 (R4年度)

対象者数	受診者数	受診率
40,273人	991人	2.5%

ウ 訪問指導 (R4年度)

区分	実人員	延人員
寝たきり者等	6人	6人
認知症予防	11人	25人
閉じこもり予防	8人	10人
生活習慣改善指導等	101人	137人
介護家族者	23人	29人
その他	34人	41人
計	183人	248人

2 生活衛生

(1) 環境関係営業施設数と環境衛生監視員の活動状況 (R4年度)

区分	総数	旅館等	興行場	公衆浴場	理・美容所	クリーニング所	その他 納骨堂・プール 飲料水施設 特定建築物など
施設数(件)	9,468	228	10	56	1,379	262	7,533
監視回数(回)	594	63	9	62	84	91	285

(2)ーア 食品関係営業施設（旧食品衛生法に基づく許可）数と食品衛生監視員の活動状況（R4年度）

区 分	総数	飲食店	喫茶店	製造業	処理業	販売業	その他
業 種		一般食堂、 レストラン等		菓子製造業、 乳製品製造業 等	乳処理業、 食肉処理業	魚介類販売 業、 食肉販売業	魚介類せり売 営業、食品の 冷凍・冷蔵業
施設数（件）	4,008	2,974	120	512	6	334	62
監視・指導 延件数（件）	1,596	674	32	419	10	378	83

※施設数は、許可件数。

(2)ーイ 食品関係営業施設（改正食品衛生法に基づく許可）数と食品衛生監視員の活動状況（R4年度）

区 分	総数	飲食店	製造業	処理業	販売業	その他
業 種		一般食堂、 レストラン等	菓子製造業、 食肉製品製造業 等	食肉処理業	食肉販売業、 魚介類販売業	食品の小分け業 等
施設数（件）	2,147	1,626	366	5	141	9
監視・指導 延件数（件）	3,608	2,800	629	3	162	14

※施設数は、届出件数。

(2)ーウ 食品関係営業施設（改正食品衛生法に基づく届出）数と食品衛生監視員の活動状況（R4年度）

区 分	総 数	旧許可業種で あった営業	販 売 業	製造・加工業	そ の 他
業 種		包装魚介類販売 業、 包装食肉販売業 等	弁当販売業、 野菜果物販売業 等	添加物製造・加 工業、 いわゆる健康食 品の製造・加工 業等	行商、 集団給食施設等
施設数（件）	2,641	1,246	893	158	344
監視・指導 延件数（件）	958	318	543	26	71

※施設数は、届出件数。

(3) ア 薬事関係営業施設（要許可）数と薬事監視員の活動状況

(R4年度)

	総数	薬局	薬局製剤製造販売業	薬局製剤製造業	店舗販売業	特例販売業	高度管理医療機器等販売業	高度管理医療機器等貸与業
施設数（件）	765	271	14	14	78	4	270	114
立入検査施設数（件）	281	80	3	3	17	0	124	54

※ 施設数は、許可件数。

※ 平成 25 年 4 月から薬局、薬局製剤製造販売業、薬局製剤製造業等、平成 27 年 4 月から医療機器販売業・貸与業関係の事務が県から移譲された。

(3) イ 薬事関係営業施設（許可不要）数と薬事監視員の活動状況

(R4年度)

	総数	管理医療機器販売業	管理医療機器貸与業
施設数（件）	1,421	1,093	328
立入検査施設数（件）	25	14	11

※ 施設数は、届出件数。

※ 平成 27 年 4 月から医療機器販売業・貸与業関係の事務が県から移譲された。

(4) 毒物劇物の販売業登録施設数と毒物劇物監視員の活動状況

(R4年度)

	総数	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業
施設数（件）	205	189	10	6
立入検査施設数（件）	46	40	6	0

※ 施設数は、登録件数。

3 動物管理

(1) 狂犬病予防・犬取締りと犬猫の引取り・適正飼育指導業務の活動状況

(R4年度)

	登録頭数	注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	引取頭数	譲渡頭数	致死処分数	苦情件数	指導件数
犬	16,472	11,125	35	30	3	13	0	104	37
猫	—	—	—	16	270	54	201	1,061	200

※致死処分数には収容中の死亡（老衰等による自然死）を含む（犬は収容中の死亡のみ）。

(2) 野良猫対策

猫の引取り・殺処分の減少を目的に、引取りの多くを占める飼い主のいない猫（野良猫）の繁殖を抑え、数を減らすとともに、猫による生活被害を軽減するため、その不妊去勢手術費を助成している。

活動状況

(R4年度)

申込み		実施	
113町（157件）	1,470頭	26町（26件）	480頭（オス240頭・メス240頭）

児 童 福 祉

現在、本市には 76 箇所認可保育所と 51 箇所の認定こども園が設置されているが、少子化が進行する一方で、核家族化、夫婦共働きの一般化、ライフスタイルの多様化等に伴い、様々な保育サービスへの需要に適切に対応していくことも大きな課題となっており、延長保育、一時預かりなどの各種サービスを実施することで、保育ニーズへの対応を図っている。

一方、在宅育児家庭の支援としては、平成 18 年度から子育て支援センターを開設し、子育ての負担感や社会からの孤立感などの軽減や仲間づくりの場の提供、子育て情報の発信などを行っている。

また、児童に健全な遊び場を与え、遊びを通しての健康増進と豊かな情操をはぐくむための施設として児童館、児童センターを設置し、児童の健全育成を図っている。

このほか、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に遊びや生活の場を与えている民間の放課後児童クラブに対しても助成を行っている。

1 保育所等入所児童の状況

(R5. 4. 1)

区分	内容	施設数	定員	入所児童数			待機児童数
				計	2号	3号	
		箇所	人	人	人	人	人
合計		128	10,401	9,333(165)	5,707(97)	3,672(68)	0
市立保育所		5	550	237(2)	181(2)	102(0)	—
私立保育所		71	5,510	5,027(62)	3,032(29)	1,995(33)	—
市立認定こども園		1	72	62(0)	43(0)	19(0)	—
私立認定こども園		50	4,251	3,960(101)	2,427(66)	1,533(35)	
小規模保育事業		1	18	8(0)	3(0)	5(0)	
広域入所者委託分		—	—	39	21	18	

※ 2号とは、満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもをいう。

※ 3号とは、満3歳未満の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもをいう。

※ 私立認定こども園は幼保連携型(37箇所)・幼稚園型(8箇所)・保育所型(5箇所)

※ ()は、広域入所者受託分(外書き)。

2 保育所職員数

(R5. 4. 1)

区分	内容	計	施設長(園長)	保育士	看護師	調理員	栄養士	庁務員	その他
		人	人	人	人	人	人	人	人
合計		1,778	76	1,219	35	140	92	155	61
市立		95	5	75	5	0	0	10	0
私立		1,683	71	1,144	30	140	92	145	61

※ 市立保育所については、給食調理業務を一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさきへ委託。

3 市立保育所の開所時間

午前7時15分から午後7時まで

4 保育料の負担軽減対策

- (1) 保育料の改定……国の基準を参考としながらも、本市独自の軽減措置を行っている。
- (2) 保育料の一部軽減等……同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、認定こども園等に入所して

いる場合等は、第2子については、本来の保育料の2分の1負担とし、第3子以降については無料としている。

(3) 多子世帯の保育料軽減……市町村民税所得割課税額が97,000円未満(D1階層以下)の世帯は、同一世帯の最年長の子どもから数えて第2子は半額、第3子以降は無料とする。

また、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、要保護世帯等のうち、市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯は、同一世帯の最年長の子どもから数えて、第2子以降は無料とする。

5 保育料徴収基準額表

(1) 令和5年度長崎市保育料(保育利用)徴収額表

(単位：円)

各月初日の教育・保育を受ける児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担額(子ども1人1月につき)	
階層 区分	定 義	3号認定	
		保育 標準時間	保育 短時間
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市町村民税 非課税世帯	0	0
C	48,600円未満	16,000	14,400
D1	48,600円以上 97,000円未満	24,000	21,600
D2	97,000円以上 169,000円未満	37,000	33,300
D3	169,000円以上 301,000円未満	47,000	42,300
D4	301,000円以上 397,000円未満	51,000	45,900
D5	397,000円以上	58,000	52,200

※2号認定児童(年度途中で2号認定を受けた者を除く。)の利用者負担額は全て0円。

ア 当該年度の4月から8月までの利用者負担額については前年度分の市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月までの利用者負担額については当該年度分の市町村民税所得割課税額において算定する。

イ A階層以外であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用し、幼稚園に通園し、特別支援学校幼稚部に在籍し、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援等を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無料とする。

ウ 里親(児童福祉法第6条の4第1号に規定する里親をいう。以下同じ。)である支給認定保護者の場合は、A階層とする。

エ 支給認定子どもの属する世帯が、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、要保護世帯等の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料の額とする。ただし、これらの世帯のうち、市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯は、同一世帯の最年長の子どもから数えて、第2子以降は無料とする。

階層区分	利用者負担額(子ども1人1月につき)	
	3号認定	
	保育標準時間	保育短時間
C	7,500	6,700
D1 (※)	9,000	8,100

※市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯に限る。

オ 支給認定保護者が母子及び寡婦(夫)等に該当する場合は、その申請に基づき、地方税法に規定する寡婦もしくは寡夫とみなし、同法の規定により算定した市町村民税所得割課税額に基づく階層の利用者負担額とする。

カ 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達し、2号認定に変更になった場合でも利用者負担額は、その年度中は3号認定の規定を適用する。

(2) 副食費

ア 副食費について、実費(各施設が定める額)を各施設が徴収する。ただし、世帯の階層区分により下表のとおり免除となる場合がある。

各月初日の教育・保育を受ける児童の 属する世帯の階層区分		副食費負担		
階層 区分	定 義	2号認定		
		第1子 第2子	第3子以降	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	免除		
B	市町村民税 非課税世帯			
C	48,600円未満			
D1	市町村民税 所得割課税額	48,600円以上 77,101円未満	免除 (概ね18歳までの 範囲で子の数を 数える)	
		77,101円以上 97,000円未満		
D2	97,000円以上 169,000円未満	実費負担 (負担額は 施設ごとに 異なる)		免除 (小学校就学前 までの範囲で子 の数を数える)
D3	169,000円以上 301,000円未満			
D4	301,000円以上 397,000円未満			
D5	397,000円以上			

イ 3号認定については、給食費が保育料に含まれているため、実費額の負担はない。

6 延長保育促進事業

- (1) 内 容 保育認定を受けた児童について、通常の利用時間を超えて、引き続き保育を行う保育所等に対し助成する。
- (2) 開始年月日 昭和62年4月1日
- (3) 利用料 実施保育所等にて利用料設定
- (4) 補助額 利用児童数、利用時間に応じて段階的に助成

7 一時預かり事業

- (1) 内 容 保育所等を利用していない家庭において、保護者のさまざまな事情により緊急・一時的に保育が必要な就学前児童を一時的に預かる保育所等に対し助成する。
- (2) 開始年月日 平成21年10月1日
- (3) 利用料 実施施設にて利用料設定
- (4) 補助額 年間延べ利用児童数に応じて段階的に助成

8 障害児保育対策事業

- (1) 内 容 精神又は身体に障害のある児童を保育所等に入所させ、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促すため、実施保育所等に対し助成する。
- (2) 開始年月日 昭和56年4月1日
- (3) 対象児童 日々通所及び集団保育が可能で、特別児童扶養手当の受給要件相当の障害を有する入所児童
- (4) 補助額 月額73,360円×各月初日現在の対象児童数

9 発達促進保育特別対策事業

- (1) 内 容 精神又は身体に障害又は発達遅滞のある児童を保育所等に入所させ、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促すため、実施保育所等に対し助成する。
- (2) 開始年月日 昭和57年10月1日
- (3) 対象児童 日々通所及び集団保育が可能な児童で次のいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者手帳又は療育手帳を所持するもの
 - イ 施設等に通院又は通所し、療育を受けているもの
 - ウ 軽・中度の心身障害又は発達遅滞を有すると判別されたもの
- (4) 補助額 月額37,000円×各月初日現在の対象児童数

10 私立保育所等に対する補助

- (1) 運営費補助

補助の内容	補助額
運営事務費	一施設 年額 160,000円～280,000円
乳児受入促進雇用費	一施設 月額 174,000円（3箇月分が限度）
アレルギー児対応費	一施設 年額 860,400円以内

補助の内容	補助額	
保育士処遇改善費	職員一人当たり	年額 30,000 円
保育環境改善費	一施設	年額 50,000 円
傷害保険加入費	児童一人当たり	年額 135 円
フリー保育士雇上費	一施設	年額 1,117,500 円以内
看護師雇上費	看護師	年額 261,000 円
	准看護師	年額 135,600 円
副食材料費	国基準副食費免除対象児童一人当たり	月額 500 円
	市基準副食費免除対象児童一人当たり	月額 5,000 円

(2) 団体助成 保育会研修費等補助として、年額 3,280,000 円

11 病児・病後児保育事業

- (1) 内容 保育所に通所中の児童等で病気又はその回復期にあり、集団保育及び家庭で保育できない場合に、その児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、併せて児童福祉の向上にも資することを目的とする。
- (2) 実施施設 中央橋こどもデイケア「あひるっこルーム」(江戸町)
病児保育にこにこルーム(本原町)
病児保育室「あおむし」(かき道3丁目)
病児保育「クローバー」(滑石2丁目)
- (3) 開始年月日 平成10年7月1日(あひるっこルーム)
- (4) 対象児童 病気又はその回復期にあり、保護者の就労等により家庭で保育できない児童
- (5) 利用料 一人1日2,000円 ※食事代別

12 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置された放課後児童クラブの支援にあたる。

(1) 放課後児童クラブの状況

- ・児童数は小学1～6年生の登録児童
- ・未設置校区は、日吉、南、伊王島、高島、池島、川原の6校区

(R5.5.1)

設置校区数	放課後児童クラブ数	登録児童数(うち障害児童数)
61/67校区	95クラブ	6,588人(210人)

13 子育て応援情報発信事業

(1) 子育て応援情報サイト「イーカオ」

ア 内容 子育て家庭が必要としている情報を、当事者である子育て家庭の視点で収集・整理し、インターネット等を活用して分かりやすくタイムリーな情報提供を行うことにより、子育て家庭の孤立感・孤独感の解消を図る。

(平成23年4月1日開設)

イ 主な掲載内容 ・行政の取組みや制度のお知らせ

- ・幼稚園や保育所などの施設情報
- ・親子で楽しめるイベント情報

(2) 長崎市子育てガイドブック

子育て家庭が必要としている情報を集約した冊子を作成し、母子健康手帳交付時や各地域センター等で配布する。

14 こども・子育てイーカオ相談（子育て世代包括支援センター）

- (1) 内 容 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と誰一人見逃さないための支援のために、妊産婦や子ども、子育て家庭が抱える不安や悩みについて専門職が相談に応じ、子どもや各家庭の状況を把握し適切なサービスや必要な支援へつなげる。
- (2) 対 象 者 妊産婦、子ども、子育て家庭
- (3) 相 談 形 態 電話、メール、オンライン、来所

15 児童虐待防止対策事業

- (1) 内 容 児童虐待防止と早期発見・早期対応に努め、また、虐待を受けた児童とその家族を支援するために、関係機関による相互の連携や情報交換、検討会、広報啓発、研修会などを行う。

(2) 実 績 (令和4年度)

- ア 親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）開催
 代表者会議（1回開催）
 実務者会議（11回開催）※児童虐待事例検討会含む
 個別ケース会議（485回開催）
- イ 児童虐待防止研修会（8回開催）
- ウ 相談対応状況（R4年度実績）

※実対応件数	新規受理件数	延対応件数
2,700件	2,319件	41,748件

※実対応件数：当該年度中に対応した相談の実件数

16 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

- (1) 内 容 生後4か月までの乳児がいる家庭を地域の民生委員・児童委員が訪問し、地域と家庭をつなぐことにより家庭の孤立化を防ぐとともに、養育支援が必要な家庭については必要な支援に結びつけるなど乳児の健全な養育環境の確保を図る。
- (2) 対 象 者 生後4か月までの乳児がいる家庭
- (3) 開始年月日 平成20年4月1日
- (4) 訪問実績 (R4年度)

訪問対象者数	訪問実施数	電話支援等実施数	保健師家庭訪問等実施数
2,427人	1,446人	1,271件	189件

17 養育支援訪問事業

- (1) 内 容 妊娠、出産、育児に関して保健師による専門的助言・指導と訪問支援者による育児・家事支援を行う。
- (2) 対 象 者 妊娠・出産に強い不安のある妊婦や育児困難で特に支援が必要な家庭

(3) 開始年月日 平成 19 年 10 月 1 日

(4) 利用実績 (R4 年度)

利用実件数	利用日数	利用時間	稼働支援者数
9 件	126 日	225.5 時間	8 人

18 赤ちゃんの駅推進事業

- (1) 内 容 授乳スペースやおむつ替えスペースがあり、市民に開放してくれる施設を募集。市が赤ちゃんの駅として認定し、その情報をホームページ等で市民へ提供する。認定した施設には、ステッカーを配付し、施設の入口等へ掲示してもらい、市民へPRする。
- (2) 対象施設 公共施設及び民間施設（店舗など）

19 地域親子のふれあい支援事業

(1) お遊び教室

ア 内 容 民生委員・児童委員、主任児童委員やボランティア等と協力しながら、0 歳から就学前の親子を対象に集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行う。

イ 実施場所 ふれあいセンター・公民館など

(2) 参加の状況 (R4 年度実績)

区 分	開催回数	参加者数
お 遊 び 教 室	449 回	9,983 人

20 ファミリー・サポート・センター運営

(1) 内 容 地域において、育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、お互いに地域で助け合いながら子育てを行う会員組織である「ファミリー・サポート・センターながさき」を設置し、仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童の福祉の向上を図る。

(2) 会員の条件

ア まかせて会員 市内在住で自宅で子どもを預かることができる方
※市が指定する研修を受講する必要あり

イ おねがい会員 市内、西彼杵郡時津町及び同郡長与町在住で生後 0 ヶ月から小学生までの子を養育している方

(3) 援助活動の内容

ア 保育所、幼稚園等までの送迎と保育時間終了後の子どもの預かり

イ 学校の放課後や放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

ウ 冠婚葬祭や学校行事、買い物等、保護者の外出の際の子どもの預かり など

(4) 開始年月日 平成 20 年 9 月 1 日

(5) 実 績 (R4 年度)

会員数				活動回数
おねがい会員	まかせて会員	どっちも会員	計	
1,302人	608人	86人	1,996人	3,814回

21 子育て支援センター事業

(1) 内 容 育児をしている保護者、特に母親の子育てに対する負担感を軽減するため、いつで

も・だれでも利用できる地域に密着した「子育て支援センター」を設置する。

ア 親や子どもの交流や仲間づくりができる場としての「つどいの場」の機能

イ 親同士が悩みを話したり、子育ての不安や疑問などの相談・援助を行う場としての「相談の場」の機能

ウ 親同士の情報交換や身近な地域の様々な子育て情報を適切に提供する場としての「情報提供の場」の機能

(2) 設置箇所 (R5. 4. 1) 17 箇所

ア 週 6 日開設型 14 箇所 (うち発達支援特化 1 箇所)

イ 週 3 日開設型 3 箇所

22 子育て短期支援事業

(1) 内 容 保護者が疾病等の社会的事由又は仕事等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において、養育等を行うことにより、児童及び家庭福祉の向上を図る。

(2) 開始年月日 平成 7 年 7 月 20 日

(3) 事業の種類 ア 短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業 (利用期間：原則 7 日以内)

保護者の社会的事由 (疾病、育児不安、出産、看護、事故、災害等) により家庭での養育が一時的に困難になった時、その児童を児童福祉施設において一定期間、養育・保護する。

イ 夜間養護 (トワイライトステイ) 事業

仕事等の事由により保護者の帰宅が夜間にわたる場合、児童福祉施設において児童の生活支援を行う。

(4) 実施施設 浦上養育院 (石神町)、マリア園 (南山手町)、明星園 (磯道町)、光と緑の園 (大村市)

(5) 実績 (R4 年度)

短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業	夜間養護 (トワイライトステイ) 事業
延利用日数	延利用日数
332 日	—

23 助産施設入所事業

(1) 内 容 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を行う。

(2) 施設 長崎みなとメディカルセンターに設置 (4 床)

(3) 実績 14 人 (R4 年度)

24 児童館

(公立)

名称	開設年月	建物構造	職員配置	会館時間 (月～金)
滑石児童館	昭和 53年4月	鉄筋コンクリート3階建 (児童館部分は1階) 敷地面積 1,192.73m ² 建物延面積 303.63m ²	館長(兼務) 1 児童厚生員 2 (会計年度任用職員)	正午 ～午後6時
土井首児童館	57年4月	鉄筋コンクリート2階建 (児童館部分は1階) 敷地面積 1,476.25m ² 建物延面積 190.00m ²	館長(兼務) 1 児童厚生員 2 (会計年度任用職員)	正午 ～午後6時
大浦児童センター	56年4月	鉄筋コンクリート3階建 (児童館部分は2・3階) 敷地面積 269.19m ² 建物延面積 632.91m ²	所長(兼務) 1 児童厚生員 2 (会計年度任用職員)	正午 ～午後6時
琴海児童館	平成 17年11月	鉄骨造2階建 (児童館部分は1階) 敷地面積 509.42m ² 建物延面積 276.17m ²	館長(兼務) 1 児童厚生員 2 (会計年度任用職員)	午前10時 ～午後6時

※学校の春、夏、冬休み期間中及び土曜日は、午前9時から午後6時まで開館

(民間)

名称	開設年月	建物構造	職員配置	開館時間
長崎北児童館	平成 12年4月	鉄骨造 2階建 敷地面積 464.88m ² 建物延面積 295.91m ²	館長(兼務) 1 児童厚生員 2	・月～金 午前8時～午後7時 ・土 午前8時～午後6時

25 ひとり親家庭等支援対策

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦が、自立促進に必要な事由や社会的事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な世帯若しくは生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている世帯に、家庭生活支援員を派遣し生活の安定を図る。

(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が安定的な収入を得ることにより自立した生活を送ることができるよう、よりよい就業に向けた能力開発への支援を実施する。

ア 自立支援教育訓練給付金

指定する教育訓練講座の修了後に受講に要した費用の一部を支給。(受講費用の60%、最大上限40万円×講座受講年数(上限4年)・下限1万2千1円) ※所得制限あり

イ 高等職業訓練促進給付金等

看護師・理学療法士等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、1年間(令和3～5年度のみ6月)以上修業することにより、当該資格の取得が見込まれ、かつ、就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる場合に、修業中の生活費等の負担軽減を図る。(支給期間上限4年)

※所得制限あり

【支給額】

種 別	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金※	100,000 円/月	70,500 円/月
高等職業訓練修了支援給付金	50,000 円	25,000 円

※養成機関における過程の終了までの最後の 12 か月については、月額 40,000 円加算

(3) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

ア 内 容 児童扶養手当受給者に対し、母子・父子自立支援員が個別に面接を実施し、個々のケースに応じた自立支援計画書を策定後、ハローワーク等と連携することにより、きめ細かな自立・就業支援を実施している。

イ 開始年月日 平成 19 年 4 月 11 日

(4) ひとり親家庭等自立促進センター事業

ア 内 容 ひとり親家庭等の就業等による自立を促進するため、一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。(長崎県と共同で委託実施。)

イ 開始年月日 平成 19 年 4 月 1 日

26 母子生活支援施設

(1) 内 容 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のために、その生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

(2) 名称及び定員 長崎市立白菊寮 14 世帯

(3) 開設年月日 昭和 29 年 9 月 1 日

(4) そ の 他 平成 4 年度において保育所との複合施設として改築

27 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(1) 内 容 「母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦」の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するために必要な資金を貸し付ける。

(2) 開始年月日 昭和 28 年 4 月 1 日 (母子) 昭和 44 年 10 月 1 日 (寡婦)
平成 26 年 10 月 1 日 (父子)

(3) 貸付金の種類 修学、就学支度、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、事業開始、事業継続資金の 12 種類

28 交通遺児教育手当等の支給

(1) 内 容 交通事故により、父又は母が死亡した義務教育に就学する遺児を監護する者に、教育手当と見舞金もしくは入学・卒業祝金を支給する。

(2) 対 象 者 義務教育に就学する交通遺児の保護者

(3) 対 象 者 数 4 世帯 6 人 (中学生 3 人・小学生 3 人) (R4. 4. 1 現在)

(4) 支 給 額 教育手当 月額 3,000 円、見舞金及び祝金 (入学祝金・卒業祝金) 各 10,000 円

29 全天候型子ども遊戯施設（長崎市あぐりの丘内）

あぐりの丘に、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる施設として、全天候型子ども遊戯施設を置く。

(1) 構造及び規模 鉄骨造平屋建 延床面積 1,753.67 m²

(2) 施設の概要 子どもの遊び場（大型ネット遊具、ふわふわドーム、クライミングウォール、ボルダリングウォール、木のボールプールなど）、多目的スペース、授乳室（2室）、多目的トイレ、救護室ほか

(3) 供用開始 令和4年10月28日

(4) 開館時間 午前9時～午後5時

(5) 休館日 水曜日及び年末年始

（学校の休業期間（夏休み等）を除く。水曜日が休日の場合は翌営業日）

(6) 入館料

区 分	入館料（1人1回につき）	
	個 人	団体（15人以上）
子ども（1歳未満の者を除く。）	円 250	円 200
子どもの保護者等	100	80

備考 「子ども」とは、小学生までの者をいう。

幼 児 教 育

1 幼稚園教育

幼稚園及び保育所で就学前教育を受けた者の割合は、上限で横ばいの傾向にあり、市立小学校児童新 1 年生の 99.42%（30 年 5 月調査）が就学前教育を受けており、34.60%が幼稚園教育を受けている。

(1) 市内の幼稚園の状況 (R5. 5. 1)

区 分	市 立	国立大学法人	私 立	計
園 数	1 園	1 園	13 園	15 園
園 児 数	5 人	79 人	888 人	972 人
名 称	高島	長崎大学 教育学部附属	—	—

(2) 市立幼稚園の児童・教員数等 (R4. 5. 1)

区 分	園 数	学級数	児童数	1 学級当たり 児 童 数	教 員 数		
					計	園 長	園長を除く 教 員
幼稚園	1 園	2 学級	6 人	2~4 人	4 人	1 人	3 人

※ 高島幼稚園の園長は、高島小中学校長との兼務。

2 保護者負担軽減対策

(1) 私立幼稚園等預かり保育促進費補助金

私立幼稚園、認定こども園が実施している預かり保育又は一時預かりを利用している保育を必要とする子どもの保護者に対して、負担している預かり保育料の一部を助成し、保護者負担の軽減を図る。

〔補助額〕 保護者が支払った預かり保育料の 1 / 3（月額上限 3,000 円）

(2) 幼稚園等に対する助成

ア 私立幼稚園等振興費補助金

(ア) 運営費補助 1 園当たり平均 544,152 円

- ・園 割：1 園当たり 252,000 円
- ・園児数割：1 園当たり 168,000 円
- ・教職員割：当該年度 5 月 1 日現在の教員数×30,000 円
- ・職員数割：当該年度 5 月 1 日現在の職員数× 5,000 円

(イ) 日本スポーツ振興センター加入補助金

イ 幼稚園型一時預かり事業費補助金

私立幼稚園、認定こども園が実施している一時預かり事業（幼稚園型）に対し、児童を一時的に預かるために要する費用の一部を助成するもの。

(ア) 幼稚園Ⅰ型

・事業概要：主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的な預かりを行うもの

・補助実績（R4年度実績）

補助施設数(①)	補助金額計(②)	平均補助金額(②/①)
31 施設	81,610,610 円	2,632,600 円

(イ) 幼稚園Ⅱ型

・事業概要：保育を必要とする0～2歳児の受け皿として定期的な預かりを行うもの。

・補助実績（R4年度実績）

補助施設数(①)	補助金額計(②)	平均補助金額(②/①)
4 施設	8,321,440 円	2,080,360 円

ウ 長崎市私立幼稚園協会教職員研修費補助金 年額（R3実績）2,041,000 円

3 新制度に移行している幼稚園及び認定こども園の保育料等（1号認定）

(1) 幼児教育・保育の無償化により、1号認定全世帯0円となる。

(2) 副食費について、実費（各施設が定める額）を各施設が徴収する。ただし、世帯状況により下表のとおり免除となる場合がある。

各月初日の教育・保育を受ける児童の 属する世帯の階層区分		副食費負担	
階層 区分	定 義	1号認定	
		第1子 第2子	第3子以降
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	免除	
B	市町村民税 非課税世帯		
C	48,600円未満		
D1	48,600円以上 77,101円未満		
	77,101円以上 97,000円未満	実費負担 （負担額は施設 ごとに異なる）	免除 （概ね18歳までの 範囲で子の数を 数える）
D2	97,000円以上 169,000円未満		免除 （小学校3年生ま

D3		169,000 円以上 301,000 円未満		での範囲で子の数を数える)
D4		301,000 円以上 397,000 円未満		
D5		397,000 円以上		

青少年育成

「心豊かで、たくましく生きる青少年」を育成するために、地域における青少年健全育成活動を活性化するとともに、少年の非行防止及び健全育成を目的として、関係機関との連携を図りながら補導や相談活動などを行う。

また、子どもたちが安全にかつ安心して過ごす事のできる住みよいまちをつくるために全小学校区で子どもを守るネットワークを組織し、パトロールなどの安全確保のための活動を展開する等、総合的な青少年健全育成活動を推進する。

1 少年教育

青少年の意識や行動に大きな影響を与えるものとして、地域社会における人間関係、連帯感の希薄化が指摘されているが、青少年と地域社会とのかかわりがより密接なものとなっていくよう、家庭、学校、地域が一体となった健全育成を図る。そのため、小・中学校区青少年育成協議会、子どもを守る会、自治会、PTA等各種関係団体が連携を保ちながら一体となった育成活動を推進している。

社会教育施設等で開催する各種事業への子どもの参加を奨励するとともに、子ども会活動をはじめとした地域における活動を活性化し、子どもが主体となった活動を行う団体の振興を図る施策を展開するとともに、研修の充実により地域における指導者等の資質の向上を図っている。

また、平成 22 年度からは放課後子ども教室推進事業を開始し、放課後や週末等の子ども達の安全・安心な居場所作りを進めており、今後も、地域住民の参画を得ながら拡大を図っていく。

(1) 少年団体育成事業

(令和 5 年度予定)

事業名	対象	期間	内容
広島・長崎子ども会親善交歓会	長崎市子ども会育成連合会に加入している一般参加者とジュニアリーダー及び指導者	8月3日～ 8月5日	・子ども会リーダー研修 ・平和についての学習 ・仲間づくり研修
子ども会交流推進事業	子どもゆめフェスティバルに参加する子ども会	11月25日	・子ども会相互の交流と市内子ども会の活性化
青少年育成協議会活動事例発表会	市内青少年育成協議会	2月11日	・健全育成活動のあり方について活動事例の発表

(2) 青少年健全育成団体の状況

青少年育成協議会は、発足以来 40 年以上、地域での青少年の健全育成活動を続け、成果をあげている。また、地域内外の関係機関、団体等と連携しながら地域社会における教育力の向上に寄与している。

ア 青少年健全育成組織と役割

名 称	活 動 内 容
長崎市青少年育成連絡協議会	① 各学校区の青少年育成協議会相互の堅密な連携を図る ② 各大型公民館区ごとの青少年育成協議会の連絡、調整 ③ 広報紙の発行（年 1 回）広報紙コンクール（年 1 回） ④ その他、青少年の健全育成に関する取り組み
小・中学校区青少年育成協議会	① 子どもに関する地域活動の全体企画と調整 ② 学校、P T A、自治会、公民館、子どもを守る会などの地域内部団体との連携 ③ 市、教育委員会、少年センター、警察など外部団体との連携 ④ 研修の開催などによる、地域における指導者の養成 ⑤ 単位子ども会など青少年団体の育成と振興 ⑥ 社会環境の浄化や青少年健全育成に関する広報、啓発活動の推進 ⑦ 青少年の非行及び事故防止
育 成 団 体 (子どもを守る会等)	① 子ども会成人指導者の研修強化 ② 野外活動、文化活動の振興 ③ ジュニア・リーダー、子ども会会長・班長の研修強化による活性化 ④ 県・市子ども会育成連合会への加入促進 ⑤ 安全教育の徹底

イ 団体への市の助成（小・中学校区青少年育成協議会に対する補助）

(ア) 運営費補助金……総会、会議等の育成協の運営に要する経費への補助

(小学校区、中学校区ともに 5 万円を上限に補助)

(イ) 事業費補助金……運動会、キャンプ、あいさつ運動、防犯活動等の事業に要する経費への補助

(小学校区、中学校区ともに 20 万円を上限に補助)

(3) 放課後子ども教室推進事業

ア 放課後子ども教室（令和 5 年度予定：67 教室）※内、28 教室は自主事業として実施

(ア) 内 容 放課後又は週末等に、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う。

(イ) 実施場所 小学校の余裕教室、公民館等

(ウ) 利用料金 無料。ただし、保険料等の実費は自己負担

2 非行対策

青少年の非行防止のため、少年センターにおいて、関係機関、団体との連携を深めながら、青少年の現状把握に努め、その対策と市民への啓発活動を推進する。

〈少年センターの業務〉

- (1) 補導 ・街頭補導活動（補導委員による定期及び特別補導の実施。センター職員による関係機関等との連携・対応）
- (2) 相談 ・子ども・子育てイーカオ相談（子育てサポート課における相談への対応）
- (3) 環境浄化 ・社会環境実態調査（青少年が利用するコンビニやカラオケボックス、ドラッグストアなどの立ち入り調査及び指導）
・有害図書等の回収（白ポストによる定期的な回収）
- (4) 情報収集 ・学校、警察、地域などの関係団体との連携
- (5) 分析・提供

3 子ども安全対策

(1) 子どもを守るネットワーク

子どもたちが安全に、かつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりのために、地域の力を結集してネットワークを作り、社会全体で子どもたちを守っていく。

ア 活動内容

- (ア) 定期的なパトロール活動
- (イ) 定期的な地域の子どもに関する情報交換会の開催

イ 市の助成（小学校区子どもを守るネットワークに対する活動費補助）

巡回活動費補助金……1団体への上限額を7万円として補助

(2) こども安全注意報

子どもの生命等の安全を脅かす事案・事件・事故等に関する情報を収集し、こどもみらい課が事務局となり、「長崎市こども安全対策マニュアル」に沿って、関係課と協議する。

情報は、大きく分けて、不審者に関しては学校教育課と、有害鳥獣に関しては健康教育課と協議・分析し、必要に応じ関係各課を通じて、小・中学校、幼稚園及び保育園等に不審者等の情報を発信し、被害拡大の予防に努める。

社会福祉施設一覽

(R5. 4. 1)

施設区分	事業種別	経営別施設数・定員数		
		県立	市立	私立
老人福祉施設	養護老人ホーム	—	—	6 (300人)
	特別養護老人ホーム	—	—	45 (2,105人)
	生活支援ハウス	—	—	3 (42人)
	軽費老人ホーム	—	—	14 (669人)
	老人福祉センター	—	4 (600人)	—
	老人憩の家	—	10 (1,040人)	—
	介護予防拠点施設計	—	15 (1,640人)	68 (3,116人)
生活保護施設	救護施設	—	—	2 (120人)
	援産施設	—	—	1 (30人)
	計	—	—	3 (150人)
児童福祉施設	保育所	—	5 (550人)	71 (5,510人)
	認定こども園(保育所型)	—	—	5 (375人)
	認定こども園(幼稚園型)	—	—	8 (323人)
	認定こども園(幼保連携型)	—	1 (72人)	37 (3,553人)
	小規模保育事業	—	—	1 (18人)
	児童自立支援施設	1 (45人)	—	—
	児童養護施設	—	—	3 (130人)
	知的障害児施設	—	—	1 (60人)
	知的障害児通園施設	—	1 (30人)	—
	助産施設	—	—	1 (4床)
	母子生活支援施設	—	1 (14世帯)	—
	児童館	—	3	1
児童センター	—	1	—	
児童家庭支援センター	—	—	1	
計	1 (45人)	12 (652人) (14世帯)	128 (10,161人) (4床)	
障害者福祉施設	身体障害者福祉センター	—	1	—
	視聴覚障害者情報提供施設	2	—	—
	指定障害者支援施設	—	—	8 (544人)
	指定共同生活援助事業所	—	—	42 (586人)
	計	2	1	50 (1,130人)
その他の施設	児童相談所	1	—	—
	家庭児童相談室	—	1	—
	婦人保護施設	1 (5人)	—	—
	婦人相談所	1	—	—
	無料低額宿泊所計	3 (5人)	1	1 (15人) 1 (15人)

医 療 福 祉

心身障害者等に対して、その経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行っている。

区 分	対 象	所得制限	給 付 内 容	R4 年度実績
心 身 障 害 者	福祉医療費の支給 身障手帳 1～3 級、療育手帳 A1、A2、B1 を所持している者の 入院・外来に係る保険給付の一部負担 金 精神手帳 1 級を所持している者 の外来に係る保険給付の一部負担 金	前年の所得が特別 児童扶養 手当等の 支給に関 する法律 で定める 額以下	身障手帳 1、2 級及び療育手 帳 A1、A2 及び精神手帳 1 級 (外来)の者は医療取扱機関 ごとに一部負担金の額から 1 日につき 800 円 (1 月につき 1,600 円を限度) を差引いた 額、薬局の保険給付分につい ては全額。身障手帳 3 級、療 育手帳 B1 の者は上記の 2 分 の 1 の額。	延 228,207 件 889,517,204 円
ひとり親 家 庭 等	福祉医療費の支給 20 歳未満の子を監護するひとり親 家庭等の父又は母、ひとり親家庭等 の子又は父母のない子で 18 歳未満 の者又は高等学校に就学する 20 歳 未満の者の入院・外来に係る保険給 付の一部負担金	前年の所得が児童 扶養手当 法で定め る額未満	保険給付の一部負担金から 保険医療機関等ごとに 1 月 につき日額上限 800 円 (限 度額 1,600 円) を控除した 額 (薬局の保険給付を受け たときは一部負担金の全 額) 乳幼児は、H19.4 から、ひとり 親家庭等は、H22.12 から 現物給付による助成を実施 H28.4 からは乳幼児を子ども へ変更し、対象者を小学 校卒業まで拡大 H29.10 から入院に係る医 療費についてのみ対象者を 中学校卒業まで拡大 H30.10 から通院に係る医 療費についても対象者を中 学校卒業まで拡大 R3.10 から現物給付による 助成対象を近隣 4 市町 (諫 早市、西海市、時津町、長 与町) まで拡大 R5.10 から対象者を高校生 世代 (満 18 歳に達する年の 年度末まで) まで拡大 (R5.4 の医療費から助成対象)	親(※1) 49,367 件 140,766,431 円 子 10,627 件 24,652,450
子 ども	福祉医療費の支給 高校生世代 (満 18 歳に達する年 の年度末まで) までの子どもの入 院・外来に係る保険給付の一部負担 金	な し	保険給付の一部負担金から 1 日につき 1,200 円を差引 いた額 H22.12 から現物給付による 助成を実施	560,919 件 944,253,740 円
寡 婦	福祉医療費の支給 60 歳以上 70 歳未満の独居の寡婦 の入院に係る保険給付の一部負担 金	前年度の所得税が 非課税の 者	保険給付の一部負担金から 1 日につき 1,200 円を差引 いた額 H22.12 から現物給付による 助成を実施	1 件 33,000 円

(※1) 親：20 歳未満の子を現に監護するひとり親家庭等の母又は父
(平成 22 年 12 月から、父子家庭についても医療費助成の対象となった。)

医 療

本市の医療施設数、病床数、医療従事者数等は表のとおりであり、市民の保健医療を担当している。

救急体制は、初期体制として市医師会・市歯科医師会による在宅当番医制及び長崎市夜間急患センターにより、二次体制として病院群輪番制病院及び協力病院により、三次体制として長崎大学病院及び長崎みなとメディカルセンターにより、それぞれ対応している。また、救急医療体制の充実に資するため、長崎県救急医療情報システムが稼働している。

なお、平成 24 年 7 月 2 日に、夜間の診療体制の充実を図るため長崎市夜間急患センターに耳鼻咽喉科を開設した。

市立病院としては、新市立病院建設計画における平成 28 年 2 月の新病院完成に伴い、平成 28 年 3 月 27 日をもって成人病センターは閉院し、診療機能は市民病院に統合され、病院名については平成 29 年 4 月 1 日から「長崎みなとメディカルセンター」に変更し、引き続き、地域の中核的基幹病院としての役割を果たしている。

離島地区等においては、伊王島・高島、池島、琴海及び野母崎地区に診療所を擁し、医療体制の確保に努めている。

注)「琴海病院」は平成 22 年 4 月 1 日から民間に移譲

「野母崎病院」は平成 23 年 4 月 1 日から診療所に移行

「市民病院」及び「成人病センター」は平成 24 年 4 月 1 日から「地方独立行政法人長崎市立病院機構」に移行

1 医療施設

(1) 医療施設数

(令和 4 年 12 月末現在)

合 計 (除歯科)		病 院		診 療 所			
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	有 床	無 床	(除歯科) 病床数
551	10,306	43	9,542	508	54	454	764

(2) 主要診療科目別診療所数

(令和 4 年 12 月末現在)

合 計 (除歯科)	内 科	外 科 整 形	小児科	皮膚科 泌 尿 肛 門	眼 科	耳 鼻 咽 喉	産 婦 人 科	放 射 線 科	精神科	その他	歯 科
508	251	95	25	34	31	24	19	2	24	3	266

(3) 一床当り人口 (除歯科)

(令和 4 年 12 月末現在)

人 口	病 床 数	一床当り人口
401,195 人	10,306 床	38.9 人

(4) 医療関係従事者届出数

(令和 4 年 12 月末現在)

医 師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
1,286 人	388 人	1,031 人	124 人	147 人	6,339 人	1,410 人	687 人	115 人

※令和 5 年 3 月 31 日までの長崎市取扱件数

※オンライン提出分は含まない

2 救急医療

本市における初期救急医療体制として、休日の昼間については在宅当番医制により、夜間については、長崎市夜間急患センターにおいて、1年365日対応している。

さらに、二次体制として、病院群輪番制病院9病院、救急医療協力病院6病院を配置している。

また、長崎県救急医療情報システムの運用により、救急車による患者搬送がスムーズに行われるシステムが確立している。

(1) 在宅当番医制度

実施主体	長崎市	長崎市歯科医師会
発足年月	昭和58年4月から長崎市医師会に委託	昭和53年12月
当番医数	1休日 10カ所（10月～12月中旬及び3月は11カ所、12月中旬～2月は13カ所） 内科2（10月～12月中旬及び3月は3カ所、12月中旬～2月は4カ所） 小児科1（1月～2月は2カ所） 外科2 婦人科1 耳鼻科1 眼科1 その他医療機関2	1休日 2カ所
診察時間	午前9時～午後6時 ただし婦人科、眼科、耳鼻科については午前9時～正午	午前9時～正午
助成内容	706万円（令和4年度）	102万9,000円（令和4年度）

(2) 長崎市夜間急患センター

夜間等における初期救急医療の体制を維持するため設置

ア 所在地 長崎市栄町2番22号（長崎市医師会館内）

イ 開設日 平成14年4月1日

ウ 延面積 509.68m²

エ 診療科目 内科、小児科、耳鼻咽喉科

オ 診療日 毎日

カ 診療時間 平日：内科、耳鼻咽喉科 20：00～24：00

小児科 20：00～翌日7：00

土曜・休日：内科 20：00～24：00、小児科 20：00～翌日7：00

年末年始：内科 10：00～18：00 及び 20：00～24：00

小児科 10：00～18：00 及び 20：00～翌日7：00

キ 指定管理者 一般社団法人長崎市医師会

ク 診療体制

（令和5年4月1日）

		総数	医師	看護師	事務員
平日	準夜	9人	3人	4人	2人
	深夜	3	1	1	1
土曜日 休日	準夜	8	2	4	2
	深夜	3	1	1	1
年末年始	昼間	13	3	6	4
	準夜	11	3	5	3
	深夜	6	2	2	2

(3) 長崎市薬剤師会調剤薬局

長崎市夜間急患センターの開設に伴い、これに対応する調剤薬局として移転開設

ア 開設場所	長崎市興善町7番19号
イ 開設日	平成14年4月1日
ウ 開局日	毎日
エ 開局時間	20:00～翌日7:00

3 市立の医療施設等

(1) 地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター

昭和23年12月1日、市民の健康保持に必要な医療を提供するために、日本医療団長崎県中央病院を引き継ぎ、長崎市立市民病院として開設。以来、数次にわたる増改築や診療科の増設、高度医療の導入を図るとともに、平成24年4月1日から、運営面でより迅速かつ柔軟に対応できる地方独立行政法人に移行した。

また、新病院建設事業により平成24年から現地建て替え工事が進められ、平成26年2月に新病院I期棟が完成。その後、平成28年3月に主に透析医療、感染症医療、結核医療を担っていた長崎みなとメディカルセンター成人病センターと統合し、平成28年7月には、513床を有する病院として全面開院した。新市立病院建設にあわせ、診療面においては心臓血管外科の新設やサイバーナイフの導入などによる充実を図るとともに、ハード面においては免震装置やヘリポート及びハイブリッド手術室等の整備により診療機能の向上を図り、市民により良い医療を提供する体制を整えた。

地域の病院、診療所を支援する地域医療支援病院をはじめ、長崎医療圏病院群輪番制病院、臨床研修病院、災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、第二種感染症指定医療機関、地域周産期母子医療センター、地域脳卒中センター、救命救急センター等の指定を受けており、質の高い優れた医療サービスを提供する地域の中核病院として、長崎医療圏において救急医療、高度・急性期医療、小児・周産期医療、政策医療などの公的医療機関としての役割を担っている。

令和2年度には長崎県の新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、専用病棟を確保するなど、地域の新型コロナウイルス感染症患者の診療において中心的役割を担っている。

ア 開設年月日 昭和23年12月1日

イ 施設の概要

(ア) 場所	長崎市新地町6番39号
(イ) 敷地面積	11,017.72m ²
(ウ) 建物	I期棟 鉄筋コンクリート造(免震構造) 地上8階 地下2階 II期棟 鉄筋コンクリート造(免震構造) 地上4階 地下1階 マニホール棟 駐車場棟 鉄骨造 地上5階 建築面積 8,215.71 m ² 延床面積 48,720.67 m ²

ウ 診療科目及び病床数（令和5年4月1日現在）

(ア) 診療科目 内科、呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外科、産科・婦人科、新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、歯科
36科目

(イ) 病床数 513床（一般494床、結核病床13床、感染症病床6床）

エ 職員数（再任用・嘱託員含む）

（令和5年4月1日）

区 分	人 員	区 分	人 員
計	1,091人	視能訓練士	2人
医師	137人	歯科衛生士	3人
薬剤師	27人	看護師	557人
放射線技師	26人	管理栄養士	10人
臨床検査技師	32人	医療ソーシャルワーカー	9人
臨床工学技士	15人	精神ソーシャルワーカー	1人
理学療法士	30人	臨床心理士	2人
作業療法士	10人	診療情報管理士	4人
言語聴覚士	8人	事務職員	218人

オ 業務実績（令和4年度決算）

(ア) 患者の利用状況

区 分	年 間	1日平均	対前年度増加人員	対前年度増加率
入院患者	105,643人	289人	△13,643人	△11.4%
外来患者	135,164人	556人	△1,931人	△1.4%

(イ) 病床稼働率 56.4%

(ウ) 外来入院患者比率 127.9% = $\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}}$

(エ) 入院患者一人一日当たり入院収益 80,320円

(オ) 外来患者一人一日当たり外来収益 24,164円

(カ) 取扱患者一人一日当たり医業収益 49,436円

(キ) 取扱患者一人一日当たり医業費用 58,631円

(ク) 取扱患者一人一日当たり薬品費 8,321円

(ケ) 医業収益に対する人件費の割合 66.4%

カ 経営成績（令和4年度決算）

令和4年度決算は、総収益160億5,095万5,553円に対し、総費用は152億5,317万1,244円で7億9,778万4,309円の純利益であり、目的積立金19,788,168円を取り崩したことにより総利益は、817,572,477円となっている。

なお、長崎市から運営費負担金として総額9億7,490万842円を受け入れている。

地方独立行政法人として、更に効率的な運営に努め、持続可能な経営基盤を確立することとしている。

(2) 長崎市伊王島国民健康保険診療所

ア 所在地 長崎市伊王島町2丁目846番地6

イ 開設 平成17年1月4日(当初開設 昭和47年6月1日)

ウ 敷地面積 1,420.18m²

エ 建築延面積 332.58m²

オ 診療科目 内科、歯科

カ 診療時間 内科 月～金曜日 9:00～17:00 歯科 金曜日 9:40～17:00

キ 職種別職員数 (令和5年4月1日現在)

	総数	医師	看護師	医療技術者	事務職	その他
総数	5人	1人	3人	—	1人	—
正規職員	1	1	—	—	—	—
会計年度任用職員	4	—	3	—	1	—

注：事務職は、兼務職員を除く。

ク 利用状況

年度		R4
内科	患者延数	4,138人
	1日平均患者数	17.5
歯科	患者延数	227人
	1日平均患者数	4.7

(3) 長崎市高島国民健康保険診療所

ア 所在地 長崎市高島町1727番地1

イ 開設 平成17年1月4日(当初開設 平成元年4月1日)

ウ 敷地面積 2,099.35m²

エ 建築延面積 1,112.96m²

オ 診療科目 内科、歯科

カ 診療時間 内科 月～金曜日 8:30～17:00 歯科 水曜日 9:40～17:00

キ 職種別職員数 (令和5年7月18日現在)

	総数	医師	看護師	医療技術者	事務職	その他
総数	4人	1人	3人	—	—	—
正規職員	4	1	3	—	—	—
会計年度任用職員	0	—	—	—	—	—

注：事務職は、兼務職員を除く。

ク 利用状況

年度		R4
内科	患者延数	1,175人
	1日平均患者数	4.9
歯科	患者延数	202人
	1日平均患者数	4.0

(4) 長崎市池島診療所

- ア 所在地 長崎市池島町 1132 番地 8
- イ 開設 平成 17 年 1 月 4 日 (当初開設 平成 14 年 4 月 1 日)
- ウ 敷地面積 1,304.41m²
- エ 建築延面積 155.04m²
- オ 診療科目 内科
- カ 診療時間 月～金曜日 9:00～16:00
- キ 職種別職員数 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

	総 数	医 師	看 護 師	医療技術者	事 務 職	そ の 他
総 数	4人	1人	2人	—	1人	—
正 規 職 員	2	—	2	—	—	—
会計年度任用職員	2	1	—	—	1	—

注：事務職は、兼務職員を除く。

ク 利用状況

年 度	R4
患 者 延 数	726 人
1 日平均患者数	3.0

(5) 長崎市小口診療所

- ア 所在地 長崎市琴海尾戸町 400 番地 2
- イ 開設 平成 18 年 1 月 4 日 (当初開設 昭和 33 年 10 月 6 日)
(移転開設 平成 11 年 11 月 1 日)
- ウ 敷地面積 47.04m²
- エ 建築延面積 36.12m²
- オ 診療科目 内科、外科
- カ 診療時間 月、木曜日 13:30～15:30
- キ 職種別職員数 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

医師及び看護師は、医療法人社団 大同会に委託。(医師 1、看護師 1)

ク 利用状況

年 度	R4
患 者 延 数	378 人
1 日平均患者数	4.0

(6) 長崎市野母崎診療所

- ア 所在地 長崎市野母町 2283 番地 7
- イ 開設 平成 23 年 4 月 1 日 (長崎市立野母崎病院から移行)
(当初開設 昭和 27 年 11 月 1 日野母村立病院)
(現地新築移転 平成 14 年 4 月)
- ウ 診療所面積 1,137.27m²
- エ 診療科目 内科、外科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科

オ 診療時間	内科、外科	月～金曜日	8：30～12：00、13：30～17：15
	眼科	水曜日	14：00～16：30
	耳鼻いんこう科	木曜日	14：00～16：30
	皮膚科	金曜日(月2回)	14：00～16：30

カ 職種別職員数

(令和5年4月1日現在)

	総数	医師	看護師	医療技術者	事務職	その他
総数	15人	2人	6人	4人	3人	—
正規職員	10	2	1	4	3	—
再任用	1		1			
会計年度任用職員	4	—	4	—	—	—

キ 利用状況

外来

年 度		R4
内 科	患者延数	12,573人
	1日平均患者数	51.7
外 科	患者延数	1,671人
	1日平均患者数	6.9
皮 膚 科	患者延数	384人
	1日平均患者数	16.0
眼 科	患者延数	664人
	1日平均患者数	13.8
耳鼻いんこう科	患者延数	255人
	1日平均患者数	10.6
計	患者延数	15,547人
	1日平均患者数	64.0

教 育 行 財 政

本市では平成 18 年 12 月に「体験や人とのかかわりの中で、豊かな心を育み、生涯にわたって自分らしく生き抜く長崎人の育成」を基本理念とする長崎市教育振興計画を策定した。

その後、本市が第四次総合計画（平成 23 年度～令和 2 年度）を策定し、また、国及び県がそれぞれ第二期教育振興基本計画を策定したことを踏まえ、全体の整合性を図るため、内容を見直し、平成 26 年 2 月に「第 2 次長崎市教育振興基本計画」を策定した。

また、平成 28 年 3 月、本市が第四次総合計画後期基本計画を策定したことを踏まえ、「第 3 次長崎市教育振興基本計画」を策定した。

さらに、令和 4 年 3 月、本市が長崎市第五次総合計画前期基本計画を策定したことに合わせ、本市の教育に関する成果や課題を整理し、教育行政を相互的かつ計画的に推進するため、令和 4 年 4 月に「第 4 次長崎市教育振興基本計画」を策定した。

この計画において、「次代を生きぬく子どもを育みます」、「だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります」の二つを基本施策に掲げるとともに、平成 27 年に、長崎市長が策定した長崎市教育大綱の「長崎の未来を創るひとづくり」を基本理念に、それぞれの教育活動に取り組んでいる。

1 令和 5 年度教育費当初予算

区 分	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		予 算 額 増 減 率
	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	
教 育 費 合 計	千円 12,717,409	% 100.0	千円 15,730,351	% 100.0	% 23.7
教 育 総 務 費	2,044,060	16.1	2,077,906	13.2	1.7
小 学 校 費	2,460,716	19.3	4,579,383	29.1	86.1
中 学 校 費	1,351,711	10.6	1,587,799	10.1	17.5
高 等 学 校 費	776,630	6.1	878,359	5.6	13.1
幼 稚 園 費	32,306	0.3	48,254	0.3	49.4
社 会 教 育 費	2,085,883	16.4	2,531,153	16.1	21.3
保 健 体 育 費	3,612,852	28.4	3,738,626	23.8	3.5
市 民 会 館 費	353,251	2.8	288,871	1.8	△18.2

(1) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助(令和 5 年度予算 518,378 千円)

経済的な理由で就学困難と見られる児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助費を支給している。

(2) 通学対策費補助(令和5年度予算 37,208 千円)

自宅から住所地で指定された学校までの通学距離が一定以上となる児童・生徒の保護者等に通学費を補助している。

○通学距離及び補助率

- ・小学校 2 km以上 4 km未満、中学校 3 km以上 6 km未満の場合 通学費の半額補助
- ・小学校 4 km以上、中学校 6 km以上の場合 通学費の全額補助

○通学手段

公共交通機関利用（公共交通機関がない場合は自家用車送迎）

(3) 離島高校生修学支援費補助（令和5年度予算 412 千円）

高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、通学費、下宿費、寮費、帰省費等について1人あたり月額 12,500 円を限度として、補助している。

(4) 私立学校に対する助成

私立学校振興費補助金（令和5年度予算 7,235 千円）

・運営費補助金（小・中学校）	7,129 千円
小学校 1校当たり平均	936 千円
中学校 "	483 千円
・原爆資料館見学学習費補助金（小学校）	56 千円
・平和教育費補助金（小・中学校）	50 千円

(5) 高校生等入学給付金（令和5年度予算 19,350 千円）

高等学校等（通信制の課程を除く高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程）に入学した高校生等で、経済的な理由で修学することが困難なものの保護者を対象に、高校生等1人あたり 63,200 円の入学給付金を給付している。

2 奨学金制度（奨学資金貸付金）

長崎市の奨学金は、高校生等（通信制の課程を除く高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学中の者）を対象に実施しており、貸与月額は、10,000 円となっている。

返還は貸与の終了した月の翌月から起算して6ヵ月経過後10年以内の期間とし、方法は年賦、半年賦、月賦及びその他の割賦方法によっている。

なお、大学生向けの奨学金の貸与については、国や県において大学生向けの奨学金が充実してきている中で、長崎市の大学生の新規貸与者が年々減少していたため、令和元年度から新規貸与を廃止した。

学 校 教 育

学校教育の指導方針

- 確かな学力と豊かな心を育てる学校教育の実現
 - ・「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を推進する。
 - ・教職員等の資質向上に関する指標を規準にし、自らの資質を磨き、指導力の向上を図るため、校内研修をはじめとする各種研修を充実する。
 - ・国際化が進むこれからの時代にふさわしい国際感覚豊かな子どもの育成を図るため、長崎市の特殊性を生かした国際理解教育を推進する。
 - ・非行やいじめ、不登校等の根絶を目指して、心のふれあいのある生徒指導の強化を図る。
- 平和希求の心を培う教育の推進
 - ・平和に関する資質の育成を図り、被爆都市としての特殊性を生かすとともに新たな平和教育の指導法の充実に努める。
- 平等な社会づくりを目指す人権教育の推進
 - ・人権教育の視点を明確にした指導を推進する。
 - ・同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解するための教職員研修の拡充を図る。

1 市内の学校数（幼稚園を除く）

(R5. 5. 1)

区 分	小学校	中学校	高 等 学 校			短 大 期 学	大 学	各 種 校	専 修 校	特別支援 学 校
			全 日 制	定 時 制	通 信 制					
計	校 73	校 46	校 19	校 3	校 2	校 1	校 5	校 2	校 15	校 3
市 立	68 内分校 1	37 内分校 1	1	—	—	—	—	—	—	—
県 立	—	1	7	2	1	—	—	—	—	2
国 立	1	1	—	—	—	—	1	—	—	1
私 立	4	7	11	—	1	1	4	2	15	—

2 市立学校の児童生徒数等（幼稚園を除く）

(R5. 5. 1)

区 分	学 校 数	学 級 数	児 童 生 徒 数	1 学級当 たり児童 生 徒 数	学 校 職 員 数			
					計	教 員	事務職員 栄養職員	そ の 他
計	校 106	学級 1,275	人 26,810	人 —	人 2,109	人 1,891	人 117	人 101
小 学 校	68 内分校 1	902	17,762	19.6	1,330	1,191	74	65
中 学 校	37 内分校 1	355	8,341	23.4	732	658	39	35
高等学校	1	18	707	39.2	47	42	4	1

3 市立学校施設

(1) 校舎

(R5. 5. 1)

区 分	合 計		鉄 筋		鉄 骨		木 造	
	床面積	比率	床面積	比率	床面積	比率	床面積	比率
小 学 校	m ² 274,245 (611)	% 100	m ² 270,529 (611)	% 98.6	m ² 3,233	% 1.2	m ² 483	% 0.2
中 学 校	167,750 (622)	100	165,731 (622)	98.8	1,647	1.0	372	0.2
高 等 学 校	10,728	100	10,728	100.0	—	—	—	—

※ () 書きは、借用建物で外数〔院内学級を除く〕。

(2) 屋内運動場

(R5. 5. 1)

区 分	合 計		鉄 筋		鉄 骨	
	床面積	構成比率	床面積	構成比率	床面積	構成比率
小 学 校	m ² 51,772	% 100	m ² 19,554	% 37.8	m ² 32,228	% 62.2
中 学 校	35,156 (475)	100	15,867	45.1	19,289 (475)	54.9
高 等 学 校	1,953	100	1,953	100.0	—	—

※ () 書きは、借用建物で外数〔院内学級を除く〕。

(3) 屋内運動場・プールの設置状況

(R5. 5. 1)

区 分	学 校 数	屋 内 運 動 場		プ ー ル	
		設 置 数	設 置 率	設 置 数	設 置 率
小 学 校	校 68	校 65 (2)	% 95.6	校 59	% 86.8
中 学 校	37	36	97.3	31	83.8

※ () 書きは、中学校からの借用で外数。

(4) 児童・生徒1人当たり学校施設

(R5. 5. 1)

区 分	運 動 場 面 積	校 地 面 積
小 学 校	20.60 m ²	56.66 m ²
中 学 校	36.97 m ²	95.13 m ²

4 市立学校施設建設状況

区 分		令 和 4 年 度 建 設 分	令 和 5 年 度 建 設 予 定 分
小 学 校	校舎新增改築	—	—
	上記の教室数	—	—
	屋内運動場建設	—	—
	プール建設	—	—
	給食室改築	—	—
中 学 校	校舎新增改築	—	—
	上記の教室数	—	—
	屋内運動場建設	—	—
	プール建設	—	—
	武道場建設	—	—

※高校は該当なし

5 児童の就学前教育状況

区分 年度	小学校入学 児童数 (人)	就学前教育を受けた者(人)				就園率(%)
		計	幼稚園	保育園	認定こども園	
R元	3,017	2,989	979	1,394	616	99.1
2	3,036	3,017	736	1,293	988	99.4
3	3,111	3,091	739	1,202	1,150	99.4
4	2,873	2,863	680	1,223	960	99.7
5	2,787	2,772	629	1,199	944	99.5

6 市立中学校卒業者の進路状況

区分 年度	卒業生総数 (人)	高校・高専入学者・就職進学者 (人)	専修・各種・職業訓練校等 入学者・就職者・無業・その他 (人)	進学率 (%)
30	2,992	2,971	21	99.3
R元	2,993	2,975	18	99.4
2	2,797	2,789	8	99.7
3	2,931	2,909	22	99.2
4	2,816	2,800	16	99.4

7 特別支援教育

(1) 特別支援学級設置校数等

ア 小学校

(R5. 5. 1)

	学 校 数	学 級 数	在 籍 数
	校	学級	人
知 的 障 害	58	80	364
自 閉 症 ・ 情 緒 障 害	61	105	619
肢 体 不 自 由	8	8	9
聴 覚 障 害	8	8	13
視 覚 障 害	1	1	1
言 語	1	1	1
病 弱 (院 内 学 級)	27(1)	27(1)	38(3)

イ 中学校

(R5. 5. 1)

	学 校 数	学 級 数	在 籍 数
	校	学級	人
知 的 障 害	29	30	91
自 閉 症 ・ 情 緒 障 害	33	41	192
肢 体 不 自 由	4	4	6
聴 覚 障 害	4	4	4
視 覚 障 害	1	1	1
病 弱 (院 内 学 級)	10(1)	10(1)	12(2)

(2) 通級指導教室設置校数等

ア 小学校

(R5. 5. 1)

	学 校 数	教 室 数	通 級 者 数
	校	教室	人
情 緒 障 害	1	1	13
L D ・ A D H D	34	34	465
言 語 障 害	6	6	77
聴 覚 障 害	1	1	1

イ 中学校

(R5. 5. 1)

	学 校 数	教 室 数	通 級 者 数
	校	教室	人
L D ・ A D H D	17	18	126

8 人権教育

(1) 市教委の指導方針

- すべての学校において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」という憲法の規定をよりどころにして、人間尊重の精神を基調とする人権教育を推進する。
- 平等の原則に基づき、人権尊重の精神を貫いて、心理的差別の解消を図ることを中心的課題として、児童生徒に差別を正しくとらえさせ、いっさいの差別を許さない態度と実践力を育成する。
- 地域の実態及び児童生徒の発達段階に即し、学校の教育課程に基づくすべての教育活動を通して行う。

(2) 充実のための事業計画

ア 人権教育研修会

教職員対象研修会、初任者研修会等

イ 指定研究の推進

研究指定校への研究助成

ウ 各種研究大会、研究集会への参加奨励

エ その他の事業

- 人権教育関係図書費の補助
- 推進教員による人権教育の推進
- 人権教育実践資料集の作成・配付
- 公開授業実施による指導法の充実

9 学校保健

(1) 健康診断

ア 定期（臨時）健康診断

学校保健安全法に基づき、児童生徒及び幼児並びに職員の定期（臨時）健康診断を実施して、疾病の予防処置を行うとともに治療を勧告している。特に心臓・腎臓検診においては、市医師会の協力により検診マニュアルを作成し、異常者の早期発見と早期治療の指示を行い、健康管理等に万全を尽くしている。

イ 就学時健康診断

学校教育法施行令第 2 条の規定によりあらかじめ作成された学齢簿に記載された就学予定者の健康診断を行い、肢体不自由者・病弱者その他配慮の必要な者については、就学義務の猶予または免除・若しくは特別支援学校への就学または特別支援学級への編入等により適正な就学を図るよう保護者と協議している。

(2) 歯科保健推進事業

幼児、児童生徒のう歯保有の改善をめざし、歯科保健指導・管理の充実を図るため、歯科保健に係る意見交換会や研修会の開催、また、よい歯の学校表彰などを通して歯科保健に関する意識の高揚を図っている。

(3) 市学校保健会

市学校保健会は、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）と学校保健関係教職員で組織され、各種研修会を開催し、会員相互の資質向上を図るとともに、各種団体へ研究委託等を行い、学校保健の推進を図っている。

10 学校給食

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。学校給食を活用し、学校における食育の推進を図るため、給食時間を通じて社会性を身につけることや適切な栄養の摂取、地場産物の利用など、学校給食の充実に努めている。

中学校給食については、平成 16 年 9 月に全市立中学校で給食を実施した。また、平成 24 年 9 月からは全市立小中学校で週 3 回の米飯給食を実施しており、米飯の提供方式も弁当箱方式からお碗方式へ年次的に移行し、平成 26 年 9 月に全市立小中学校がお碗方式に切り替わった。今後の学校給食については、調理機器の設置の

有無により献立内容に学校間で違いがあること、食物アレルギーへの対応が現行の給食室では困難であること、給食室の多くが老朽化していることなどから、学校給食施設を集約化し、市内に3か所の学校給食センターを整備することとしており、1か所目となる「北部学校給食センター」を令和4年1月から供用開始した。残り2か所の学校給食センターについては、中部の学校給食センターを「川平小学校跡地」に、南部の学校給食センターを「香焼町本村埋立地」に建設することを決定し、PFI手法を導入して整備を進めている。

なお、本市の学校給食の状況は次のとおりである。

(1) 学校給食の状況

(R5. 5. 1)

区分		単独調理場方式		親子方式		保温食缶 配送方式	共同調理場方式		給食セン ター方式	計
		直営	委託	直営	委託	委託	直営	委託	委託(PFI)	
小学 校	学校数	6校	12校	2校	14校	1校	10校	2校	20校	67校
	児童数	730人	4,921人	193人	5,079人	258人	983人	60人	5,538人	17,762人
中学 校	学校数	2校	4校	2校	9校	9校	5校	1校	4校	36校
	生徒数	277人	1,817人	160人	2,078人	2,372人	363人	28人	1,238人	8,333人
計	学校数	8校	16校	4校	23校	10校	15校	3校	24校	103校
	児 童 生 徒 数	1,007人	6,738人	353人	7,157人	2,630人	1,346人	88人	6,776人	26,095人

(開成分校は未実施)

(2) 長崎市学校給食会（一般財団法人）

当会は、学校の給食事業の充実・発展とその運営の適正を図るため、一般物資の調達及び配給その他学校給食の普及・奨励に関する事業を行う。

昭和34年9月設立。従事職員6人。役員（理事6人、監事2人）

11 学校体育

令和5年指導方針

学校体育は、教職員の人格・識見と卓越した指導力を必要とする。そこで、各種研修の機会を提供し、専門的知識・技能の習得を図る。

1 教職員の資質の向上

(1) 研究委託

(2) 各種研修会

2 長崎市小学校体育大会

市内小学校6年生が一堂に集い、小学校体育の振興を図る。

3 中学校総合体育大会

市内全中学校生徒が一堂に集い、中学校体育の振興を図る。

4 部活動（課外クラブ）の振興

学校教育活動の一環として行われる部活動の自主的な運営を助長するため、課外クラブサポーター及び部活動指導員を配置するとともに、活動費の一部を助成することにより、部活動の振興を図る。

(1) 課外クラブ指導者講習会・課外クラブ実技講習会

(2) 令和5年度課外クラブ（部活動）加入者

(R5. 5.31)

中学校	体育クラブ	男 2,786 人	女 2,095 人	計 4,881 人	合計 6,025 人
	文化クラブ	男 234 人	女 910 人	計 1,144 人	
小学校	体育クラブ	男 195 人	女 96 人	計 291 人	合計 445 人
	文化クラブ	男 21 人	女 133 人	計 154 人	
総 計					6,470 人

12 長崎市教育研究所

(1) 概 要

昭和 26 年開設し、昭和 31 年長崎市教育研究所条例を定める。設置目的に従い、本市の学校教育における今日的課題について、調査・研究を行い、その成果を小・中学校に紹介することにより、義務教育の内容充実と教職員の資質の向上を図る。また、教育研究関係の資料を整備し、教職員の研修活動に資する。

現在、学校の今日的な教育課題や今後の教育の進むべき方向性に対応するために、主に、研究・研修、情報教育、教育支援の 3 つに取り組んでいる。

(2) 主な事業

ア 研究・研修部門

(ア) 研究所研究

- ・ 所員及び研究推進員は、特別支援教育、情報教育、外国語教育の 3 分野での実践的研究を行う。
- ・ 研究成果は、県内教育研究所連盟（3 年に 1 度）の研究発表会で発表する。

(イ) 情報教育

- ・ 情報教育及び I C T 活用に関する情報の収集及び発信を行う。
- ・ 情報教育及び I C T 活用に関する研修会の開催及び校内研修の指導を行う。

(ウ) 教育支援

- ・ 教育的支援の必要な児童生徒の対応に関する情報の収集及び発信を行う。
- ・ 教育的支援の必要な児童生徒の対応に関する研修会の開催及び校内研修の指導を行う。
- ・ 教育相談に関する研修会の開催及び校内研修の指導を行う。

イ 情報教育部門

(ア) 教育情報ネットワークシステムの管理・運営

(イ) 市立小中学校の I C T 環境整備

ウ 教育支援部門

(ア) 一般教育支援

- ・不登校等について、電話、来所等による教育相談を行う。
- ・長崎市学びの支援センター「ひかり」の運営及び指導を行う。
- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）派遣事業の運営を行う。
- ・関係機関との連携による相談・支援を行う。
- ・不登校児童生徒が活動するフリースクール等民間施設との連携を行う。

(イ) 発達障害を含む障害などの教育支援

- ・特別支援教育に関する相談及び幼児児童生徒の観察・支援・就学相談等を行う。
- ・関係機関との連携による相談・支援を行う。

エ 刊行部門

夏休み学習帳「あじさいノート」を発行する。

13 学校規模の適正化と適正配置

長崎市の児童生徒数は、ピーク時と比較し、約4分の1に減少しているが、一方で小・中学校数は大きく変わっておらず、多くの学校で小規模化が進んでいる。このような状況の中、子どもたちが集団生活の中で多様な意見にふれ、自分の考えを深めるとともに、認め合い、協力し合いながら社会性を身に付けることができる教育環境の整備が重要となっている。

このため、平成29年2月に「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、小学校では5学級以下、中学校では2学級以下の過小規模校と、学校施設の老朽化が進んでいる小規模校を念頭に、通学区域の見直しや学校の統廃合により、市内全域で学校規模の適正化と適正配置に取り組んでいる。

生涯学習

生涯学習の取組み方針

よりよい地域をつくるためには、多くの市民が生涯を通じて学び続けることにより、豊かな心を育むだけでなく、学んだ知識や技術を活かして地域に貢献することが必要である。

そのため、長崎市第五次総合計画にあげる基本施策のなかで「市民が自ら学ぶとともに、学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている」ことを 2025 年度にめざす姿とし、①市民の学習機会の充実、②学生・若者への体験活動支援、③学習活動ボランティアへの活動機会の提供の3点を取組方針として掲げ生涯学習の推進に取り組んでいる。

1 成人教育

(1) 成人・女性・高齢者を対象とした講座の実施

公民館を拠点として「学習のきっかけづくり」「新しい仲間づくり」をめざして、現代的課題・教養・地域づくり講座など一般成人向けの講座、女性の社会参画と学習活動の推進につながる講座や高齢者の社会参画や健康、安全や消費生活などの講座を、各世代の学習に対するニーズの把握に努めながら実施している。

(2) 家庭教育の推進

P T A活動の活性化を図り家庭の教育力を高めるために、毎年、各小中学校P T Aの広報委員や学級委員などの役職者に集まっていただいたの研修会を実施している。

また、平成 24 年度から各小中学校のP T A会員を対象に、保護者同士が子育ての不安や悩みなどを話し合いながら楽しく学び合う、ファミリープログラムを活用した講座を実施している。令和 4 年度は、各学校単位のP T Aで実施したものと、各学校のP T A役職者に集まっていただいて実施したものを含め、全部で 59 回、1,932 人の受講で前年度よりは 700 人以上増えたが、コロナ禍直前の令和元年度の 3 割程度の開催に留まった。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行したことで、対策を十分に取りながら、従前のように多くの学校でファミリープログラムが実施できるよう取り組む。

(3) 学校施設の開放

市立小学校の施設を学校教育に支障がない範囲で、住民・団体が行う学習及び研修活動に供するため、地域・学校交流センターや会議室を開放している。

(4) 人権教育の推進

人権を正しく理解するための学習機会の充実を図るとともに、偏見や差別のない明るい社会づくりをめざして、フィールドワークを取り入れた長崎人権学講座や人権ポスター展の開催、人権啓発リーフレットの発行、公民館においては人権啓発研修会を毎年開催している。また、本市の人権教育を円滑に行うため、関係機関・団体で長崎市人権教育推進協議会を構成して事業の推進と情報の共有を行っている。

2 青年教育

青年個々人の成長を促し、自己の確立を図るとともに、社会参加活動を通して地域づくりに貢献できる青年の育成をめざす。

(1) 長崎市 二十歳のつどい

令和4年4月の民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられたことを受けて、これまで行っていた成人式を「二十歳（はたち）のつどい」と名称を改めて実施する。

約3,500人の20歳の方を対象に、改めて大人としての自覚と責任をもってもらう機会にするのと同時に、ふるさと長崎の良さを再発見してもらう機会とすることをねらいとする。

また、参加対象者有志による長崎市二十歳のつどい実行委員会を組織し、「つどい」の趣旨やマナーの啓発などについて説明を行うとともに、青年たちの意見が反映できるよう、青年たちの参画による開催をめざす。

3 長崎市内図書館（所在地：長崎市興善町1番1号）

長崎市の図書活動は、市民の読書活動を推進するため昭和48年度に公民館に図書室を設置し、社会教育課の図書整備室において「公民館図書整備事業」として開始した。昭和61年、図書センターを設置し、図書資料の系統的な収集、整理、配本など図書活動の効率化を図った。昭和63年度からコンピュータ図書オンラインシステムを導入、各館の所蔵図書が相互に検索、予約、貸出、返却できるようになった。

平成20年1月、「市民や地域に役立つ情報拠点」として、民間の持つ経営力、資金力、技術力を活用するPFI手法を導入して長崎市内図書館を設置し、これに伴い図書センターを閉館した。

長崎市内図書館では図書センターの事業を引き継ぎ、市内全図書室の地区の人口・利用に見合った資料の購入及び配本を行っており、現在の市民窓口サービスは、市立図書館・香焼図書館・公民館・ふれあいセンター等図書室の計59館となっている。

なお、15年間のPFI事業期間満了により令和5年1月からは指定管理者制度を導入し管理運営を行っている。

(1) 施設概要

ア 開館時間 午前9時30分～午後8時(生涯学習エリアは午後9時まで)

イ 休館日 火曜日(祝日は開館) 12月29日～1月4日 特別整理期間(5日間)

ウ 敷地面積 5,886.92㎡ 建築面積 3,650.27㎡ 延べ面積 11,658.94㎡

エ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造・地上4階 地下1階

オ 所蔵能力 開架 約25万冊 閉架 約55万冊

カ 主要施設等 閲覧室(1階、2階)、こどもとしょかん、おはなしのへや、対面朗読室、グループ学習室、救護所メモリアル、新興善メモリアル、多目的ホール、スタディールーム、研修室、レストラン

(2) 事業概要

資料提供サービス、調査・相談、資料整備、読書関連企画・展示、公民館等図書室支援、学校図書館支援、はじめまして絵本事業、図書館を使った調べる学習コンクール、ボランティア研修会、リサイクル市、図書オンラインシステム管理、貸室、視聴覚ライブラリー

(3) 令和4年度の図書活動

ア 所蔵点数	市立図書館	853,254点	市内図書館・図書室計	1,355,723点
イ 貸出点数	市立図書館	1,112,394点	市内図書館・図書室計	1,694,836点

4 香焼図書館（所在地：長崎市香焼町1070番地32）

旧香焼町では昭和53年度に町中央集会所の一部を成人用図書館とすることから図書館事業を開始し、児童図書館や分館の設置・統合、大幅な改造工事を経て、旧集会所全体を図書館とした。

旧町による運営では、図書貸出の重視、児童の読書推進、町内全体へのサービスを基本に行ってきた。これらの実践により、日本図書館協会や文部科学省から優秀図書館として表彰された。

旧施設の老朽化等のため、令和2年3月に香焼地域センター内へ移転したが、長く親しまれてきた地域の図書館として、市立図書館等とのネットワークによる利便性も生かしながら運営を行っている。

延床面積	419.57㎡（香焼地域センターのうち図書館機能部分）
所蔵点数	24,114点（令和5年3月末現在）
貸出点数	17,535点（令和4年度実績）

5 公民館

(1) 市立公民館の概要

名称	所在地	開設年月	延面積(m ²)	職員数(R5.4.1現在)	令和4年度利用人員	備考
中央公民館	魚の町5-1	S32.1	3,243.76	指定管理者 職員4人	60,742	各種施設併設 H28年度より指定管理者制度を導入
東公民館	矢上町19-1	S46.4	3,378.56	常勤1 非常勤11	99,272	各種施設併設 H24.1～新築移転
西公民館	丸尾町5-5	S47.4	1,087.96	常勤1 非常勤7	22,826	老人憩の家併設
南公民館	浪の平町7-19	S48.4	964.85	常勤1 非常勤5	17,347	老人憩の家併設
北公民館	千歳町5-1	S44.11	1,667.12	指定管理者 職員11人	146,345	各種施設併設 R2年度より指定管理者制度を導入
滑石公民館	滑石2丁目1-8	S54.4	1,268.67	常勤1 非常勤5	31,782	児童館併設 H22.7～新築移転
香焼公民館	香焼町501-2	S58.4	1,518.35	常勤(兼)4 非常勤2	12,142	独立館
外海公民館	神浦江川町2	S46.4	707.00	常勤(兼)8 非常勤1 非常勤(兼)2	2,465	独立館
三和公民館	布巻町88-1	S57.2	2,835.99	常勤(兼)3 非常勤8 非常勤(兼)2	36,694	独立館

名 称	所 在 地	開 設 年 月	延 面 積 (m ²)	職 員 数 (R5. 4. 1 現在)	令和 4 年度 利用人員	備 考
戸石地区公民館	戸石町 1740-1	S49. 4	490. 52	常勤(兼) 3 非常勤(兼)2	1, 787	地 区 事 務 所 併 設
福田地区公民館	福田本町 10	S45. 8	341. 63	常勤(兼) 5 非常勤 2 非常勤(兼)2	10, 758	地 域 セ ン タ ー 併 設
三重地区公民館	三重町 1142-1	S48. 3	871. 50	常勤(兼) 6 非常勤 1 非常勤(兼)1	7, 115	独 立 館
高浜地区公民館	高浜町 3203-73	S51. 3	755. 20	常勤(兼) 5 非常勤 1 非常勤(兼)1	4, 030	連 絡 員 事 務 所 併 設
野母地区公民館	野母町 2244-1	S57. 8	994. 76	常勤(兼) 5 非常勤 1	5, 678	独 立 館
黒崎地区公民館	下黒崎町 5157-1	S48. 4	543. 38	常勤(兼) 8 非常勤 2 非常勤(兼)2	2, 436	独 立 館
川原地区公民館	川原町 234-5	S58. 3	461. 15	常勤(兼) 3 非常勤 1 非常勤(兼)3	1, 610	独 立 館
為石地区公民館	為石町 2020-2	S52. 1	690. 00	常勤(兼) 3 非常勤 1 非常勤(兼)3	3, 103	独 立 館

(2) 事業概要

ア 市民への学習機会の提供

現代的課題・教養・地域づくりなどの講座の開設、講演会・研修会の開催、大学や他の社会教育機関と連携した専門講座の開設、図書室の運営

イ 心豊かな青少年の育成

子ども英会話教室、子ども映画会、夏休み子ども講座などの開設

ウ 地域団体との連携と活動支援

家庭教育学級の開設、育成協の活動支援、町立公民館講座・ふれあいセンター講座の開設支援

エ 学習情報の提供と学習相談

公民館だよりの発行、学習相談窓口の充実

オ 自主学習グループの育成と学習成果の活用促進

学習グループ活動支援、公民館まつりの開催、各種研修会・ボランティア活動への参加奨励

6 長崎市科学館（所在地：長崎市油木町7番2号）

国際文化都市長崎にふさわしい科学に関する知識の普及及び啓発並びに科学教育の振興を図り、文化の向上に資するため、平成9年4月26日に開館した。

平成22年度からは指定管理者制度を導入し、民間の豊富な企業運営の経験や知識を生かして館の運営・維持管理を行うとともに、科学に関する講座やイベント等の充実を図ることにより科学教育の充実に努めている。

平成30年12月22日に展示室を「自然の探求と発展する科学技術の学び」を基本理念とするリニュー

アルを行い、長崎らしさを取り入れた体験型装置等を展示している。

(1) 施設概要

ア 展示室

大地・暮らし・未来の3ゾーン及び「サイエンスショーステージ」から構成。

各ゾーンはテーマに関する事象を紹介する基本展示や体験型装置を展示。

※長崎で発見された恐竜・翼竜の化石を大地のゾーンに常設展示。

イ スペースシアター（直径23m、席数234席）

プラネタリウムの投影、全天周映画の上映

ウ 天文台 第1天文台（ドーム直径9m、50cm反射望遠鏡）

第2天文台（ドーム直径4m、15cm屈折望遠鏡）

エ 星空広場 10cm屈折望遠鏡を10台設置可

オ 科学実験室、科学工作室、学習室、収蔵室、会議室等

カ 駐車場

(2) 事業概要 展示室、スペースシアターでの事業ほか、天体観望会、講座（科学教室、発明クラブ等）、自由研究相談室、採集品分類会、科学講演会などを実施している。

(3) 開館時間 午前9時30分～午後5時

(4) 休館日 指定管理者の定める日（ただし、原則として以下の取扱いによる。）

- ・月曜日
- ・休日の翌日
- ・年始及び年末（1月1日及び12月31日）

(5) 観覧料

	展 示		プラネタリウム		全天周映画	
	個 人	団 体	個 人	団 体	個 人	団 体
一 般	円 410	円 320	円 520	円 410	円 520	円 410
児童・生徒 又は幼児	円 200	円 160	円 260	円 200	円 260	円 200

(6) 観覧者数 (R4年度)

展示室	プラネタリウム	全天周映画	合計
37,421人	20,912人	3,375人	61,708人

(7) 参加者数 (R3年度)

天体観望会	科学教室	イベント・講演会等	発明クラブ等	合計
2,844人	3,130人	37,380人	296人	43,650人

7 市民会館

長崎市民会館は、長崎開港 400 年記念事業の一環として昭和 49 年 2 月に建設されたもので、文化ホール、市民体育館、中央公民館及び男女共同参画推進センターをもって構成される複合機能施設である。

平成 28 年度からは指定管理者制度を導入し、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上を図るとともに、経済的かつ効率的な運営を図っている。

(1) 構造及び規模

鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 2 階、地上 7 階建

敷地面積 5,048.37m² 建築延面積 25,415.46m²

(2) 利用状況

(R4 年度)

施設名	利用人員 総数	構成比	月平均人員	1日平均人員
文化ホール	137,999 人	39.1%	11,500 人	384 人
中央公民館	53,465 人	15.2%	4,455 人	149 人
市民体育館	124,727 人	35.4%	10,394 人	347 人
アマランス	36,294 人	10.3%	3,025 人	101 人
合計	352,485 人	100.0%	29,374 人	981 人

8 日吉自然の家

日吉自然の家は、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じた少年の健全な育成を図るとともに、自然に親しむ機会を提供することによる市民の生涯学習の振興を目的とする。

市内全小学校が宿泊体験学習を行える宿泊人員 120 人の自然体験型宿泊研修施設として、平成 28 年 4 月 1 月から供用を開始している。

平成 29 年度からは指定管理者制度を導入し、民間の豊富な企業運営の経験や知識を生かして館の維持管理を行うとともに、自然体験学習の充実に努めている。

(1) 施設の概要

所在地	飯香浦町 3715 番地
敷地面積	32,247.23m ²
施設内容	1 階：ロビー、食堂、浴室 事務室 2 階：研修室、和室、宿泊室、体育館 3 階：和室、宿泊室 本館棟 (2,066.30 m ²)、体育館棟 (1,508.90m ²)、つどいの広場、野外炊さん場
休所日	年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) 及び指定管理者が定める日
宿泊人員	定員 120 人
令和 5 年度の主な事業	リース・門松作り、スターウォッチング、日吉里山トレッキング、アドベンチャーキャンプ、地域の食材でクッキングなど

(2) 宿泊研修等数 (R4 年度)

宿泊延研修人数	日帰研修人数	合計人数
15,164 人	7,790 人	22,954 人

9 長崎市恐竜博物館（所在地：長崎市野母町 568 番地 1）

恐竜を中心とする古生物学及び地学に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究を行い、学術及び文化の発展に寄与する新たな施設として、令和 3 年 10 月に開館した。

(1) 施設概要

ア 常設展示室 長崎で発見された恐竜・翼竜等の化石を中心として、生命の記録や恐竜の時代等 5 つのテーマに沿った標本や体験エリアを設置。

イ 企画展示室 企画展及びワークショップ等を実施。

ウ オープンラボ 化石の調査研究を実施。

岩石鉱物処理室、化石クリーニング室、X線機器室、分析室、収蔵庫等があり、化石の調査研究の様子を見学可能。

(2) 事業概要 恐竜を中心とする古生物学や地学に関する生涯学習の拠点施設及び白亜紀後期の恐竜化石研究の拠点施設と位置付け、市民の学習の場を提供するとともに、恐竜化石研究の場として国内外に向け積極的に情報発信を行う。

(3) 開館時間 午前 9 時～午後 5 時

(4) 休館日 ・月曜日
・年始及び年末（1 月 1 日及び 12 月 31 日）

(5) 観覧料

区 分		観覧料（1 人 1 回につき）		年間観覧料 （1 人 1 年間 につき）
		個 人	団体（15 人以上）	
常設展示	一 般	500 円	400 円	1,250 円
	小学校の児童、 中学校の生徒又 は幼児	200 円	160 円	500 円

(6) 観覧者数 (R4 年度)

常設展	企画展	合計
153,763 人	69,408 人	223,171 人

10 その他の生涯学習施設

名 称	所 在 地	開 設 年 月	延 面 積 (m ²)	令和4年度 利用人員	備 考
野母崎文化センター	野母町 555	H2. 9	1,681.95	7,039	・各種講座を開催 主要施設 ・多目的ホール ・会議室 ・視聴覚室 令和3年10月29日より指定 管理者制度を導入
琴海文化センター	長浦町 3777-9	H2. 3	1,741.42	8,209	・各種講座を開催 主要施設 ・多目的ホール ・会議室 ・和室 ・図書室
琴海南部文化センター	琴海村松町 703-14	H7. 3	921.03	29,668	・各種講座を開催 主要施設 ・図書室 ・会議室 ・和室 ・調理室